

専門研究B

軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の 在り方に関する研究

(平成22年度～23年度)

研究成果報告書

平成24年3月



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

はじめに

近年、新生児聴覚スクリーニング等の聴覚障害の早期発見システムの進展により、早期から聴覚障害の有無だけでなく、障害の程度も判定できるようになった。また、重度聴覚障害に対する人工内耳装用事例が増加しており、聴覚特別支援学校においては、1歳未満の人工内耳装用例も報告されている。

聴覚障害の早期発見により、できるだけ早くから補聴器を装用し、療育・教育環境を整える等の手だてを講じることにより、聴覚障害に起因する言語発達の遅れやコミュニケーション上の困難性を軽減することが期待される。

軽度・中等度難聴にあつては、きこえが十分ではないが、音や音声に反応し、音声コミュニケーションが可能であることが多い。しかし、確実な聴覚情報が入らない状況を放置することにより、言語発達やコミュニケーションに支障が生じることが危惧される。

このような状況を背景として、聴覚障害教育においては、軽度・中等度難聴児への教育的な対応がより重要な課題と位置づけられるようになっている。

そこで、本研究では、軽度・中等度難聴児の指導や支援の在り方とともに保護者等への支援について検討するために、先行研究の収集から、聴覚特別支援学校、難聴特別支援学級及び通級指導教室並びに聴覚障害者情報提供施設等の関係諸機関における軽度・中等度難聴児（者）の支援状況に関する実地調査や実態調査を実施し、それぞれの機関における指導事例等の教育的対応に関する資料収集を行い、「軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の在り方に関する研究」に着手することとした。

2012年3月

研究代表者 教育研修・事業部総括研究員 原田 公人

目 次

はじめに

第 1 章 軽度・中等度難聴児に対する教育的対応の今日的課題	1
第 1 節 聴覚障害の程度と区分	3
第 2 節 軽度・中等度難聴の補聴の必要性和専門的教育機関における指導	4
第 3 節 軽度・中等度難聴児への教育的支援	5
第 4 節 各発達段階における軽度・中等度難聴児への指導上の課題	6
第 2 章 研究の目的、研究の方法、研究計画	9
第 3 章 軽度・中等度難聴児の教育的支援に関する調査	13
第 1 節 聴覚特別支援学校における軽度・中等度難聴児の教育的支援 に関する実態調査	15
第 2 節 聴覚障害者情報提供施設ライブラリー及び地方ライブラリーの 教育的利用に関する実態調査	32
第 3 節 全国難聴言語障害学級及び通級による指導教室における実態調査	41
第 4 節 まとめ	47
第 4 章 軽度・中等度難聴児・者への指導と支援の実際	49
第 1 節 兵庫県立こばと聴覚特別支援学校における軽度・中等度難聴児 への指導と支援	51
第 2 節 小学校難聴学級・通級指導教室の実践 一連携をとおして一	61
第 3 節 川崎市北部地域療育センターにおける軽度・中等度難聴児への 指導と支援	71
第 4 節 神奈川県聴覚障害者福祉センターにおける軽度・中等度難聴児（者） への支援	78
第 5 節 まとめ	89
第 5 章 総合考察	91
研究体制	96

資料 1	「軽度・中等度難聴児に対する指導と支援のあり方に関する研究」にか かかるアンケート調査（聾学校）	99
2	平成 23 年度 全国難聴・言語学級及び通級指導教室実態調査	126
3	聴覚障害者情報提供施設・聴覚障害者センター 軽度・中等度難聴に 関する実態調査	134
研究分担者・協力者一覧		140
おわりに		141
執筆者一覧		142

第 1 章

軽度・中等度難聴児に対する教育的対応の 今日的課題

第 1 節 聴覚障害の程度と区分

一般に、聴覚障害は全くきこえない状態を Deaf（聾）、それより軽度の難聴を Hard of Hearing に区分される。きこえの程度（聴力レベル）は、軽度(mild) 難聴、中等度(moderate) 難聴、高度(severe) 難聴、聾（ろう）(profound) の 4 段階に分けて表現される。

世界保健機関(WHO)の分類では、聴力レベル 26～40dBHL を「軽度」、聴力レベル 41～55 dBHL を「中等度」、聴力レベル 56～70 dBHL を「やや高度」、聴力レベル 71～90dBHL を「高度」、聴力レベル 91 dBHL 以上を「非常に高度」としている。きこえの程度の区分は、医療、福祉、教育に若干差異が見られる。表 1 に、各難聴の状態像を示した。

表 1 各難聴の状態像

平均聴力レベル dBHL	難聴程度分類	裸耳での聞こえの障害の状況
30～39	軽度難聴	対面の会話や、大きめの声の対話は不自由ない 小さな声の話や、ささやき声が聞きにくい 騒音下や、雑音の多い所での電話を聞き誤る
40～69	中等度難聴	近くで大きめの声の会話は聞きとれる 電話では、詳細な話を聞き誤ることがある 複数名による会話での話合や意見調整は難しい
70～99	高度難聴	耳元で大きな話は聞こえる 自分自身の音声聞こえる 1 対 1 の会話でも口元が見えないと不自由になる 日常会話では衝撃音など聞こえる音がある
100～	聾（ろう）	耳元で大きめの声での話が聞こえない 自分自身の音声を聞き取れない 近い距離の低周波帯の強大音は聞こえる

（註：喜多村（2007）より一部抜粋）

厚生労働省（2008）によれば、わが国の聴覚・言語障害者は約 36 万人である。世界保健機構（WHO）では、41dB 以上の難聴者に対して、補聴器の装用が推奨されているが、日本補聴器工業会（2003）の調査では、補聴器の潜在ユーザー（難聴者）のうち、補聴器の所有者割合はわずか 24.1%に過ぎないという報告がある。

一方、身体障害者手帳の交付に関しては、聴力レベル 70dB 以上から交付を受けることができることとされ、多くの軽度・中等度難聴の場合、自身で補聴器を購入するには負担となる場合が予想される。

軽度・中等度難聴の場合、その難聴のレベルをどのように捉えるかは一様ではないが、会話音はもとより環境音の聞き取りにおいて、高度難聴とは異なる固有の課題を有している。このため、軽度あるいは中等度ということばかり、その様態については深刻な課題ではないと認識することは誤りだと言えよう。

第2節 軽度・中等度難聴の補聴の必要性和専門的教育機関における指導

小寺（2000）は、「会話を正確に聞き取ることが必要で、かつ聞き返しが許されない状況にある難聴患者の適応は軽度難聴となる。このような難聴患者では、良聴耳の平均聴力レベルが 35dB でも補聴器の適応がある。難聴の分類は色々あり何 dB が難聴になると言った事よりも、生活上の困り具合で分類した方が良い。そこで問題となるのは語音明瞭度が聴力と並行していない場合がある。そのため語音明瞭度を加味した聴力で分類するのが实际的である。」と述べている。このように、軽度難聴の場合であっても、ことばとの関係で補聴の必要がある。

わが国においては、聴覚障害の専門的教育機関として、聴覚特別支援学校をはじめ、小学校・中学校においては難聴特別支援学級が設置されている。文部科学省の資料（2010）によれば、小学校では約 450 校、中学校は約 200 校で 1000 名以上の児童生徒が在籍している。この他、通級による指導を受けている児童生徒が約 1800 名となっている。また、国立特殊教育総合研究所（現国立特別支援教育総合研究所）による全国調査（2007）では、難聴特別支援学級における中等度難聴児の割合が約 70%であると報告している。難聴には、軽度・中等度難聴、一側性難聴、進行性難聴等、諸相があり、聴覚特別支援学校や難聴特別支援学級等に在籍していない児童生徒の中には、これらの難聴を有する場合があることが見逃されている可能性がある。

文部科学省の「改訂版通級による指導の手引き（2007）」には、「通級による指導における、軽度の障害のある児童生徒に対して、保有する聴力の活用が優先され、聴覚の活用を適切に装用する指導、聴覚学習として聞く態度の育成、聞き取りの練習、音声の聴取・弁別の指導、語彙の拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記などの書き言葉の指導などがあげられている。さらに、難聴に対する自分なりの受け止め、周囲の人たちの思いなどについても理解を深めることにより、通常の学級における学習や生活を円滑に行うことができるようにするための援助や助言も大切である。」と記されている。

第1節の表1に示したように、軽度・中等度難聴児のきこえに関しては、「対面の会話や、大きめの声の対話は不自由ない」、「小さな声の話や、ささやき声が聞きにくい」、「騒音下や、雑音の多い所での電話を聞き誤る」「電話では、詳細な話を聞き誤ることがある」、「複数名による会話での話合や意見調整は難しい」といった状況がある。

また、きこえ以外の問題点として、「非常に遅く発見されることがある」、「ある程度音や音声に反応するために、保護者（家族）に補聴器装用の必要性が理解されにくい」といったことが挙げられる。更に、きこえにくいことにより、自分に自信を持つことができず、円滑な対人関係がとりにくくなる。これに起因し、社会性の発達の遅れにつながることも危惧される。

第3節 軽度・中等度難聴児への教育的支援

軽度・中等度難聴児の言語発達について、杉内ら(2010)は、軽度・中等度難聴児 30 人の難聴を疑った時期と診断の時期、補聴器の装用開始時期、そして補聴器の使用状況を調査し、問題とその背景について考察した。そして WISC-III を行った 24 人のうち 14 人について、言語発達に遅れがみられたと報告した。その背景として、定着していない補聴器装用状態、両親等との言語環境といった音声コミュニケーションの質と量の問題が関与していること、母親は意識していても対処する術を知らないという現実がうかがえたと報告した。また、杉内ら(2001)は、小児難聴は早期発見が不可欠であり、同時に軽度・中等度難聴児においては、聴覚障害を適正に認識、受容できるような指導、補聴の定着、コミュニケーション指導が重要であると述べた。

新生児聴覚スクリーニングの導入により早期に難聴が発見される例が増加傾向にある。乳幼児期の音声言語獲得には聴覚機能の役割が大きいことを踏まえると、発見時における聴力の慎重な評価や補聴の検討・指導が重要となる。しかし、保護者（家族）の難聴（軽度・中等度難聴）理解が不十分であったり、早期補聴に対して専門家の意見が異なること等により、療育（教育）開始年齢が遅れることも懸念される。

上述したように軽度・中等度難聴児にあっては、当事者の障害理解と聴覚学習を基本とした指導、支援が重要であるが、保護者（家族）や教育関係者等に十分に理解されていない状況がある。このため、軽度・中等度難聴児への教育的支援について、様々な方面から検討することが重要である。検討の視点としては、まず、個々の軽度・中等度難聴児のきこえの状態や発達に関する理解を進めることが求められる。特に、早期の場合には、母子関係や情緒の発達に影響する可能性も考えられ、保護者（家族）への正しい情報提供が重要である。

また、本研究所では、平成 15 年～20 年にかけて聴覚特別支援学校における手話活用や授業とその評価について研究を進めてきた。この中で近年の動向として、聴覚に障害のある子どものコミュニケーションの多様化が挙げられ、聴カレベルによる選択、すなわち、聴力が重い場合は手話中心、軽い場合は聴覚中心といったコミュニケーション手段の選択についての自由度が増していることが示された。それぞれのコミュニケーション手段の長所を検討し、これらを駆使することにより、全人発達を遂げさせることが志向されている。したがって、軽度・中等度難聴児にあってはステレオタイプの選択ではなく、個々の発達の状態やニーズに応じたコミュニケーション手段を検討することが重要である。

以上のように、軽度・中等度難聴児にあっては、補聴器や人工内耳等の聴覚管理を基に聴覚学習が必要であり、さらに自己の障害を認識し、その受容について個別に丁寧に指導することが大切である。

また、近年、重度難聴に対し、早期からの人工内耳装用が進められているが、人工内耳は全ての音や音声に対してききとりを保障するものではない。したがって、人工内耳のきこえの状態について、正しく理解し、本人に対してはもとより、保護者（家族）や関係者に適切な情報提供を行う必要がある。

第4節 各発達段階における軽度・中等度難聴児への指導上の課題

ここでは、各発達段階における軽度・中等度難聴の指導上の課題等について考える。

(1) (乳)幼児期における軽度・中等度難聴児への指導上の課題

一般に、新生児聴覚スクリーニングあるいは乳幼児健康診断の結果、難聴が判明した場合、医療機関等の助言により療育機関の療育や聴覚特別支援学校、小学校のことばときこえの教室等への教育相談を勧められる。各機関や地域によって、相談・指導開始年齢を始め相談体制が異なる場合がある。このため、教育委員会を始め、医療機関や療育機関と聴覚特別支援学校によるネットワークを構築する必要性がある。

(2) 学齢期（小学生）における軽度・中等度難聴児への指導上の課題

小学校の難聴特別支援学級及び通級指導教室においては、基本的な指導形態として、個別指導と小グループ指導が行われている。指導体制として、担当者が一人といった学校が少なくない。本施設設備については、発達検査器具はある程度設備されているが、オーディオメータ等の聴覚機器を配備している学校は少ない状況がある。

また、障害に関わる自立活動的な指導と教科の補充のバランスや難聴児のきこえに関する専門的知識の確保、関係機関（通常の学級あるいは在籍学級の担任、聾学校、医療機関、進路先等）や保護者（家族）との連携等の課題がある。

(3) 学齢期（中学生以降）における軽度・中等度難聴児への指導上の課題

中学生段階では難聴特別支援学級、通級指導教室で専門的な指導を受けている生徒が減少している。その理由としては、部活動のためにグループ指導が設定しにくいことや特別支援学級等そのものの数が少ないことが挙げられる。また、中学校を卒業した難聴生徒を対象にした指導については、制度が十分に整っていない状況がある。

(4) 保護者（家族）支援

(乳)幼児期から学齢期（中学生以降）を通して、保護者（家族）支援は重要である。軽度・中等度難聴児にあつては、本人自身が音声でのコミュニケーションに不都合を感じていない場合があり、保護者（家族）についてもこれと同様の状況があると考えられる。反対に、保護者（家族）が聴性反応行動やことばの遅れに意識が集中する場合も考えられる。保護者（家族）は、子どもや障害に対して、常に気持ちが揺れ動いている。このため、担当者は、保護者（家族）と子どもの実態や抱えている問題を共有し、共通理解を図ることが大切である。様々な様相を呈する軽度・中等度難聴児をもつ保護者（家族）支援の在り方について検討することが求められている。

（原田 公人）

引用文献・資料

- 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 平成 18 年度「全国難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査」結果報告書 2007
- 文部科学省初等中等局特別支援教育課 特別支援教育資料(平成 22 年度) 2010
- 文部科学省 改訂版通級による指導の手引き・解説と Q&A. 2007
- 廣田栄子、田中美郷 聴覚障害乳幼児の教育・療育のための臨床研修の実態、音声言語医学、32.3. 291-298.1991
- 喜多村 健 言語聴覚士のための聴覚障害学 113 頁 医歯薬出版 KK 2007
- 斎藤佐和:コミュニケーション方法とリテラシー、音声言語医学, 332-335, 2006
- 全難言協:第 35 回全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会(岐阜大会)大会要項, 2006
- 全難言協:第 36 回全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会(東京大会)大会要項 2007
- 文部省:聴覚障害教育の手引き・多様なコミュニケーション手段とそれを活用した指導・1995
- Patricia Elizabeth Spencer and Marc Marschark Advances in the spoken language development of deaf and hard-of-hearing children Oxford University Press 2006
- 小寺一興 補聴器の適応と適合検査、日本医師会雑誌 2000/3/15 (第 123 巻・第 6 号)
- 入谷仙介 第 4 章総合考察 (財) 日本障害者リハビリテーション協会発行「リハビリテーション研究」16-21, 1985 年 11 月(第 50 号)
- 障害者白書 平成23年版 内閣府政策統括官
- 日本補聴器工業会 「補聴器供給システムの在り方に関する研究」2年次報告書 2003
- 杉内 智子,佐藤 紀代子, 浅野 公子, 杉尾 雄一郎, 寺島 啓子, 洲崎 春海
- 軽度・中等度難聴児30症例の言語発達とその問題 日本耳鼻咽喉科学会会報Vol.104 , No.12(2001)pp.1126-1134

第 2 章

研究の目的、研究の方法、研究計画

第 1 節 研究の目的

本研究においては、聴覚特別支援学校及び難聴特別支援学級等に在籍する軽度・中等度難聴児（者）に対して、コミュニケーション力や学力・言語力等の学習上、生活上の現状と課題を明らかにし、適切な指導、必要な支援の在り方及び保護者、関係者等への支援について検討することを目的とする。

第 2 節 研究の方法

上述した研究目的を遂行するために、本研究では（１）聴覚特別支援学校における軽度・中等度難聴児の教育的支援に関する実態調査の実施、（２）聴覚障害者情報提供施設における軽度・中等度難聴者の支援に関する調査の実施、（３）全国難聴言語障害学級及び通級による指導教室における実態調査の実施、（４）聴覚特別支援学校、難聴特別支援学級、聴覚障害者情報提供施設、療育センター訪問による資料収集、及び研究協力機関より軽度・中等度難聴児（者）の教育・療育・福祉に関わる情報や資料を提供していただいた。

なお、上記 3 調査の方法や手続きの詳細については、次章で述べる。

第 3 節 研究計画

<平成 22 年度>

（１）調査 1 の実施

聴覚特別支援学校における軽度・中等度難聴児の教育的支援に関する実態調査

①調査目的：軽度・中等度難聴児の教育的支援に関する実態を明らかにする。

②調査時期：平成 23 年 1 月～2 月

③調査方法：郵送による自記式質問紙法及び面接調査

（２）実地調査

聴覚特別支援学校、難聴特別支援学級、聴覚障害者情報提供施設、療育センター訪問による資料収集

（３）研究協議会（１回）開催

平成 23 年 2 月 5 日（土）

<平成 23 年度>

（１）調査 2 の実施

聴覚障害者情報提供施設における軽度・中等度難聴者の支援に関する調査

①調査目的

聴覚障害者情報提供施設における軽度・中等度難聴者の教育・福祉支援に関する実態を明らかにする。

②調査時期：平成 23 年 11 月～12 月

③調査方法：郵送による自記式質問紙法及び面接調査

(2) 調査3の実施

全国難聴言語障害学級及び通級による指導教室における実態調査

①調査目的

難聴言語障害学級及び通級による指導教室における軽度・中等度難聴児の教育的支援に関する実態を明らかにする。

②調査時期 平成23年7月～9月

③調査方法 郵送による自記式質問紙法（抽出）

(3) 研究協議会（3回）開催

平成23年6月4日（土）、平成23年11月26日（土）、平成24年3月3日（土）

第 3 章

軽度・中等度難聴児の教育的支援に関する 調査

第 1 節 聴覚特別支援学校における軽度・中等度難聴児の 教育的支援に関する実態調査

1. 調査目的

特別支援学校を含め、軽度・中等度難聴の児童生徒への教育的な対応が重要な課題になっている。このため軽度・中等度難聴児への指導や支援の在り方とともに保護者等への支援も含めて検討することを目的とする。

2. 調査時期、調査対象

調査時期：平成 23 年 1 月～平成 23 年 2 月

調査対象：全国の聾学校（「平成 21 年度全国特別支援学校実態調査（聾学校の部）」に掲載されている本校及び分校の計 104 校。

記述内容は平成 22 年 12 月 1 日現在の各学校・学部の実態とした。

3. 調査内容

調査は学校全体に関する質問用紙と各学部（幼稚部・小学部・中学部・高等部本科・高等部専攻科）に関する質問用紙から構成し、質問内容は、在籍幼児児童生徒数（聴力別）、人工内耳装用児数、聴覚管理、軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）に関する研修、保護者支援、自己のきこえに関する意識等とした。

本調査では、聴力レベルが 40dB 未満、40～59dB、60～79dB の範囲にある幼児児童生徒を軽度・中等度難聴児とした。

4. 回答校

有効回答校は、87 校であった。

5. 調査結果

（1） 軽度・中等度難聴がある幼児児童生徒数

表 3-1-1 に、通級による指導を含む各学部別の幼児児童生徒数を聴力別に示した。本調査における対象幼児児童生徒数は 7,409 名であり、軽度・中等度難聴児の総数は 2,048 名（28%）という結果となった。

表 3-1-1 各学部における（含：通級による指導）の聴力別幼児児童生徒数

	40dB 未満	40～59dB	60～79dB	80～99dB	100dB～	不明	合計
乳幼児教育相談	142	268	341	336	421	82	1,590
幼稚部	20	76	172	276	365	28	937
小学部	28	66	216	602	860	35	1,807
中学部	16	47	137	400	503	19	1,122
高等部本科/専攻科	14	39	157	496	741	12	1,459
通級による指導	45	129	135	97	79	9	494
合 計	265	625	1,158	2,207	2,969	185	7,409

軽度・中等度難聴児、乳幼児教育相談 751 名（47%）、幼稚部 268 名（29%）、小学部 310 名（17%）、中学部 200 名（18%）、高等部 210 名（14%）、通級による指導 309 名（63%）であった。通級による指導と乳幼児教育相談児に占める軽度・中等度難聴児の割合が高かった。

（２） 人工内耳装用児数

図 3-1-1 に、各部における人工内耳装用児数を示した。

N=1,207

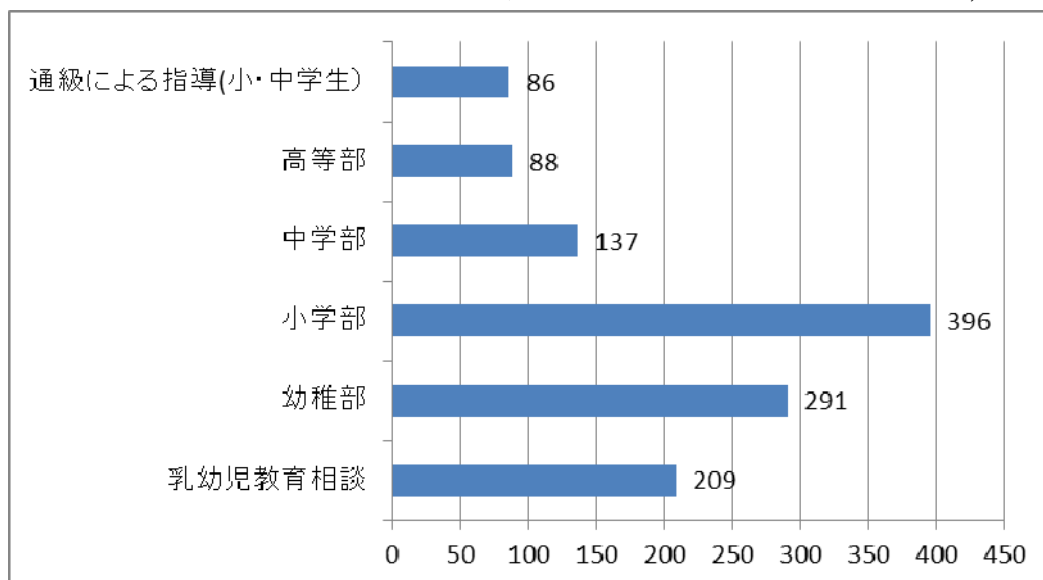


図 3-1-1 各部における人工内耳装用児数

各部の人工内耳装用児総数は 1,207 名（16%）であり、通級による指導における人工内耳装用児数 494 名を除くと、人工内耳装用児総数 1,121 名（16%）であった。

人工内耳装用児は、年齢が高くなるにつれて減少傾向にある。

（３） 通級による指導

通級による指導を行っていると回答した学校は、87 校あった。このうち軽度・中等度難聴児数は合計 309 名であった。これは 1 校あたり、5 名程度の軽度・中等度難聴児を指導していることになる。また、通級による指導における聴覚管理の担当者について尋ねたところ、「通級担当者」が 37%（48 校）、「補聴器業者」が 17%（22 校）、「かかりつけの耳鼻科医」が 19%（24 校）の順であった（複数回答）。

（４）－１ 聾学校における聴覚管理の担当者

図 3-1-2 に各聾学校における聴覚管理の担当者の内訳を示す（複数回答）。

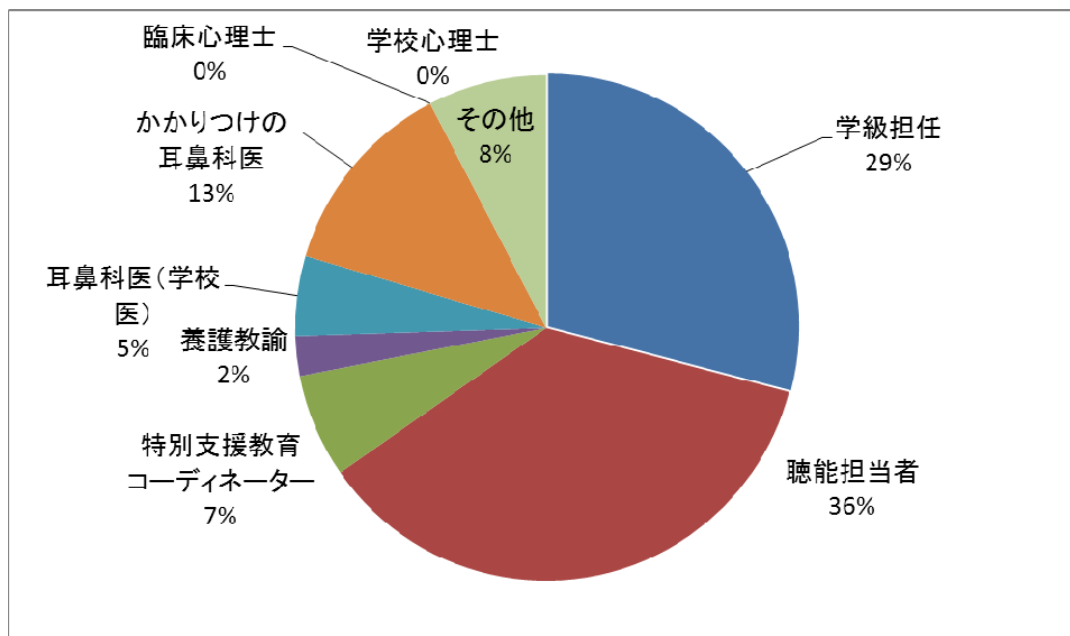


図 3-1-2 各聾学校における聴覚管理の担当者の内訳

「聴能担当者」が 71 校（36%）、「学級担任」が 57 校（29%）、「かかりつけの耳鼻科医」が 25 校（13%）の順であり、聴能担当者と学級担任の連携により聴覚管理を行っている状況があると思われた。

（４）－２ 聾学校における補聴器管理の担当者

「専任者（聴能担当者、S T、オーディオロジスト）」が 65 校（28%）、「外部関係者（補聴器業者）」が 54 校（23%）、「学級担任」が 50 校（18%）の順であり、聴覚管理において、学級担任も多く関わっていることが示された。

（４）－３ 聾学校における補聴器点検の頻度

学校での補聴器の点検の頻度を尋ねた。「学校として行っていない」と回答した学校が 2 校あったものの、「定期的に行っている」と回答した学校が 79 校で 90%を占めた。

また、定期的に点検を行っている学校に対し補聴器の点検の頻度を尋ねたところ、79 校から回答があり、「毎日」と回答した学校が 18 校（23%）、「週に 1 回」と回答した学校が 7 校（9%）、「その都度」と回答した学校が 10 校（13%）であり、「その他」と回答した学校が 55 校で最も多かった。

「その他」の自由記述では、「学部によって頻度が異なる」が 23 校（29%）あった。「学部によって補聴器点検の頻度が異なっている」という回答の中では、幼稚部・小学部で頻度が高く、中学部・高等部で頻度が低くなる傾向が見られた。

（４）－４ 聾学校における補聴システム

補聴システムとしては、磁気式フラットループが 28 校（32%）、集団補聴器が 20 校（23%）の他に、赤外線補聴システム 13 校（15%）や FM 補聴器 7 校（8%）の使用も見られた。一方、「特に使用していない」と回答した学校が 12 校（14%）あった。「その他」の記述として、「FM 補聴器を使用している者もいるが、少人数のため使用していないケースがほとんどである」、「老朽化しており、予算に拠るところが大きい」といった記述が見られた。

（４）－５ 聾学校における補聴器管理や聴覚管理担当者の業務内容

補聴器管理や聴覚管理の担当者が行っている業務内容については、「聴力測定」82 校（94%）、「補聴器調整データの管理」79 校（91%）、「聴覚活用等に関する資料収集、配布」73 校（84%）、「保護者への説明」72 校（83%）、「補聴器調整」70 校、「補聴器の選択」61 校（70%）の順であった。「その他」には 39 校（45%）の回答があったが、その中には「生徒に対する聴覚管理の指導」に関する記述が 14 校（16%）あった。

（５）－１ 補聴器の調整で工夫していること

52 校から回答があった。「子どもの聞き取りを参考にして調整を行っている」という記述が 24 校（46%）に見られた。続いて「業者との連携をしている」という記述が 16 校（31%）、「医療機関との連携をしている」という記述 7 校（13%）があった。中には「装用閾値だけでなく、語音弁別検査も重視している」、「補聴器の調整の状態を複数で確認して話し合ったり、補聴器業者に来校してもらい、調整や設定について助言をもらっている」といった記述があった。この他、校内では調整を行わず外部（補聴器販売店、病院等）に任せているとの記述があった。

（５）－２ 教室の遮音・防音、反響、雑音対策として行っていること

71 校からの回答があった。「イスや机の足にテニスボールをつける」が 45 校（63%）、次に「ジュータンやカーペットを敷く」が 18 校（25%）あった。特に何もしていないという記述も 10 校（14%）あった。

（５）－３ 校内放送に関する補聴設備として設置しているもの

78 校から回答があったが。「お知らせランプ」や「パトライト」を設置する学校は 72 校（92%）であった。その他に「見える校内放送」や「電光掲示板」、「緊急文字情報システム」等を記述した学校があった（18 校 23%）。

（５）－４ 校外学習で聴覚的配慮をしていること

38 校から回答があった。「FM 補聴システムを活用している」という記述が 13 校（34%）に見られた。また、視覚的な手段を用いて「スケッチブックやホワイトボード等に字や絵を書いて示す」学校が 11 校（29%）、補聴器に音声が届きやすいように「携帯拡声器を使う」という学校も 8 校（21%）あった。

（５）－５ 体育館、特別教室等で配慮していること

68 校から回答があった。「磁気ループ」、「集団補聴器」等を使用している学校は、43 校（63％）であった。「視覚的にＯＨＰやプロジェクター等で、文面や文字、絵等を表示する」学校が 36 校（53％）、「手話通訳を付ける」学校が 20 校（29％）あった。「聴覚的な支援」、「文字情報」、「手話」といった主要な配慮を全ての記述のある学校も 7 校（10％）あったが、聴覚的な配慮に関する記述がなく視覚的な配慮のみを記述している学校が 23 校（34％）あった。

（６）軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴等）に関する研修

校内での研修における軽度・中等度難聴児に関する研修について尋ねたところ、「研修を行っている」が 47 校（54％）、「特に行っていない」が 37 校（43％）であった。

「研修を行っている」と回答した 47 校の研修内容としては、人工内耳の器機（41 校：87％）、補聴器の器機（28 校：60％）、コミュニケーションにおける配慮（25 校：53％）、言語指導における配慮（22 校：47％）、補聴システム（22 校：47％）、軽度・中等度難聴のきこえ（20 校：43％）、きこえの疑似体験（20 校：43（％）、関係機関との連携（14 校：30％）、保護者支援（14 校：30％）、障害の認識（12 校：26％）、一側性難聴の理解、配慮（7 校：15％）であった（複数回答）。

人工内耳の器機に関する研修が多くを占めている一方で、軽度・中等度難聴のきこえについては回答校の半数以下という結果であった。

「軽度・中等度難聴児に関する研修」を行っているという回答のあった 47 校のうち、研修会の講師をだれが担当しているかという設問に対し、46 校から回答があった。校内の職員が講師をする例が最も多く（39 校：83％）、その中には聴能担当者や特別支援教育コーディネーター等の職員が担当しているという記述が見られた。また、人工内耳や補聴器メーカー等の業者（21 校：45％）や病院のＳＴ（10 校：21％）等の外部講師を招聘する例も見られた。

（７）人工内耳装用児の装用閾値

表 3-1-2 に、各部における人工内耳装用児の分布を示した。

表 3-1-2 各学部的人工内耳装用児の装用閾値（両耳装用の場合は良聴耳）

学部	乳幼相談	幼稚園部	小学部	中学部	高等部	計
<25 dB	0	12	30	11	6	59
25-29 dB	8	58	81	19	16	182
30-34 dB	44	78	111	37	17	287
35-39 dB	50	64	77	21	18	230
40-44 dB	48	39	47	18	13	165
45-49 dB	12	15	21	15	4	67
≥ 50 dB	20	16	22	6	13	77
不明	27	9	7	10	1	54
計	209	291	396	137	88	1,121

人工内耳の装用閾値は 30～34dB が 287 人（26％）であった。人工内耳の一般的な閾値である 40dB 未満の装用閾値を達成している人工内耳装用児は 758 人（68％）で人工内耳装用児のほぼ 3 分の 2 を占めていた。

（８）－１ 伝音性難聴児、骨導補聴器装用児、一側性難聴児

各部における伝音性難聴児数、骨導補聴器装用児数、一側性難聴児数を表 3-1-3、表 3-1-4、表 3-1-5 に示した。

表 3-1-3 伝音性難聴児数

学部	在籍数（人）	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
乳幼児相談室	回答校（77 校）	19	5	10		1	1
幼稚園	回答校（82 校）	12	0	2	1		
小学部	回答校（82 校）	13	4				
中学部	回答校（73 校）	9	1	2			
高等部	回答校（56 校）	7	3			1	

表 3-1-4 骨導補聴器装用児数

学部	在籍数（人）	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
乳幼児相談室	回答校（77 校）	21	5	4			
幼稚園	回答校（82 校）	11	1		1		
小学部	回答校（82 校）	14	4				
中学部	回答校（73 校）	10	2				
高等部	回答校（56 校）	5	1			1	

表 3-1-5 一側性難聴児数

学部	在籍数（人）	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
乳幼児相談室	回答校（77 校）	12	4	1	1		1
幼稚園	回答校（79 校）	4		2	1		
小学部	回答校（82 校）	1					
中学部	回答校（73 校）	1					
高等部	回答校（56 校）		1	1			

本調査では伝音性難聴児の総数が 148 名、骨導補聴器装用児の総数が 234 名、一側性難聴児の総数が 54 名であった。回答学部により差があるが、伝音性難聴児は、1 校あたり 1 名から 2 名が在籍し、骨導補聴器装用児は、1 校あたり 3 名以上が在籍している。また、一側性難聴児は 2 校で 1 名以上が在籍していた。

これらの数値を低いと判断するかどうかは、意見の分かれるところであるが、一側性難聴児を除き、伝音性難聴児や骨導補聴器装用児は軽度・中等度難聴の範囲に属す

ると考えられ、これらの幼児児童生徒への対応について検討する必要がある。

(8) - 2 骨導補聴器の装用上の課題

骨導補聴器の装用上の課題に関しては 60 学部からの回答があった。

「骨導子の固定が難しい」(19 学部)、「調整ができない」(19 学部)、「子どもが痛みや不快を訴える」(16 学部) といった記述が見られた。

「骨導子の固定が難しい」であるとか、「子どもが痛みや不快を訴える」というような装用上の問題に関する記述は乳幼児教育相談や幼稚部で多く (31/35)、「調整ができず外部に任せている」という記述は小学部で多く見られた (12/19)。中学部や高等部ではほとんど記述は見られなかった (5 学部)。

(9) - 1 学級編制 (クラス分け)

学級編制 (クラス分け) の視点として、軽度・中等度難聴児 (人工内耳・一側性難聴を含む) を考慮しているかを尋ねた (表 3-1-6)。

表 3-1-6 学級編制の視点として、軽度・中等度難聴児の考慮の有無

学部	回答校数	考慮 している	特に考慮 していない	在籍数が少ないの で回答できない
乳幼児相談室	回答校(76校)	11	39	26
幼稚部	回答校(78校)	7	46	25
小学部	回答校(79校)	1	53	25
中学部	回答校(69校)	2	44	23
高等部	回答校(56校)	0	39	17

学級編制 (クラス分け) の視点として、軽度・中等度難聴児 (人工内耳・一側性難聴を含む) を考慮しているかという設問に対して 358 学部からの回答があった。

軽度・中等度難聴児を特に考慮していないという回答が多く (221 学部 : 62%)、「在籍数が少ないので回答できない」という回答が 116 学部 (32%) あった。

「軽度・中等度児を考慮している」という回答は 21 学部 (6%) からあり、その中では「聴力や人工内耳装用で分けている」(10 学部)、「聴力に合わせて聴覚活用の度合いや言語力で分けている」(4 学部)、「様々な聴力の子どもが一緒になるように分けている」(3 学部) といった記述が見られた。中学部、高等部では考慮しているという記述は見られなかった。

(9) - 2 軽度・中等度難聴児への配慮事項

軽度・中等度難聴児への指導上の配慮事項に関する記述について、以下の 7 カテゴリーに分類した (表 3-1-7、表 3-1-8)。

表 3-1-7 軽度・中等度難聴児への配慮事項

カテゴリー	項目
話し方や音環境	声の大きさ、話すスピード、リズム、イントネーション等
指導内容の理解	きこえのあいまいさや聞き取りの不十分さを考慮して、聞き取りや内容の確認を行う等
言語的な発達	子どもの発達、年齢、理解力、課題等に合わせる等
傾聴態度	聞く構えや話者を見させること等
集団での関わり	他の難聴者（生徒）への配慮として手話を使わせる等
周囲の関わり方	保護者や周囲の人たちと子どもとの関わり方に対する配慮・指導を行う等

表 3-1-8 軽度・中等度難聴児への指導上の配慮で見られた記述 (N=292)

	話し方や音環境	指導内容の理解	言語的な発達	傾聴態度	集団の中での関わり	周囲の関わり方	その他
乳幼児相談	51	19	21	5	1	7	4
幼稚部	42	17	27	4	4	1	5
小学部	48	27	11	4	3	1	7
中学部	39	22	5	5	2	0	6
高等部	32	13	3	2	2	0	2
計	212	98	67	20	12	9	24

「話し方や音環境」に関する配慮についてはどの学部でも一番多かった。「指導内容の理解」についての配慮は小学部、中学部、高等部では二番目に多く見られたが、乳幼児教育相談と幼稚部では「言語的な発達」に配慮するという記述が二番目に見られた。

特に、言語の獲得時期である幼稚部において、年齢や言語の発達状況に合わせて内容をわかりやすくしたり、語彙や言い回しに広がりを持たせようとする配慮がなされていると考えられる。

(10) - 1 発音指導

発音指導は、幼稚部、小学部での実施率（90%以上）が高く、中学部、高等部では半数程度であった。乳幼児相談室では発音指導というよりも、息や舌の練習等、遊びを通して行っている記述が多く見られた。

(10) - 2 発音指導で使用している教材

乳幼児教育相談では舌の動きの練習や息の練習にお菓子やおもちやが用いられているが、幼稚部になると口形を意識づけるために口形図や口形カードが使われていた。

小学部では子どもに自分の発音をインジケーターで確認させたり、発音カードや発音のテキスト等が用いた指導が行われていた。中学部、高等部では、この質問に対す

る記述がほとんど見られなくなった。特に軽度・中等度難聴に特化した教材は見られなかった。

（１０）－３ 聴覚学習で使用している教材

乳幼児教育相談や幼稚部では打楽器や音階の出る楽器、様々な環境音の入った CD がよく使われていた。小学部では文の聞き取りのドリルを使っているという記述が見られた。中学部、高等部ではこの質問に対する記述が殆どなかったが、語音検査用の CD を用いているという記述が見られた。

今回の調査では教材のみを尋ね、聴覚学習の実施の有無やその位置づけについては尋ねていないので明確には分からないが、中学部や高等部で教材の記述があまり見られなかったのは、普段の授業や学校生活の中での会話を聴覚学習と位置づけ、特別な教材を使用していないと考えられる。

（１１）保護者支援

①家族（特に母親）に対する情報提供・説明で配慮していること

家族（特に母親）に対する情報提供・説明に関する記述について、以下の５カテゴリーに分類した（表 3-1-9）。

表 3-1-9 家族（特に母親）に対する情報提供・説明

カテゴリー	項目
通信・連絡ノート	お便りや通信（学級、学部、支援部、聴能）連絡ノート等
個別懇談	個別指導の後や懇談（個人、学部）、送り迎えのとき等
講座・研修会	保護者研修会や母親講座等
資料、書籍	関係図書、参考図書等
掲示物	プリント、ポスター等

軽度・中等度難聴児をもつ家族（母親）への情報提供については自由記述を情報提供の形態（表 3-1-10）と内容（表 3-1-11）に分けて検討した。

表 3-1-10 保護者支援（母親）への情報提供の形態 (N=289)

	記述数	通信・連絡ノート	個別懇談	講座・研修会	資料、書籍等	掲示物	その他
乳幼児相談	81	28	32	34	32	9	0
幼稚部	71	38	39	37	9	9	0
小学部	60	33	26	12	2	4	3
中学部	47	30	16	8	2	1	1
高等部	30	18	17	0	1	2	1
計	289	147	130	91	46	25	5

学部別に記述を見ると、乳幼児教育相談では「資料や書籍の紹介」による情報提供の記述が「個別懇談」や「講座・研修会」と同程度、見られたが、幼稚園以降その記述は少なくなった。また、「講座・研修会」の記述も小学部以降少なくなっている傾向がある。

家族（特に母親）に対する情報提供の内容に関する記述について、以下の4カテゴリーに分類した（表 3-1-11、表 3-1-12）。

表 3-1-11 家族（特に母親）に対する情報提供の内容

カテゴリー	項目
軽度・中等度難聴児への理解・対応	軽度・中等度難聴児のきこえにくさと、それに対する関わり方等
個々の難聴児の状況や様子	保護者自身の子どものきこえや学校での様子等
補聴器・人工内耳	補聴器や人工内耳に関する情報等
就学・進学	就学や進学に関する情報提供

表 3-2-12 家族（特に母親）に対する情報提供の内容 (N=289)

	記述数	軽度・中等度難聴児への理解・対応	個々の難聴児の状況や様子	補聴器・人工内耳	就学・進学	その他
乳幼児相談	61	53	8	16	8	0
幼稚園	41	32	15	11	7	1
小学部	41	14	21	12	1	4
中学部	20	9	6	5	3	5
高等部	14	6	3	5	1	3
計	177	114	53	49	20	13

乳幼児教育相談においては、「軽度・中等度難聴児への理解・対応」に関する内容の記述が多く、次に「補聴器や人工内耳の情報」についての記述が多かった。幼稚園も乳幼児教育相談と同様、「軽度・中等度難聴児への理解・対応」に関する記述が多く、「個々の難聴児の状況や様子」、「補聴器や人工内耳の情報」と続いていた。

小学部では「個々の難聴児の状況や様子」について情報提供するという記述が一番多くなり、次に「軽度・中等度難聴児への理解・対応」、「補聴器や人工内耳の情報」と続いた。

②家族（特に父親）に対する情報提供・説明で配慮していること

213 学部から自由記述での回答があり、この中で「母親と同様にしている」という記述が 114 学部（54%）あった。次に「父親に対しても取組をしている」という記述が 80 学部（38%）、「母親を通して情報提供をする」という記述が 22 学部（10%）で

あった。

学部別では、乳幼児教育相談、幼稚部においては「父親に対しても取組をしている」という記述が「母親と同様にしている」という記述よりも多く、小学部、中学部、高等部では「母親と同様にしている」という記述が大部分を占めた。

また、「母親を通して情報提供をする」という記述も乳幼児教育相談と幼稚部を中心に見られ、上の学部へあがるにつれて少なくなった。

父親に対する取組とし、ては土曜日や日曜日に参観日や研修会を設定したり、来校時に直接伝えるという記述が多かった。また、情報提供の内容としては、子どもの様子やきこえについて伝えたり、家庭での子どもとの関わり方や役割を伝えたり、母親に対する支援を促すといったものが見られた。

③保護者が共にきこえない（両親聾）場合に、情報提供・説明で配慮していること

両親聾の場合に、情報提供・説明で配慮していることについては、192 学部から自由記述での回答があった。記述内容から「情報保障」、「親の意見を尊重」、「学校の指導の説明・相談」、「聴覚活用の意義説明」、「きこえの様子を伝える」の5カテゴリーに分類した（表 3-2-13）。

表 3-2-13 保護者支援（両親聾）における情報提供の内容

	記述数	情報保障	親の意見を尊重	学校の指導の説明・相談	聴覚活用の意義の説明	きこえの様子を伝える	その他
乳幼児相談	47	22	26	12	13	8	4
幼稚部	46	18	21	13	6	12	7
小学部	43	21	9	11	10	2	4
中学部	33	24	8	3	2	0	2
高等部	23	17	5	3	1	2	3
計	192	102	69	42	32	24	20

「情報保障に配慮する」という記述が 102 学部（53%）、次に、「親の意見を尊重する」という記述が 69 学部（36%）、「学校の指導についての説明・相談」という記述が 42 学部（22%）と続いた。

いずれの学部でも、聴覚に障害のある両親に対し情報保障の面で配慮をするという記述が多く見られた。それ以外では、乳幼児教育相談と幼稚部では「親の意見を尊重する」という記述が多く、小学部では「学校の指導についての説明・相談」、「聴覚活用の意義の説明」、「親の意見を尊重する」という記述がほぼ同じ程度見られた。

また、中学部、高等部では「親の意見を尊重する」という記述が比較的多かったが、他の記述については数が少なかった。

年齢の低い学部ほど、「親の意見を尊重する」や、「学校の指導についての説明や相談」に関する記述が多い傾向が見られた。

④きょうだいに対して配慮していること

家族（特にきょうだい）に対して、配慮していることについて中学部と高等部の担当者から自由記述で回答を求めた。回答数は 17 学部と少なく、「通信等や学校行事への参加によって、自分のきょうだいの学校での様子やきこえに対する理解を促し、関わりが増えるような支援をする」といった記述が見られた。

（１２）－１ 自分のきこえに関する意識についての指導する場面（中学部、高等部）

中学部、高等部における軽度・中等度難聴児の自己のきこえに関する意識（自己概念、集団帰属意識等）について、どのような指導・支援の場面で取り扱っているかを尋ねた（表 3-2-14）。

表 3-2-14 中学部、高等部における自己のきこえに対する意識に対して指導する場面

	中学部	高等部	計
自立活動	67	50	117
特別活動	23	15	38
個別指導	26	18	44
聴力測定後	45	36	81
特に取り扱っていない	0	3	3
その他	12	10	22
計	173	132	305

自己のきこえに関する意識について取り扱っている指導・支援の場面としては、305 の記述のうち、「自立活動」（117:38%）や「聴力測定後に取り扱っている」（81:27%）という記述が多く、「特に取り扱っていない」という記述は殆ど見られなかった。

「その他に」に関する自由記述では 22:7% の回答があり、中学部では「教育活動全般で日々行っている」や「交流学习の事前事後指導で取り扱っている」という記述が見られた。また、高等部では「各教科」、「進路指導の中で取り扱っている」という記述があった。

（１２）－２ 自分のきこえに関する意識について指導する内容

図 1-1-3、図 1-1-4 に、中学部、高等部における軽度・中等度難聴児の自己のきこえに関する意識（自己概念、集団帰属意識等）について尋ねた結果を示した（複数回答）。

自己のきこえに関する意識について指導する内容としては、498 の記述のうち「障害の受け止め」（108:22%）や「きこえに曖昧さがあるということを自覚させる」（89:18%）あるいは「聾の集団やきこえる集団との関わり」（68:14%）といった内容を指導するという回答があった。

また、中学部では「自信を持たせる」、高等部では「仲間（同障者）意識」という回答が多かった。その他の自由記述には 16 の回答があり、中学部では情報の曖昧さに

対しての対処法について、高等部では自分に必要な支援の種類や方法を人に伝えたり、相手の話が聞き取りづらいときの対処について指導するという記述があった。

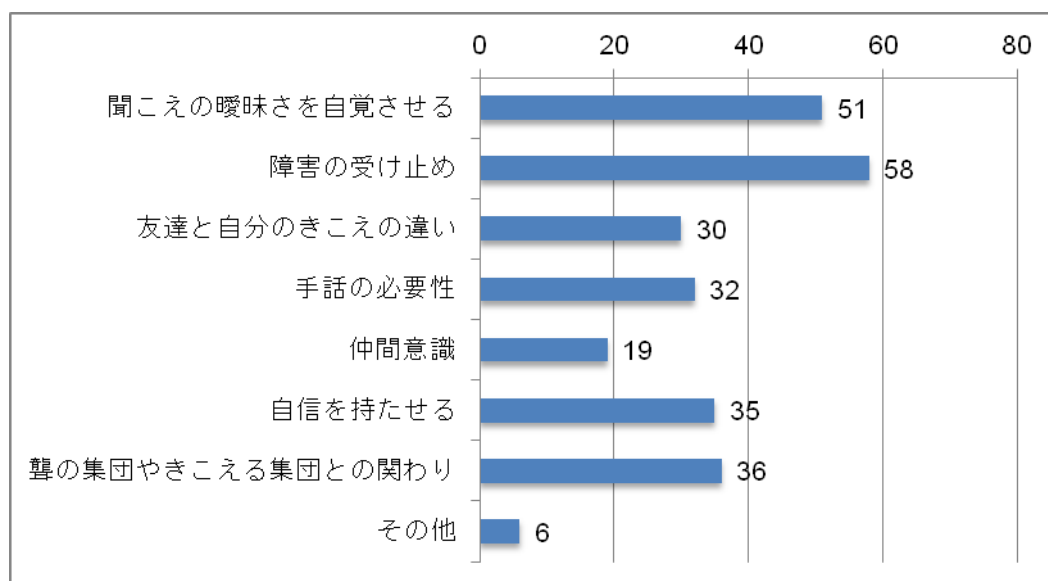


図 1-1-3 中学部における指導内容

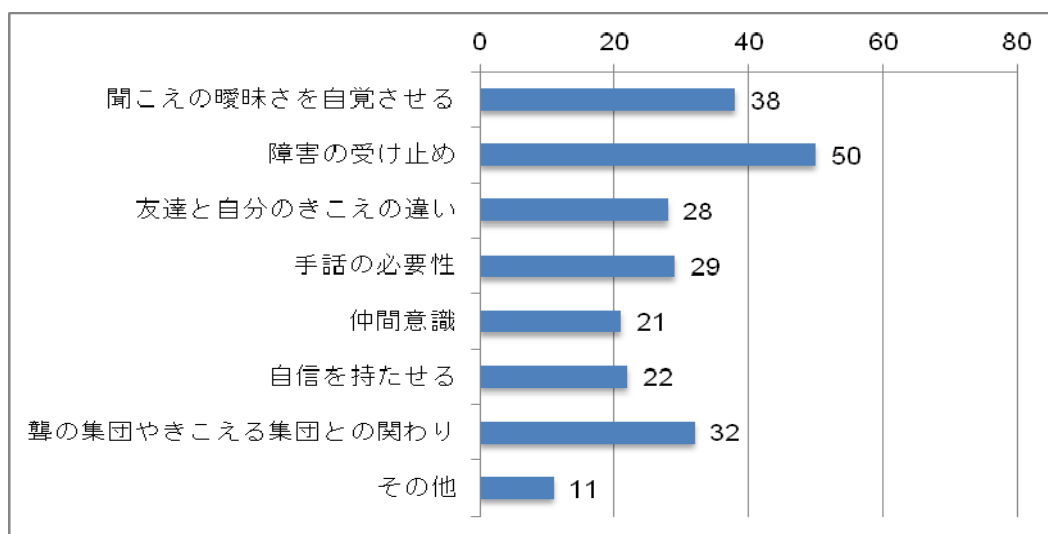


図 1-1-4 高等部における指導内容

(13) 軽度・中等度難聴の理解啓発

軽度・中等度難聴児（人工内耳装用児を含む）への対応に関する理解啓発についての設問に対して 285 学部から自由記述での回答を得た。これらを理解啓発の対象と内容に分けて検討した。

①理解啓発の対象

理解啓発の対象は「保護者」という記述が 129 学部（45%）であり、次に「本人」65 学部（23%）、「地域の学校・園」63 学部（22%）であった（表 3-2-15）。

表 3-2-15 理解啓発の対象

N=282

	保護者	本人	地域の 学校・園	福祉 ・医療	校内の 教師	家族	事業所	その他
乳幼児相談	50	0	24	13	1	6	0	4
幼稚部	36	7	14	2	1	1	0	1
小学部	20	24	14	1	5	2	0	2
中学部	16	19	7	0	5	2	1	2
高等部	6	12	4	0	0	0	8	0
計	129	65	63	16	12	11	9	9

学部別に見ると、乳幼児教育相談では 50 学部（51％）が保護者と記述した。次いで、地域の学校・園が 24 学部（24％）福祉・医療機関が 13 学部（13％）であった。

幼稚部では、保護者が 36 学部（58％）、次いで地域の学校・園が 14 学部（23％）であった。軽度・中等度難聴児の発見にかかわる人が理解啓発の対象となっていると考えられる。小学部と中学部では本人を対象としているという記述が一番多かった。（小学部：24 学部 35％、中学部：19 学部 37％）難聴児・者自身が障害を認識できる発達段階に達しているためと考えられる。

高等部では 12 学部（40％）に次いで、8 学部（27％）が事業所を対象としているという記述があった。社会的な自立に向けて、周囲の難聴理解を進める必要性に応じて、理解啓発が行われていると考えられる。

②理解啓発の内容

理解啓発の内容では、難聴の概要や補聴機器の管理といった「聴覚障害についての基礎的な事項」に関する記述が 93 あった。次に、「軽度・中等度難聴児といえども、聞き違いや聞きもらし等がある」といった軽度・中等度難聴児のきこえに関する記述が 78、「障害認識や自己肯定感」といった心理面での配慮に関する記述が 34 と続いていた。

「その他」では、保護者や教師の「子どもへの関わり方」に関する記述、難聴児の「人間関係」の形成に関する記述、学習場面でのきこえにくさに対する「学習面での配慮」に関する記述が見られた。

（１４）コミュニケーション

軽度・中等度難聴児への対応に関するコミュニケーションについての設問に対し、314 学部から自由記述での回答があった。

コミュニケーションに関する記述について、以下の 7 カテゴリーに分類した（表 3-1-16、表 3-1-17）。

表 3-1-16 コミュニケーションに関するカテゴリー

カテゴリー	項目
手話が必要	聴覚だけでは内容がとらえにくい、スムーズなコミュニケーションのために手話等の視覚的手段を用いる等
他児とのコミュニケーションに手話	手話を学校の共通のコミュニケーション手段としてとらえている、聴覚障害者との集団形成のためには手話が必要である等
音声言語を意識して使わせる	聴覚口話を基本としている、意図的に手話を使用していない等
状況に応じたコミュニケーション手段	相手や状況に応じてコミュニケーション手段を変える能力を身につけさせる等
個に応じたコミュニケーション手段	個人の環境や発達に合わせてコミュニケーション手段を選ぶ等
全体での指導	全体の指導の際のコミュニケーション手段等
きこえの確認	あいまいなきこえや発音を視覚的な情報や聞き返しによって確認させる等

表 3-1-17 コミュニケーションについての記述

(N=314)

	手話が必要	他児とのコミュニケーションに手話	音声言語を意識	状況に応じたコミュニケーション手段	個に応じたコミュニケーション手段	全体での指導	きこえの確認	その他
乳幼児相談	39	9	15	3	16	7	4	15
幼稚部	27	11	20	5	11	13	9	9
小学部	23	25	14	15	10	6	2	10
中学部	12	15	5	15	3	1	1	6
高等部	15	9	6	16	5	2	0	2
計	116	69	60	54	45	29	16	42

学部別に見ると、乳幼児教育相談では、「内容理解や伝え合う事に手話が必要である」が 39 学部（36%）、「個に応じたコミュニケーション手段を用いる」が 16 学部（15%）あり、幼稚部でも「内容理解や伝え合う事に手話が必要である」が 27 学部（26%）であった。親子で伝えあうことを重視していると考えられる。一方で「音声言語を意識して使用する」が乳幼児教育相談 15 学部（14%）幼稚部で 20 学部（19%）あり、言語指導において音声も重視していることがうかがえた。

小学部では、「他児とのコミュニケーションに手話が必要」が 25 学部（24%）、「内容理解や伝え合う事に手話が必要である」が 23 学部（22%）、集団学習の場面におけるコミュニケーション上の配慮をしていることがうかがえた。

中学部になると「他児とのコミュニケーションに手話が必要」、「状況に応じたコミュニケーション手段の活用」ともに 15 学部（26%）あり、相手や状況に応じたコミュ

コミュニケーション手段を使い分ける能力を生徒に求めるようになっている。

高等部では卒業後に社会へ出た時に必要となる、「状況に応じたコミュニケーション手段の活用」が 16 学部（29%）、「内容理解や伝え合う事に手話が必要である」が 15 学部（27%）あった。各学部それぞれの発達段階に応じたコミュニケーション手段が課題として記述されていた。

（１５）軽度・中等度難聴と他の障害を合わせ有する子どもへの対応

軽度・中等度難聴と他の障害を合わせ有する子どもへの対応については 241 学部から自由記述での回答があった。一番多かったのは「子どもに合わせた教材や、指導法を工夫する」という記述（145 学部：60%）で、次に「他機関との連携」をとっているという記述（23 学部：10%）、「指導体制の見直し」をするという記述（20 学部：8%）であった。

「子どもに合わせた教材や、指導法を工夫する」という記述の中には、絵カード、写真、実物といった視覚的な教材、コミュニケーションボードやスーパートーカーといったコミュニケーションツールを活用し、自閉症の児童に対しては、絵カード交換式コミュニケーション・システムを使っているという記述が見られた。

「他機関との連携」に関する記述では、特に乳幼児教育相談において療育機関や医療機関といった機関との連携をとっているという記述が 13 学部あった。また、「指導体制の見直し」に関する記述として、「障害に応じた教育課程を編成している」や「個別の指導」、「TT 制」の必要性に関した記述があった。

（１６）軽度・中等度難聴に関する補聴器等の費用

軽度・中等度難聴に関する補聴器の費用について、244 学部から自由記述での回答があった。多くが「軽度・中等度難聴の子どもでも、補聴器が必要であり購入費の補助が必要である」という記述であった（168 学部：69%）。中には「行政に対して働きかけている」、「既に助成がある」、「助成がつく予定である」という記述があった。

中学部、高等部では本人や保護者に対して、「福祉制度や補聴器の補助についての情報提供を行う」という記述が 22 学部（9%）見られた。また、補助がなくとも、「低価格の補聴器の中で子どもの聴力に合うものを探す」等の工夫をしているという記述もあった。

また、人工内耳の電池代やスピーチプロセッサの買い替えが自己負担なので経済的な負担が大きいという記述も見られた。

（１７）軽度・中等度難聴児に対する指導全般

記述内容として、「本人や家族の障害の受け止め、周囲の理解等」、「高度・重度難聴児と異なる支援の難しさがある」といった軽度・中等度難聴児に対し聴覚特別支援学校の専門的な支援が必要であるという記述があった。

次に、「相談ケースが多く、対応できうる人的配置が望まれる」、「従来聾学校が対象としてきた重度の聴覚障害児への対応とは異なる形での配慮や支援が必要」、「今の聾学校では体制や指導法等が軽度・中等度難聴児に対応しきれていない」、「きこえにく

い自分の状態を周囲の人に説明して理解と支援を得る力を育てていきたい」、「他の難聴児や健聴者とのコミュニケーションへの支援が必要である」、「人工内耳を装用している場合、医療機関や、大学等の連携がとても大切である」、「医療機関等との連携が必要である」という内容の記述があった。

また、福祉制度や就労に関して、軽度・中等度難聴児は身体障害者手帳が受給されず、支援を得られないことに対する制度の見直しを求める記述があった。

6. まとめ

各学部における軽度・中等度難聴児に対する対応についての自由記述をまとめると、乳幼児教育相談では、難聴の程度にかかわらず、きこえに関する情報を保護者や周囲の関係者に伝え、より適切な関わり方により言語力の基礎や健全な心身の発達を促す取組をしている。また、ベビーサインといった視覚的な手段も活用しつつそれぞれの親子状況に応じてより伝わりやすい方法でコミュニケーションがとれることを目指している。

幼稚部においては、きこえの曖昧さに配慮しつつ、ことばの音声と意味を子どもに伝え、言語獲得を図ろうとする実践がうかがえる。特に、音声によるやりとりを重視しており、話しかける時の語彙や内容にも配慮をし、ことばの世界を広げるような取組をしている。

小学部では、集団での学習のなかで、児童相互の関係を築くための共通のコミュニケーション手段として手話等の視覚的手段を使っているところが多い。また、軽度・中等度難聴児の中には会話が成立しても、思考力や学力に結びつきにくい子どももあり、指導法についての検討が必要とされている。

中学部においては、自分が難聴者であるという集団への帰属意識やアイデンティティの形成が課題となる。このため、「自分のきこえ方を把握し、補助となるコミュニケーション手段を自己選択するよう意識づけを行っている」といった、主体的にコミュニケーションをとる力を身につけさせようとする取組がされている。

高等部では、「自分の障害について、他者に堂々と伝える力、できる事とできない事を適切に説明する力を育てている」といった、相手や状況に応じてコミュニケーション手段を使い分けたり、自分の障害を理解し、必要な支援を相手に伝える事のできる力を育てる取組がなされている。

今回の調査から、軽度・中等度難聴児や人工内耳装用児の割合が大きい乳幼児教育相談や幼稚部では、軽度・中等度難聴児への対応が比較的なされているが、小学部、中学部、高等部と年齢の高い学部になるほど、軽度・中等度難聴児に特化した対応が少なくなる傾向が見られた。今後、軽度・中等度難聴について、より一層の理解を深めること、保護者（家族）をはじめ、関係者に対して理解啓発を進める必要があること、更に実践を積み重ね、個に応じた指導の充実を図ることが重要である。

(原田 公人・小田 侯朗・坪田 良一・後藤 純子)

第2節 聴覚障害者情報提供施設ライブラリー及び地方ライブラリーの 教育的利用に関する実態調査

1. 調査目的

聴覚障害者情報提供施設ライブラリー及び地方ライブラリー等の聴覚障害者情報提供施設における軽度・中等度難聴者の現状や課題を検討することを目的とする。

2. 調査時期、調査対象

調査時期：平成23年11月～平成23年12月

調査対象：全国の聴覚障害者情報提供施設 40施設（以下、機関）

3. 調査内容

調査は次の質問項目で構成した。組織（職員数、専任職員、貴機関の利用者の状況、学齢期の児童生徒の利用、事業（ライブラリー事業、相談事業、手話通訳派遣事業、要約筆記派遣事業、講座）、軽度・中等度難聴者（「難聴者」）への支援の必要性、成人の難聴者に対して取り組むべき課題、今後の課題

本調査では、軽度・中等度難聴者を「難聴者」として表現した。

4. 回答校

回答のあった聴覚障害者情報提供施設（機関）数は、35機関（回答率87.5%）であった。

5. 調査結果

（1）組織

回答のあった35機関のうち、職員数は全体で374名、このうち専任職員は211名であった。また、軽度・中等度難聴者に対応する専任の職員は29名であった。

（2）利用状況

回答のあった35機関の年間の利用者総数は、285,487名であり、各機関の平均利用者数は8,157名であった。このうち、軽度・中等度難聴者（難聴者）の利用者総数は、4,263名で、各機関の平均122名であった。

また、人工内耳装用者の年間の利用は612名（各機関平均17名）、一側性難聴者難聴者の利用は590名（各機関平均17名）であった。

次に、小学1年生から中学3年生までの学齢期の児童生徒の利用は、年間1,787名（各機関平均51名）との回答があった。

（3）部門別事業

各機関で行っている事業（ライブラリー事業、相談事業、手話通訳派遣事業、要約筆記派遣事業、講座）について尋ねた（複数回答）。

ライブラリー事業は34機関、相談事業は30機関、手話通訳派遣事業は27機関、

要約筆記派遣事業 25 機関、講座は 30 機関で実施しており、少ないものでも、手話通訳派遣事業が（77%）、要約筆記派遣事業（71%）であった。多くの機関で、上記の 5 事業を実施していることが示された。

（４）－１ ライブラリー事業で用いるコンテンツ

ライブラリー事業で用いるコンテンツとして、以下のコンテンツが挙げられた。

手話学習用ライブラリー、日本語字幕ビデオテープ及び DVD、手話・要約筆記に関する図書、NHK の特番シリーズ、病気関係等字幕挿入ビデオ、NHK ろうを生きる、難聴を生きるシリーズ、読話学習のビデオ、補聴器の正しい使い方、手話学習のための映像作品、教養番組等字幕付ビデオ、みるつく「難聴あれこれ」、NHK 福祉ネットワークのシリーズ、実践読話学習のためのビデオ 入門編、実践編、アニメ、ドラマ、記録報道等

（４）－２ 学齢期の軽度・中等度難聴児（難聴児）コンテンツ

学齢期の軽度・中等度難聴者（難聴者）に推奨するコンテンツを尋ねた。以下のコンテンツが挙げられた。

アニメーション、昔話、ドラマ、紙芝居<手話、字幕着き>シリーズ、手話紙芝居、『ようこそ先輩』等の NHK の番組、バラエティ（どうぶつ、クイズ等）番組、中学生のための手話学習ビデオ、日本語字幕付きアニメ、災害について、道德教育関係、子ども向けインターネット安全教室（センターが字幕付加）、サイエンス（情文センター字幕付加）等アニメの回答が多かったが、「現在あまり利用がない」という記述もあった。

（５）軽度・中等度難聴者（難聴者）に特化した相談事業

補聴器交付相談、補聴相談等、軽度・中等度難聴者（「難聴者」）に特化した事業の有無について尋ねたところ、18 機関（51%）が行っていると回答した。

「行っている」と回答した場合、その具体を尋ねた。以下にその内容を挙げる。

聴力検査、補聴器適合、補聴器相談、補聴器申請、日常生活用具、きこえの相談事業、医療相談、コミュニケーション相談、生活、福祉相談、聴覚障害乳幼児指導（0 歳～5 歳児対象）、難聴者相談員、要約筆記派遣コーディネーターの配置、難聴者団体活動の支援、法律相談、障害福祉サービス、福祉機器、心理カウンセリング（臨床心理士を持つ聴覚障害者が対応）、難聴者（学生）を対象とした「こころの相談」支援、（県の福祉相談機関）連携した相談支援体制、手元スピーカ、ワイヤレスマイク（FM、ブルーツース）等

（６）手話通訳派遣事業

軽度・中等度難聴者（難聴者）に特化した手話通訳派遣事業の有無を尋ねた。回答のあった 32 機関のうち、「行っている」と回答した機関が 9 機関（28%）あった。

「行っている」と回答した場合、その具体を尋ねた。以下にその内容を挙げる。

「本人の希望による情報保障」、「難聴者団体への派遣において、日本語対応手話を要請された場合に対応」、「難聴者団体の会議等に要約筆記だけではなく、手話通訳を希望する難聴者がいる場合は派遣している」、「難聴者の希望で（個人利用）要約筆記と手話を使い分けて利

用する場合もある)、「希望があれば派遣する」、「コーディネートのみ」、「口話と筆談を用いて対応したり、指文字をとつけて対応」、「難聴者が求める派遣要望に応じて手話通訳を派遣」、「中途失聴者のデイサービスに手話通訳を派遣」、「ゲームの説明や周りの方とのコミュニケーションに手話や筆談を使い支援」等

(7) 要約筆記派遣事業

軽度・中等度難聴者（難聴者）に特化した派遣事業の有無を尋ねた。回答のあった 30 機関のうち、「行っている」と回答した機関が 8 機関（27%）あった。

「行っている」と回答した場合、その具体を尋ねた。以下にその内容を挙げる。

「要約筆記の依頼は殆どが難聴者」、「個人(病院、教育)」、「手書きパソコンの全体投影」、「ノートテイク」、「難聴者団体の会議」、「行事等への派遣」、「コーディネートのみ」、「難聴者に対する要約筆記奉仕員の派遣事業」、「手書、PC 要約通訳者」等

(8) 講座

軽度・中等度難聴者（難聴者）に特化した講座の有無を尋ねた。回答のあった 33 機関のうち、「行っている」と回答した機関が 19 機関（58%）あった。

「行っている」と回答した場合、その具体を尋ねた。以下にその内容を挙げる。

「手話教室」、「手話サロン」、「デジカメ教室」、「コミュニケーション教室 - 手話・読話」、「聴覚障害者のためのコミュニケーション講座」、「福祉制度の学習」、「補聴器とコミュニケーションの講座」、「口話(読話)と手話教室」、「補聴器装用講座」、「難聴青年の集い」、「難聴リクリエーション事業」、「理解促進のための”聞こえ”を学ぶセミナー」、「難聴者を対象とした文化、教養講座」、「要約筆記養成講座」、「カリキュラムにそって、講師を招き、講義、実技」、「パントマイム講座」等

(9) その他

「その他」として軽度・中等度難聴者（難聴者）に特化した事業を尋ねた。以下にその内容を挙げる。

「無線端末器 (PSP) 等の貸出」、「サロン事業(高齢者難聴者サロン、ヤング難聴者サロン)」、「交流会」、「要約筆記者との合同学習会」、「労働サロン」、「デイサービス」、「難聴者の日」実施、「手話歌、手芸教室」、「磁気ループ貸出」、「補聴器や人工内耳を利用されている方々への説明会の会場提供」、「情報交換会及び教育フォーラム」等

(10) 軽度・中等度難聴者への支援の必要性

軽度・中等度難聴者（難聴者）への支援について、次の 5 点（軽度・中等度難聴者（難聴者）の方に対し、障害の受け止め（自己理解）、自分のきこえについて理解するための支援の必要性、コミュニケーション上、手話力向上のための支援の必要性、人工内耳や補聴器装用に関する支援の必要性、仲間集団の形成や集団帰属についてにおいて軽度・中等度難聴者同士の会話の際に、何らかの支援の必要性）について、それぞれ「大いに必要、ある程度必要、それほど必要性はない、全く必要性がない」の 4 件

法で回答を求めた。図 3-2-1 にその結果を示した。

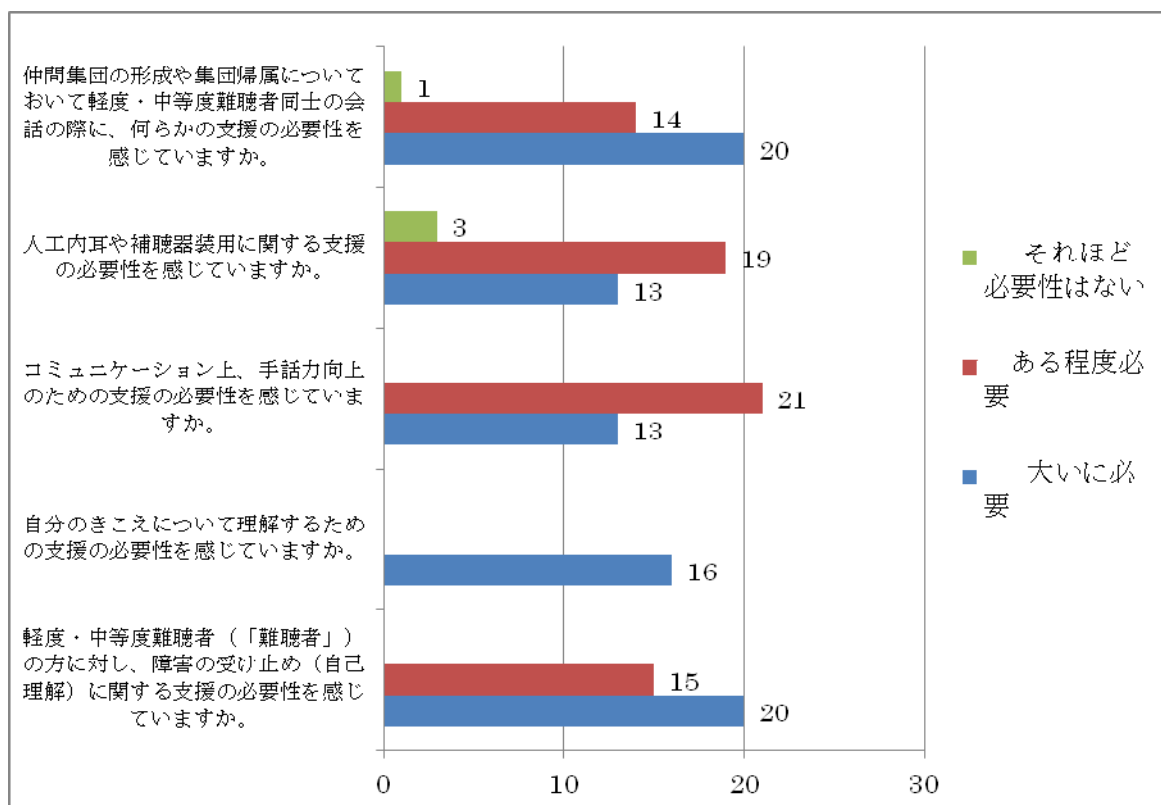


図 3-2-1 軽度・中等度難聴者への支援の必要性

軽度・中等度難聴者への支援の必要性について、「自分のきこえについて理解するための支援の必要性」（46％）を除いた項目については「大いに必要」と「ある程度必要」に回答した機関が多かった。「人工内耳や補聴器装用に関する支援の必要性」の質問では、3 機関が「必要性がない」と回答した。

各機関では、軽度・中等度難聴者に対して、何らかの支援が必要であるとした機関が多いことが示された。

（１１）－１ 今後の課題

①成人の軽度・中等度難聴者（難聴者）に関して取り組むべき課題

成人の軽度・中等度難聴者（難聴者）に関して取り組むべき課題があると回答した機関は、35 機関中 33 機関あった。

②（１１）－１で、「課題がある」と回答された場合の具体的内容

成人の軽度・中等度難聴者（難聴者）に関して取り組むべき課題があると回答した場合、その具体を尋ねた。以下にその内容を挙げる。

(1)難聴者の障害受容や、難聴者として生活する力をつけること

- ・ 障害の受容（障害をどのようにして他人に周知）
- ・ 同障者との出会い、交流、コミュニケーション手段獲得の講座、中途障害者に対する日常

生活訓練

- ・ 要約筆記等コミュニケーション支援の周知
- ・ 対人スキルトレーニング
- ・ 障害認識、受容の促進、ピアサポート
- ・ 障害の受容が難しい、仲間づくり
- ・ 難聴者同士（複数で交流・会話）のコミュニケーション方法
- ・ 地域で孤立している軽度・中等度難聴者の交流の場を提供する
- ・ 交流の場の拡大、ピアカウンセリング
- ・ 福祉の谷間に追いやられている。集団形成等への支援が求められる。
- ・ 孤独を感じている人が多い。難聴者同士でも誤解が生じることもある。難聴者団体があること。情報保障ができることを周知しなければならないと思う。
- ・ 当事者団体の周知と加入の促進
- ・ 口話が上手でも社会経験が乏しい人、人の気持ちがわからない人、中身がない、社会性がない・・・という人がいる。（特に普通学校で育った人、中途失聴ではなく）
- ・ 支援が必要と思うが成人してからでは遅い。
- ・ 加齢による難聴者への対応
- ・ 難聴者が難聴であることの不利；その対策について まだまだ知識、情報が少ない。
- ・ 福祉制度（要約筆記者の派遣等）の利用促進とサービスの周知
- ・ 県市町村との交渉等、行政との関わり方についてのスキルを身につける
- ・ 自分自身が自分へきこえの程度、課題を知ること。環境によって音での理解が大きく変化すること、どんな環境が自分に必要かを知り、周りに理解してもらうこと自らの集団を組織化し運営していく力をつける。
- ・ 自己(障害) 受容がかなり難しい難聴者がいる。障害受容のための講座を実施し、仲間同士のつながりや自己主張力や可能性を引き出す支援が必要。

(2)機関の活動に関する課題

- ・ 現在、要約筆記事業は別の団体が担っているので、情報提供施設で統合したい。
- ・ 本県には聴覚障害者協会、人工内耳友の会の活動があり、一定の関わりがある。しかし、活動の場がまだ少ない。時々、相談に来られる聴覚障害者は障害認識等課題を多く抱えている。継続して支援していける関係を持てば良いが、なかなか難しい。
- ・ ①聴覚障害当事者団体の育成、②聴覚障害者へのきこえのサポートに熱意をもってとりくむ人材、③活動の場の確保等課題は多い。
- ・ 自身の障害受容と周囲への支援を求める力量の養成（エンパワメント）
- ・ 周囲の支援者から働きかけられるだけの支援者自身の養成
- ・ ニーズの掘り起こし（要約筆記の啓蒙、自宅に引きこもっている人の社会参加を促す）
- ・ 難聴者に対する情報保障(要約筆記等)付きの手話教室
- ・ きこえ、コミュニケーションのとり方等、家族を含めた正しい理解が得られる地域での相談場所
- ・ 高齢で難聴・中途失聴者になった場合、手話の習得が困難な場合がある。それに対してどういう情報・コミュニケーションをサポートしていくか検討が必要。

- ・ 情報保障の充実

(3)補聴機器に関する課題

- ・ 機器整備(赤外線補聴システム)、磁気誘導ループ
- ・ 補聴器の理解、フィッティング、試用とリハビリ、補聴器選択支援、フォローアップ等
- ・

(4)福祉制度など社会的な課題

- ・ 補聴器、福祉機器の購入補助対象の拡充
- ・ 障害者手帳の交付基準に達しない軽度の場合、難聴により生活に支障があっても福祉制度が使えない。
- ・ 福祉制度の利用について きこえの状態は個々に多様なので、一定の基準を制限してしまうのではなく、利用対象者を拡大する。
- ・ 資格取得に際する講座、私見、面接、取得後の講習、更新等全てにおいて情報支援の体制を(例：車の免許、国家資格)
- ・ 交通機関のバリアフリー(電車が突然止まっても、理由がわからない等)
- ・ FAX 番号の表示、努力義務化(電話が苦手な難聴者は多い)
- ・ 要約筆記派遣適応範囲の拡充
- ・ 行政、教育、医療、福祉関係機関の関係者に対する啓発を情報保障に関する周知と支援の充実
- ・ 教育機関卒業後の補聴器等に関する相談及び進路、就労、会社内でのコミュニケーションに関する相談の窓口として広くしってもらうための広報が必要
- ・ 社会の偏見（話せる＝聞こえていると誤解）に対して、難聴者を理解するための周知・啓発
- ・ 社会に対する障害についての理解を促す啓発活動

成人の軽度・中等度難聴者（難聴者）に関して取り組むべき課題としては、聴覚障害者情報提供施設の情報提供や啓発、高齢者対応、補聴サービスや資格取得支援等、軽度・中等度難聴者の QOL 向上に直結した内容で、意識の高さがうかがわれた。

(11)－2 今後の課題

①軽度・中等度難聴者（難聴者）に関して、教育機関が取り組むべき課題

軽度・中等度難聴者（難聴者）に関して取り組むべき課題があると回答した機関は、32 機関中 30 機関あった。

②（11）－2 で、「課題がある」と回答された場合の具体的内容

軽度・中等度難聴者（難聴者）に関して取り組むべき課題があると回答した場合、その具体を尋ねた。以下にその内容を挙げる。

(1)情報保障にかかわること

- ・ 授業における情報保障
- ・ 学校施設内の音の視覚化等の整備
- ・ 始業、終業等 チャイムのかわりになるランプ等を設置する
- ・ 授業中はもちろんのこと、学校生活全般の情報保障 (例) 朝礼、行事、移動を伴う授業や授業終了後の連絡
- ・ 学校教育、高等専門機関での合理的配慮、情報保障
- ・ 聴覚障害学生への情報支援(小中高大全て)
- ・ 目で見えてわかる教育 教材(話し言葉だけでなく) 等
- ・ 教育現場での情報保障支援の啓発と充実
- ・ 要約筆記者を増やす。
- ・ 個々の能力、障害の程度に合わせたコミュニケーションを考える。
- ・ 手話指導、補聴援助システムの使い方、コミュニケーション能力指導

(2)障害認識にかかわること

- ・ 学生のうちに自らのきこえにくいことへの自覚と受容を促すような教育が必要
- ・ 軽度・中等度難聴と言っても、きこえで大きなハンディをもっていることを教育機関関係者が理解すること。児童生徒にも理解させること。聴覚障害の疑似体験、きこえのシミュレーション等は有効だと思われる。
- ・ 聴覚障害団体(ろうあ協会、中央協会)の情報提供、公的機関サービス(ろうあ相談員設置場所等)の情報提供
- ・ 同じ障害を持つ人、団体の紹介
- ・ 地域の難聴者の取組を紹介したり、体験談を聞く場を提供する。
- ・ 人工内耳の症例紹介 成功例だけではなく、リスクも含めた説明
- ・ 高等教育、社会生活のモデル紹介
- ・ 聴覚障害児とその保護者に成人したあとのための情報提供、本センターの紹介等をやってほしい。
- ・ 卒業後のフォロー機関について、本人、両親への情報提供をしてほしい。

(3)学校にかかわること

- ・ 保護者、教員への障害に対する正しい理解と教育方法と普及
- ・ 教職員、児童生徒の障害特性の理解、啓発
- ・ 難聴児をもつ教員への指導方法や関わり方の支援
- ・ 教師もなるべく情報は書く(できるだけ黒板に書く)。
- ・ 情報保障の活用方法がわからない人もいるので、情報保障をする側から働きかけられないかと思う。
- ・ 教師自身の障害特性の理解、対応方法の習得、教育委員会全体での理解者を増やす。
- ・ 情報保障に関する学習支援の検討委員会のメンバーとして職員が参加しているが、難聴児の学習における情報保障の必要性を強く感じており、教育委員会等が積極的に関わってほしいと思う。

- ・ 要約筆記や手話を身につけた教師の採用(人材確保)
- ・ 個々のきこえの度合いに応じた指導ができるような教員の配置、養成が必要
- ・ 難聴学級の固定化と教師の質の向上
- ・ 教育現場に関わる人間の障害受容と難聴者に配慮した教育環境の整備
- ・ 学校教育の中で、学生に難聴者(聴覚障害)に関する特別授業のような機会を設け、理解を深めてもらう(現在も手話教室等を行っている小中高校があるが、そのような機会を増やす等)。
- ・ 特別支援学校及び特別支援学級以外で学ぶ難聴児のための体制整備の必要。
- ・ 授業中、一般の生徒と学ぶ際、教師以外にサポート(ノートテイク)してくれる人が必要
- ・ 普通校で学ぶ難聴児に対する学習保障(ノートテイクをつける等)
- ・ スクールカウンセラーの配置
- ・ 読書の学習を希望する中途失聴者がたまにいます。数が多くないので、講座を開催することはできないし、こちらにはノウハウがない。盲学校で中途失明者に点字やマッサージを教えると聞いたことがあるので、聾学校等でも行くと、ニーズがあるかもしれない。

(4)難聴のついでに理解啓発

- ・ 難聴者への理解を小学生の頃から学ぶ。
- ・ 難聴者理解について、小・中学校で取り組んでほしい。
- ・ 小学校低学年から手話をカリキュラムに入れる等、手話を学ぶ場を確保する。
- ・ サポートが必要なことを一般の児童生徒学生に理解してもらう。
- ・ 大学の教育選択科目に手話や要約筆記をいれる。
- ・ 喋ることには不自由がないにもかかわらず、音が歪んだり、欠落するため、意味のある言葉として聞き取れない人々が存在することを学んでもらうこと。
- ・ 難聴者に対する支援、難聴・難聴者に対する正しい理解、学習のための適切な教材と環境
- ・ 当事者参画による課題啓発 等

軽度・中等度難聴者（難聴者）に関して、教育機関が取り組むべき課題としては、情報保障、コミュニケーション指導、難聴理解、ノートテイクや要約筆記等の難聴関連のサービス提供等、在学時から卒業後の社会生活を見据えて指導・支援を行うことの必要性が示された。

(12) まとめ

聴覚障害者情報提供施設（機関）における各機関の軽度・中等度難聴者（難聴者）の年間の平均利用数者は122名であった。人工内耳装用者の利用は平均17名、一側性難聴者難聴者の利用は平均17名、学齢期の児童生徒の利用は平均51名と少なかった。

各機関とも高い割合でライブラリー事業、相談事業、手話通訳派遣事業、要約筆記派遣事業、講座等の事業を展開しており、特に、難聴児向けコンテンツや「きこえの相談事業」、「コミュニケーション相談」等、軽度・中等度難聴者に特化した事業を実

施しており、利用するに十分な内容を備えていると考えられた。

また、「障害の受け止め（自己理解）」や、「仲間集団の形成」等について支援の必要性が考えられており、その必要性に応えるべく具体的な課題が多く挙げられた。

（原田 公人）

第3節 全国難聴言語障害学級及び通級による指導教室における実態調査

1. 本調査の経緯と本研究全体における位置付け

国立特別支援教育総合研究所ではこれまで全国の難聴特別支援学級や難聴通級指導教室の実態調査を定期的に行ってきた。国立特殊教育総合研究所の時代には昭和48年、昭和54年、昭和60年、平成3年、平成8年、平成13年とほぼ五年ごとに調査を継続し、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所になった後にも、平成18年度に調査を行った。今回の調査（平成23年）は通算すると7度目の調査となる。この調査では難聴・言語障害学級や難聴・言語障害通級指導教室に在籍していたり指導を受けたりしている幼児児童生徒の実態や、指導に当たる教員の実態など、継続して調査する項目とともに、その時代の特徴的なテーマを加えて全体の調査項目を構成してきた。

国立特殊教育総合研究所の時代には聴覚・言語障害教育研究部が計画の立案から調査の実施、報告書の作成までの作業を担当し、国立特別支援教育総合研究所に変わってからは言語障害教育を担当する研究スタッフのグループが中心となり、聴覚障害教育を専門とするスタッフが協力することにより計画から報告書の作成までの作業に当たってきた。今回の調査は言語障害教育研究班のスタッフが中心となり、聴覚障害教育研究班のスタッフが協力するかたちで実施された。

本研究（「軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の在り方に関する研究」）の立場から述べるなら、本調査は次のように位置付けられる。

本研究は平成22年度から23年度にかかる二年間の研究である。軽度・中等度難聴児の指導と支援を考える際には、特別支援学校と小中学校における難聴特別支援学級や通級指導教室での実態調査も欠かせないものであるが、すでに平成23年度に全国難聴言語障害学級および通級指導教室実態調査が計画されていたため、定期調査である本調査の実施を基本として、この中に今日的課題として軽度・中等度難聴児の指導・支援に関わる調査項目を加えることで、より円滑な調査の実施となるよう調整したものである。

本調査全体をまとめた報告書は平成24年度の発行となる予定であるが、本研究のまとめが平成23年度内であるため、平成23年12月時点の整理データをもとに、調査項目の中の軽度・中等度難聴に関わる項目のみを、先行してまとめ本報告書に掲載した次第である。本調査の全体像については平成24年度に発行予定の報告書をご覧ください。

2. 難聴特別支援学級及び通級指導教室における軽度・中等度難聴児の指導・支援

本報告書では、先に述べたように「全国難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査」の中から、軽度中等度難聴児の指導支援に関わる項目を抜粋して解説する。

（1）調査方法

本調査ではこれまでの先行調査と同様に、全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会の協力により、「全国公立学校難聴・言語障害学級設置校一覧」に掲載された学級・教室を対象とし、約2,500機関に質問紙を送付した。調査期間は平成23年8月下旬から9月末日であった。その結果約1,400程度回答があり、そのうち平成23年12月時点の整理データに基づき、学級・教室の種別が明確な1,253の回答を今回の分析の対

象とした。

調査全体のうち、分析対象は以下の 3 つの項目とした（調査用紙は別紙参照）。

- ① A-3 指導対象幼児・児童・生徒（うち聴覚障害児関連の記述）
- ② B-2-(2) 「指導内容・方法」
－指導について－
「軽度・中等度難聴（人工内耳・一側性難聴を含む）の指導について、特に課題になっていることや配慮について記入してください。」
- ③ C-6-(2) 「学級・教室の経営」
－保護者との連携について－
「子どもの障害に対する保護者の理解に関して、課題や支援の具体例があればお書きください。」

以下、それぞれの項目について結果を解説する。

3. 項目 A-3 の結果と分析

（1）校種別内訳

回答のあった 1,253 の学校種別の内訳は、小学校 1,086 校、中学校 125 校、単独設置の幼児指導機関 42 機関であった。このうち小学校には、幼稚園のことばの教室等の幼児の指導の場や、中学校の学級・教室が併設されているものを含んでいる。

全回答 1,253 の障害種と学級・教室の設置状況を表 3-3-1 に示した。

表 3-3-1 校種別設置形態

	特別支援学級			通級指導教室			その他	合計
	難聴	言語障害	難言併置	難聴	言語障害	難言併置		
小学校	155	134	7	21	597	45	127	1,086
中学校	86	15	0	9	12	3	0	125

・「その他」とは特別支援学級と通級指導教室の併置されている学校である。
・小学校の「その他」には幼児の教室や中学校の学級・教室を併設している学校を含んでいる。

	きこえ	ことば	その他	合計
幼児の教室	1	30	11	42

（2）障害の状況

表 3-3-2 は、特別支援学級と通級指導教室の指導対象の幼児・児童・生徒のうち、聴覚に障害のある子どもについて、その障害の状況を表にまとめたものである。調査では分けて記入した「正式な指導対象である子ども」と「それ以外の子ども」の数を合計した数値で表にしている。また、一側性難聴、人工内耳片耳、人工内耳両耳の子どもについては、聴力別の表の中に数を入れず、独立した数として扱っている。

表 3-3-3 では、表 3-3-2 で示した全体の数値を、特別支援学級と通級指導教室等において、それぞれ難聴児の聴力分布と、一側性難聴、人工内耳装用児の数を示した。

表 3-3-2 全体の聴力分布および一側性・人工内耳装用児数

	40dB 未満	40～ 59dB	60～ 79dB	80～ 99dB	100d B 以上	不明	一側 性難 聴	人工 内耳 片耳	人工 内耳 両耳	総計
幼児	0	1	11	1	3	0	2	0	2	20
小学校 低学年	82	128	113	67	59	8	32	63	11	563
小学校 高学年	42	103	130	87	44	10	27	45	7	495
中学生	30	57	66	67	43	2	6	31	2	304
高校生	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
高卒以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	154	289	321	223	149	20	67	139	22	1,384

表 3-3-3 特別支援学級・通級指導教室等の聴力分布および一側性難聴・人工内耳装用児

	40dB 未満	40～ 59dB	60～ 79dB	80～ 99dB	100d B 以上	不明	一側 性難 聴	人工 内耳 片耳	人工 内耳 両耳	総計
特別支援学 級全体	26	91	127	127	99	8	7	86	11	582
通級指導教 室等の全体	128	198	194	96	50	12	60	53	11	802

表 3-3-2 からは、通級指導教室の方が特別支援学級に比べ 79dB 以下のいわゆる軽度・中等度の聴力レベルの子どもが多いことがわかる。特に通級指導教室の小学校低学年に 40dB 未満の軽度難聴の子どもが多く見られる。また、一側性難聴児は通級指導教室、人工内耳装用児は特別支援学級に比較的多くみられる。

図 3-3-1 は昭和 60 年からの 6 度の調査結果から、難聴児の聴力分布の経年変化を見たものである。平成 23 年の調査では、人工内耳装用児と一側性難聴児の数が、聴力分布とは別に記入されているが、図 3-3-1 ではこれらの数値も聴力分布に入れ込むこととし、60dB 未満に一側性難聴児、100dB 以上に人工内耳装用児の数を加えている。集計の仕方が異なるので単純に比較はできないが、聴力 60dB 未満の難聴児の割合は平成 8 年から増加傾向にある。ただし、平成 23 年度の 60dB 未満の数字には、これまで対象としてこなかった一側性難聴児の数も加えられていることを了解していただき

たい。60dB～79dB と 100dB 以上の分布が、平成 18 年から 23 年にかけて反転しているが、これについては現時点でその理由について判断できない。

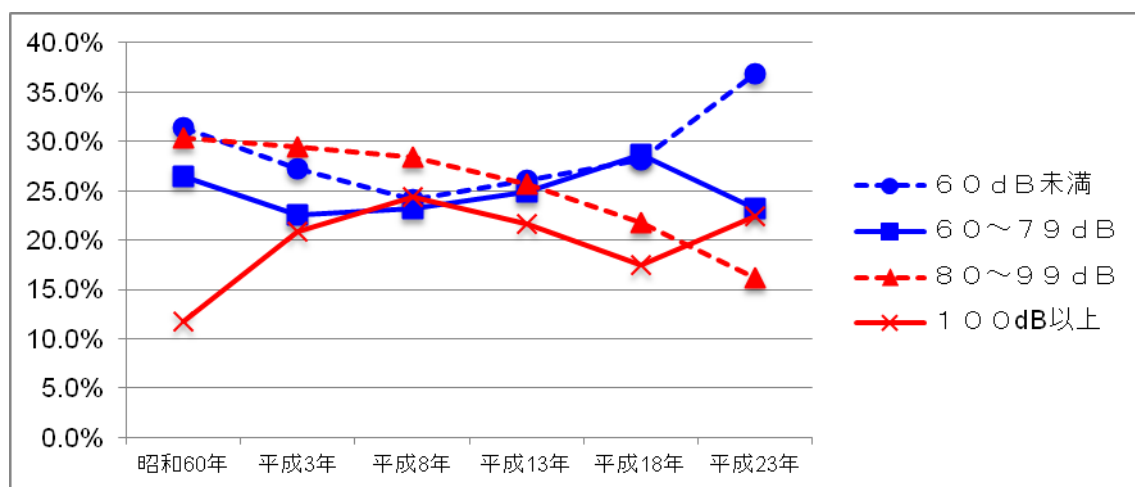


図 3-3-1 聴力分布の経年変化

4. 項目 B-2-(2)の結果と分析

本項目は「軽度・中等度難聴（人工内耳・一側性難聴を含む）の指導について、特に課題になっていることや配慮について記入してください」という設問で、自由記述で回答を求めた。1,253 の回答のうち、本項目に記述があった 402 回答を分析の対象とした。記述総数 402 のうち「該当者がいない」旨の回答（「該当児なし」、あるいはただの「なし」を含む）が 48 あり、最終的にはこれをのぞいた 352 を有効回答として分析を進めた。

回答内容を分類するに当たっては以下のカテゴリーを設定した。

1. 物理的環境（音環境、視覚的環境等）
2. 人的環境（教師の専門性・支援員・教員の人数等）
3. コミュニケーション、人間関係の配慮（集団・仲間等を含め）
4. 自己意識（意識・態度）
5. 指導・支援方法・内容（指導法・言語指導・教科指導）
6. 連携・啓発（教員間・保護者・他業種等）
7. その他

分析に当たっては、言語障害学級・教室、難聴学級・教室を分けず、軽度・中等度難聴児への配慮と課題として、一括して行った。

最も記述が多かったカテゴリーは「物理的環境」への配慮や課題であり、次いで「連携・啓発」、そして「自己意識」への配慮や課題が多い記述となった。

次に、これらの記述を「配慮」と「課題」に分けて整理してみると、「物理的環境」については配慮している事項としての記述がほとんどであり、「自己意識」と「連携・啓発」の二つの項目については配慮事項としての記述と課題としての記述が相半ばし、「指導方法・内容」については課題としての記述がほとんどであった。

多くの健聴児と共に学ぶことの多い小学校、中学校の特別支援学校や通級指導教室に

通う児童生徒への配慮としては、騒音の軽減や情報保障など物理的な環境面への働きかけが中心となり、この面では成果を実感している教員が多いといえよう。しかしながら児童生徒の自己意識の発達を支える、人間関係やコミュニケーションといった人的環境や、教員の指導力を高める専門家集団などの学習・研修環境の面では、多く課題を抱えている現実が、ここからは読みとれる。

(N=352)

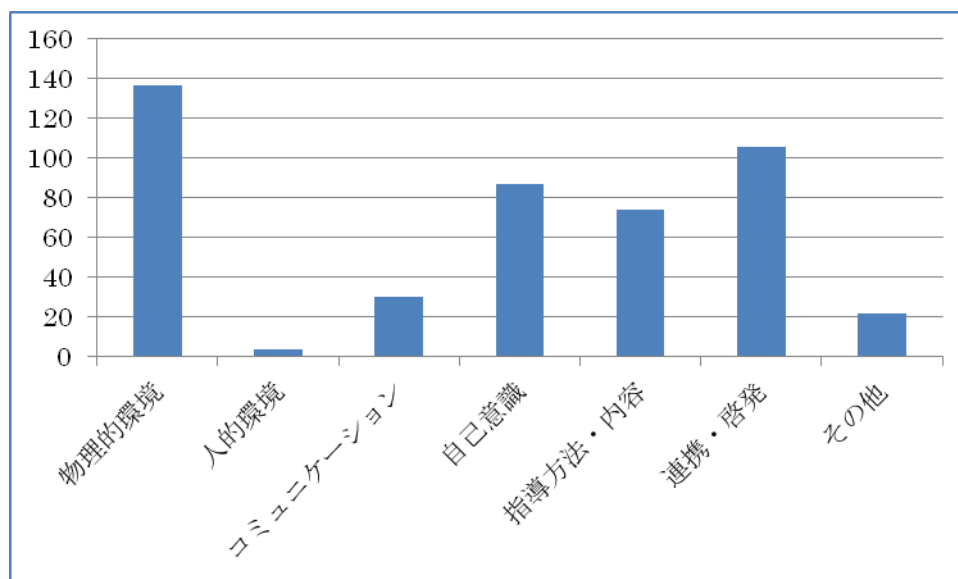


図 3-3-2 軽度・中等度難聴児に対する指導上の課題や配慮

5. C-6-(2)の結果と分析

本項目は「子どもの障害に対する保護者の理解に関して、課題や支援の具体例があればお書きください。」という設問に自由記述で回答を求めたもので、全 1,253 回答のうち本項目に記述があった 631 回答を分析の対象とした。しかしながら、この設問は軽度中等度難聴児に特化したものではなく、言語障害児やその他の障害のある児童生徒の保護者への支援についても記述されている。そのため、これらの記述の中から聴覚障害児を持つ保護者への支援に関する記述を抽出するために、以下のような手続きをとった。すなわち、これらの回答のうち、調査項目 A-3 の難聴の区分に児童生徒がおり、言語障害の区分の児童生徒のいない機関の記述 93 と、難聴の区分と言語障害の区分の両方に児童生徒のいる機関の記述の中で難聴の児童生徒と関わりのある記述のあった 10 の計 103 の記述について、その内容を子どもの障害に対する保護者の理解に関する「課題」と「支援」に分けて、記述の多かったものを分類した。

この結果「課題」に関する記述は 57、「支援」に関する記述は 62 となった。いずれも非常に少ない記述数のため、傾向を見ることは困難だと判断した。そのため、本項目については、「課題」として最も多くあげられた内容が「保護者の聴覚障害に対する理解不足」であり、「支援」として最も多くあげられた内容が「連絡帳や懇談によって密に連絡を取る支援」であったことを記して、分析に代えたい。

6. まとめ

本稿では、平成 23 年 8 月から 9 月にかけて実施した「全国難聴・言語障害学級および通級指導教室実態調査」の結果から、聴覚障害児とその指導の実態にかかわる項目を抽出し、平成 23 年 12 月時点の整理データで分析を行った。結果としては、本研究の対象とする軽度・中等度難聴児の数が増加傾向にあること、また難聴という障害に対する児童生徒自身および保護者の意識が、教員が「課題」と考える内容であることなどが確認された。本調査の全体については平成 24 年度発行予定の報告書をご覧ください。

(小田 侯朗)

第4節 まとめ

教育・療育機関における軽度・中等度難聴児（者）の支援状況を把握するため、特別支援学校（聾学校）、難聴特別支援学級及び通級指導教室並びに聴覚障害者情報提供施設を対象とした実態調査を実施した。

調査1、「聴覚特別支援学校における軽度・中等度難聴児の教育的支援に関する実態調査」では、軽度・中等度難聴児への指導や支援の在り方とともに保護者等への支援も含めて検討することを目的として、全国の聾学校104校を対象に、平成23年1月に実施した。有効回答校は87校であった。

本調査では、通級による指導を含め、7,409名の在籍があり、このうち軽度・中等度難聴児（40dB未満、40～59dB、60～79dB）は、乳幼児相談室（48%）、通級による指導（63%）をはじめ、幼稚部から高等部までの各学部に15%から29%の在籍が認められた。また、各部の人工内耳装用児総数は、1,121名（16%）であった。

各学部における軽度・中等度難聴児に対する対応についての自由記述をまとめると、乳幼児教育相談では、難聴の程度にかかわらず、きこえに関する情報を保護者や周囲の関係者に伝え、より適切な関わり方により言語力の基礎や健全な心身の発達を促す取組をしている。幼稚部では、きこえの曖昧さに配慮しつつ、ことばの音声と意味を子どもに伝え、言語獲得を図ろうとする取組をしている。

また、小学部では、会話が成立しても、思考力や学力に結びつきにくい子どももあり、指導法についての検討が求められている。

中学部では、「自分のきこえ方を把握し、補助となるコミュニケーション手段を自己選択するよう意識づけを行っている」といった、主体的にコミュニケーションをとる力を身につけさせようとする取組がされている。さらに、高等部では、相手や状況に応じてコミュニケーション手段を使い分けたり、自分の障害を理解し、必要な支援を相手に伝える事のできる力を育てる取組がなされている。

今回の調査から、軽度・中等度難聴児や人工内耳装用児の割合が大きい乳幼児教育相談や幼稚部では、軽度・中等度難聴児への対応が比較的なされているが、小学部、中学部、高等部と年齢の高い学部になるほど、軽度・中等度難聴児に特化した対応が少なくなる傾向が見られた。今後、軽度・中等度難聴について、より一層の理解を深めること、保護者（家族）をはじめ、関係者に対して理解啓発を進める必要があること、更に実践を積み重ね、個に応じた指導の充実を図ることが重要である。

調査2、「聴覚障害者情報提供施設ライブラリー及び地方ライブラリーの教育的利用に関する実態調査」では、聴覚障害者情報提供施設ライブラリー及び地方ライブラリー等の聴覚障害者情報提供施設における軽度・中等度難聴者の現状や課題を検討することを目的として、全国の聴覚障害者情報提供施設40施設（機関）を対象に、平成23年11月に実施した。35機関の回答があった。

本調査では、聴覚障害者情報提供施設（機関）においては、各機関の軽度・中等度難聴者（難聴者）の年間の平均利用数者122名であった。人工内耳装用者の利用は平均17名、一側性難聴者難聴者の利用は平均17名、学齢期の児童生徒の利用は平均51

名と少なかった。

各機関とも高い割合でライブラリー事業、相談事業、手話通訳派遣事業、要約筆記派遣事業、講座等の事業を展開しており、特に、学齢期の軽度・中等度難聴児（難聴児）コンテンツや「きこえの相談事業」、「コミュニケーション相談」等、軽度・中等度難聴者に特化した事業を実施しており、利用するに十分な内容を備えていると考えられた。

また、「障害の受け止め（自己理解）」や、「仲間集団の形成」等について、高い割合で軽度・中等度難聴者への支援の必要性を考えられており、その必要性に応えるべく具体的な課題が多く挙げられた。

調査３、「全国難聴言語障害学級及び通級による指導教室における実態調査」では、全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会の協力により、「全国公立学校難聴・言語障害学級設置校一覧」に掲載された学級・教室を対象とし、約 2,500 機関に質問紙を送付した。調査期間は平成 23 年 8 月下旬から 9 月末日であった。その結果、学級・教室の種別が明確な 1,253 学級の回答を分析の対象とした。

年齢は、幼児から高卒以上までとし、聴力分布は、40dB 未満、40～59dB、60～79dB、80～99dB、100dB 以上、不明、一側性難聴、人工内耳片耳、人工内耳両耳の 9 項目に分けて集計した。その結果、全体で 1,384 名の在籍を認めた。このうち、軽度・中等度難聴児（幼児、小学生、中学生）は 763 名であった。また、人工内耳（片耳・両耳）装用児は、161 名であった。

軽度・中等度難聴（人工内耳・一側性難聴を含む）の指導について、特に課題となっていることについての設問に対し、保護者の聴覚障害に対する理解不足が多く挙げられ、保護者支援の必要性が示唆された。

以上、3 つの実態調査から、軽度・中等度難聴児（者）に係る専門機関の取組の概要が明らかになった。また、軽度・中等度難聴児（者）数の増加が予想された。特に、発達段階を踏まえた療育や教育的支援及び保護者支援が課題として示された。各機関の特長を活かしながら、機関間で情報交換する場を設定することにより、軽度・中等度難聴児（者）の対応について、更なる充実を図っていくことが重要である。

（原田 公人）

第 4 章

軽度・中等度難聴児・者への指導と支援の実際

軽度・中等度難聴児にあつては、様々な療育・教育機関で指導や支援が行われている。本章では特別支援学校（聾学校）、難聴特別支援学級、療育センター、聴覚障害者情報提供施設における指導と支援の実際について報告する。

第 1 節 兵庫県立こばと聴覚特別支援学校における 軽度・中等度難聴児への指導と支援

1. はじめに

兵庫県立こばと聴覚特別支援学校は、聴覚障害児に対し、早期教育を行うための聾学校として、昭和 50 年 4 月に開校した。兵庫県の条例により、1 歳児学級、2 歳児学級の設置を認められており、幼稚部(3 歳児、4 歳児、5 歳児学級)4 学級、保育相談部(1 歳児、2 歳児学級)3 学級を設置している。

また、生後数ヶ月の子どもから高校生までの教育相談を行っている。その中で本校入学対象児は保護者の入学希望により各学年に対応した学級に入学する。入学後は在籍児として各学年での教育を受け、5 歳児学級卒業後は、それぞれが小学校などへ就学するが、卒業を待たずに地域の保育所や幼稚園へ就園する子どもたちもいる。本校を離れた子どもたちは、聴力測定や補聴器の調整などのために再度教育相談に来校することが多い。

本稿では在籍児と教育相談児を分けてそれぞれにおける軽度・中等度難聴児への指導と支援について記述し、最後に本校として抱える課題についてまとめた。

2. 教育相談における軽度・中等度難聴児への支援

(1) 教育相談に来校する幼児・児童・生徒の概要

平成 22 年度教育相談として本校が支援をした子どもは 186 名であった。年齢的には、乳幼児から小学校低学年の子どもの相談が多い。

聴力測定の結果、聴覚障害が疑われる場合は、医療機関を紹介し、診断と医師の指示のもと補聴器の装用指導や補聴器調整を継続的に行う。本校の入学対象年齢であれば、保護者と入学について相談する。軽度・中等度難聴児については、子どもの聴覚活用

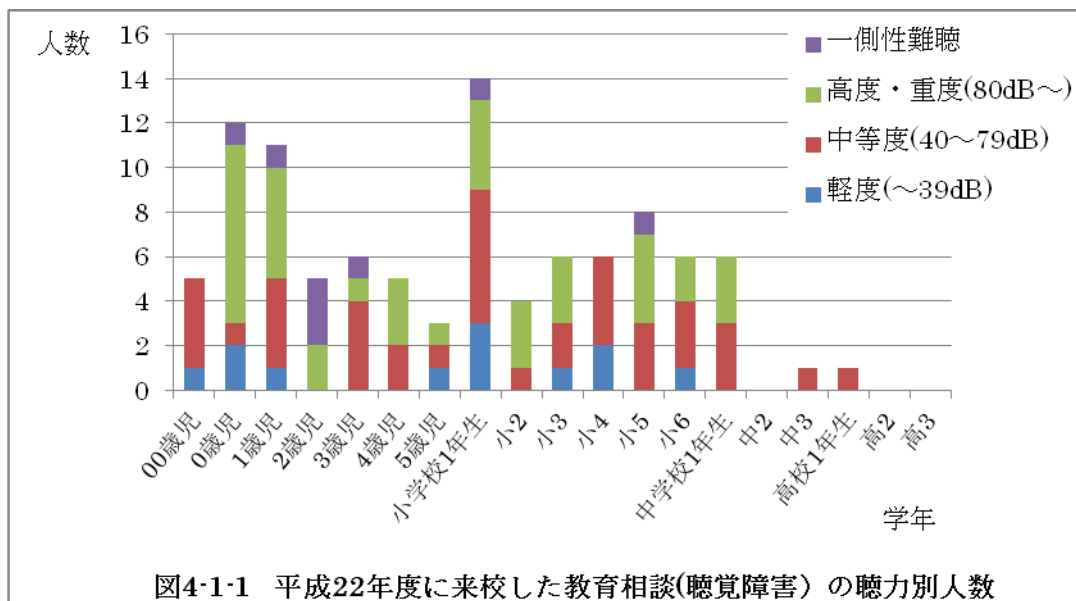


本校校舎と中庭

や言語発達に応じて聴覚障害教育の必要性を説明し、家族の状況などを含めて保護者が判断されている。入学しない場合は、継続して教育相談を行っている。

本校には重複障害学級が設置されていないので、併せもつ障害のある場合には、他の療育機関を紹介するが、聴力測定と補聴器にかかわることは継続して指導・支援している。

併せもつ障害のある場合は、聴力測定の結果が安定しないことが多いので、ここでは、併せもつ障害のない聴覚障害児の学年別の聴力を以下に示す。この中で、00 歳児とは、平成 23 年 4 月現在で 1 歳未満の子ども、0 歳児は平成 23 年度 4 月までに満 1 歳を迎え、入学を予定している子どもたちである（図 4-1-1）。



(2) 軽度・中等度難聴児への個別の教育相談の内容

軽度・中等度難聴児は発見時期がさまざまであること、聴覚障害を診断されてすぐに来校する子どもがいる一方で、本校での教育を数年経て、インテグレートした子が教育相談に来校する場合もある。それぞれの年齢における教育相談の内容を表 4-1-1 に示した。

表 4-1-1 軽度・中等度難聴児への相談内容

	子どもの状況	主な相談内容
00歳児、 0歳児	・新生児聴覚スクリーニングや乳幼児健診などで発見、診断された子ども ・家族性など何らかのリスクがあると判断され、検査の結果診断された子ども	・個別の教育相談（月2回程度） ①聴力測定と補聴器の調整 ②聴覚障害児の子育てについての支援 ・0歳児集団教室（月1回） ・医療機関、保健師との連絡、連携
1歳児～ 5歳児	・家庭や保育所でこの年齢で発見、診断された子ども	・個別の教育相談 ①聴力測定と補聴器の調整 ②聴覚障害児の子育てについての支援 ③入学対象児へのガイダンス ・医療機関、療育機関等との連絡、連携
	・早期から補聴器を装用し、本校での教育を経て、地域の幼稚園などへインテグレートした子ども	・個別の教育相談 ①聴力測定と補聴器の調整 ②聴覚障害児の子育てについての支援 ③情報保障の必要性和求め方の説明 ・医療機関、療育機関等との連絡、連携 ・幼稚園等への研修
学齢児	・就学後軽度・中等度難聴が発見された子ども	・個別の教育相談 ①聴力測定と補聴器の調整

		②「きこえにくさ」の説明と自己理解 ③情報保障の必要性和求め方の説明 ・医療機関、教育機関等との連絡、連携
	・本校を卒業または、経由（インテグレート）した子ども	・個別の教育相談 ①聴力測定と補聴器の調整 ②「きこえにくさ」の説明と自己理解 ③情報保障の必要性和求め方の説明 ・聴覚障害児教育研修会（難聴学級担任と本校教員との懇談会）

本校では、2000 年生まれ（平成 23 年度小学 5 年生）の学年から新生児聴覚スクリーニングを契機に聴覚障害が発見された中等度難聴児が在籍するようになった。しかし、兵庫県では全ての子どもが新生児聴覚スクリーニングを受けているわけではないので、幼稚部段階で難聴を診断される子どもも多い。

教育相談では、難聴が診断された子どもの保護者に聴覚障害や聴覚障害児とのかかわり方、成長の見通しなどを説明するとともに、聴力測定と補聴器装用の指導を行っている。中等度難聴の発見の時期はさまざまであり、保護者の受け止め方もそれぞれであるが、家庭では不自由なく過ごしているように見えても、ことばの発達の面でハンディがあることや、集団生活でのコミュニケーションの難しさを説明している。そのうえで、入学対象年齢であれば、聴覚活用や言語発達の状況、併せもつ障害の有無を考慮して、本校に在籍しての教育を勧めている。

入学後でも中等度難聴児では、日常生活の音に気づくことがあり保護者に「きこえにくさ」を理解してもらうことが難しい。また、子どもの「障害」を受け入れられず、「きこえるのではないか」「補聴器はいらないのではないか」と考えることもある。保護者の気持ちを押し量りながら、ていねいに説明するようにしている。

(3) 一側性難聴児への個別の教育相談の内容

一側性難聴には、「きこえにくい方向があること」と「騒音下でのききとりが苦手で、ききとれないことがあること」を説明し、片方の耳できくことを体験してもらっている。ただし、相談に来ているときの保護者は、子どものきこえにくさを意識しているが、家庭に帰ると日常生活にはあまり不自由せず、「きこえにくさ」が分かりにくくなる。低年齢で来校された場合、本人にきこえにくさの自覚がないが、成長にともなって、自分のきこえにくさを理解できるよう、保護者へのていねいな説明を心がけている。

一側性難聴児で聴力の低下があり補聴器を装用する例もあるため、定期的な来校を促している。小学校高学年以降は、クラブなどの学校生活の時間が長くなり、教育相談の時間が取れない児童生徒も多いが定期的な聴覚管理を行うように伝えている。

(4) 学校・幼稚園等への支援

①訪問支援

就学、就園する学校・園へ訪問し、研修会、個別相談、FM 補聴システムに関する環境整備支援を行っている。

研修会は、要請があれば、教育相談担当、ときには 5 歳児学級担任が出向いて、講師を務める。中等度難聴児が就学する予定の小学校での研修会では、「きこえのしくみやオーディオグラムなどの聴覚障害について」「聴覚障害児のことばのききとり」「就学予定児のきこえとコミュニケーションについて」「学校生活で留意すること」とともに、「ちょっと聞こえにくくなってどんなこと」として老人性難聴の疑似体験を通して、難聴への理解を図っている。訪問先の機関で聴覚障害児に関わる個別の相談を受けることもある。また、就学先からは本校の保育参観に来校されることも多い。

本校のある兵庫県南東部地域は学校や園の数が多いため、今後も就学・就園のたびに訪問しての支援が必要である。

②聴覚障害児教育研修会

本校では、個別に学校を訪問する以外に、本校の卒業児を担当している教員を対象に、研修会を実施してきた。「保育参観」「難聴児のきこえと補聴器のしくみ」「本校での教育内容」「小学校難聴学級での実践報告」

「専門家（聾学校教員、大学教員、医師・言語聴覚士）による講演会」などの内容から選んで年 2 回行い、合わせて就学前後の子どもの様子について個別に懇談している。



聴覚障害児教育研修会 本校教員による研修
「難聴児のきこえと補聴器のしくみ」

(5) 学齢児の集団活動の取組

今年度、通常学級に在籍し、周りに難聴児のいない環境で学校生活を送っている教育相談児の集団活動を試行として行った。小学校 1 年生から 5 年生までの軽度・中等度難聴児 4 名が家族で参加した。うち 2 名は、学校生活では補聴器を装用しているが、家庭では装用していない。

初対面の子どもたちなので、自己紹介、ゲームの後「きこえのしくみ」「補聴器装用の意味」「きこえにくさと情報保障」について教材を用意して子どもたち向けに説明した。その後、保護者向けに軽度・中等度難聴の「きこえにくさ」に焦点を当てた説明を行った。

本校は通級指導が認められていないが、聴覚障害教育を経験していない軽度・中等度難聴児への支援として集団活動の意義は大きいと考えている。

3. 本校に在籍する軽度・中等度難聴児と人工内耳装用児への指導と支援

(1) 軽度・中等度難聴児の教育と保護者支援

本校は、聴覚に障害のある幼児の全人的発達を促すために、特に聴覚を活用したコミュニケーションを活発にして、言語を獲得する能力を育成することと、心身の調和的な発達を図ることを重点にした教育活動を行ってきた。具体的には、聴覚活用を促すとともに、視覚情報を効果的に取り入れたコミュニケーション活動のなかで、子どもが自ら考え、表現し、行動することを願った保育を行っている。

表 4-1-2 に、平成 23 年 10 月現在の在籍児について、各学級担任等が聴力測定を行った結果を示した。2 歳児学級は、18 名中 10 名が新生児聴覚スクリーニングを契機に難聴を発見されていることもあり、軽度・中等度難聴児の占める割合が高くなっている。一方 5 歳児学級の軽度・中等度難聴児は 3 歳児以降途中入学した子どもたちである。

表 4-1-2 こばと聴覚特別支援学校在籍児の聴力

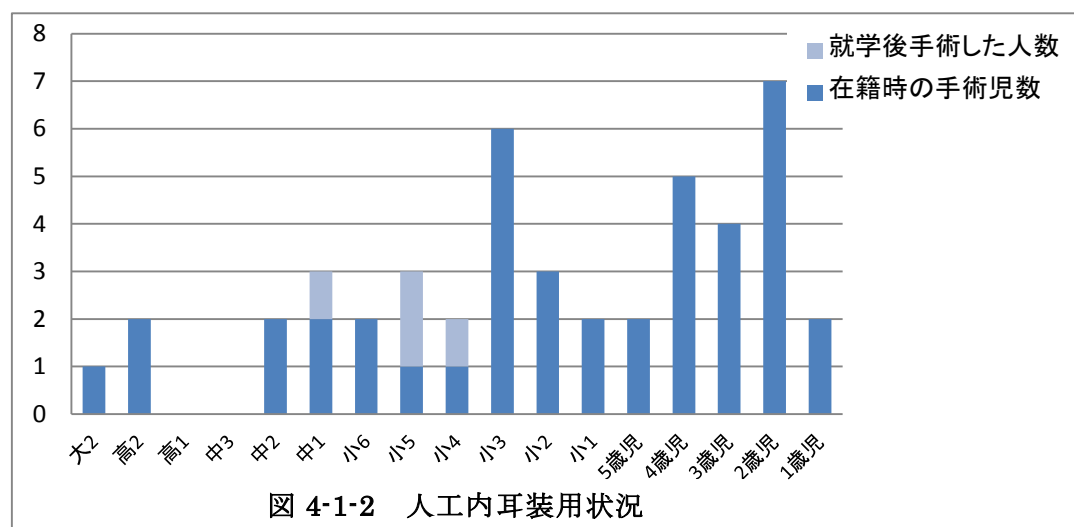
	1 歳児学級	2 歳児学級	3 歳児学級	4 歳児学級	5 歳児学級
40dB 未満	0	1	0	0	2
40～59dB	0	4	1	2	1
60～79dB	1	4	2	3(1)	1
軽度・中等度難聴児	14.3%	50.0%	42.9%	41.7%	57.1%
80～89dB	1	2(1)	1(1)	1	0
90～99dB	1	4(4)	2(2)	2(2)	1(1)
100dB～	3(3)	2(2)	1(1)	4(3)	2(1)
未測定	1(1)	1(1)	0	0	0
在籍児数	7(4)	18(8)	7(4)	12(6)	7(2)

* () 内は、人工内耳装用児(予定、検討中を含む)数である。

(2) 人工内耳装用児の増加

これまで、各学年に 1 名あるいは数名が人工内耳を装用していたが、2006 年頃より手術を受ける子どもが増え、現在では 90dB 以上の重度難聴児のほとんどが人工内耳を装用するようになった。

保護者が人工内耳装用を決断されるのは、0 歳児で教育相談に来校しているときから、1、2、3 歳児学級在籍時が多い。最近では、聴覚障害を診断されてすぐに病院で人工内耳装用についてきいていることがあり、本校での教育を開始する段階から、人工内耳装用を含めた補聴について説明することも増えている (図 4-1-2)。



人工内耳装用を希望する保護者には医療機関と連携をとりながら教員から説明をするだけでなく、先輩となる人工内耳装用児の保護者と個別に話し合えるように場面を設定している。わが子が人工内耳を装用している母親に話をきくことは、手術への不安、装用効果への不安を抱えた保護者にとって、現実的な情報を得られるようである。

(3) 保育相談部・幼稚部での保護者研修

本校では聴覚障害と聴覚障害児の成長について保護者に理解してもらうよう保護者研修を実施している（表 4-1-3）。

保護者研修は、対象となる部、学年の保護者全員を対象としている。在籍児の 40% 近くが中等度難聴児であること、重度難聴児のほとんどが人工内耳を装用していることから、聴覚障害や言語発達、発音指導にかかわるテーマの時には、中等度難聴を視野に入れた研修内容を設定している。

中等度難聴児は、途中入学する子どもも多く、保護者研修の他に研修内容について個別に説明することが必要になる。また、「きこえにくさ」や子どもの障害を理解するに従って、発見が遅くなったことに責任を感じる保護者の心情への対応も求められている。

また、人工内耳は、医療機関によって説明のされ方が異なるため、学校として中立な立場を意識して保護者研修の場でも情報提供している。

表 4-1-3 本校在籍児保護者への研修内容

	保育相談部保護者対象	幼稚部保護者対象
一学期	本校の教育について（本校校長）	
	子どもへのかかわり方	就学、個人交流について
		小学校難聴学級（隔年で聾学校）参観
	聴覚障害児の発達（大学教員 言語聴覚士）	
	ことばを育む	聴能「きこえにくさと伝わりにく

		さ」
	父親向け子どもとのかかわり方	発音指導について
二 学 期	幼稚部参観	聾学校小学部担任の話（隔年で難聴学級担任）
	きこえのしくみと補聴器・人工内耳	幼児の発達（大学教員 幼児教育専門家）
	食育	食育
	福祉制度	
	成人聴覚障害者の話（成人聴覚障害者）	
三 学 期	5歳児保護者の体験談(5歳児保護者)	福祉制度
	父親向け	
	きこえのしくみと補聴器、人工内耳 青年期までの発達を見すえた子育て （大学教員 障害児教育専門家）	
	2歳児保護者の体験談(2歳児保護者)	

＊（ ）は講師。記入のないのは本校教諭が講師を務める。

（4） 小学校への就学

本校 5 歳児学級卒業後は、90%近くが地域の小学校難聴学級に就学している。小学校難聴学級は、センター的な難聴学級を設置する市と在籍児に合わせて設置する市がある。新設される場合には本校教員が講師となって研修会を行ったり、就学する子どもの様子やきこえについて説明したりしている。保護者に対しては、進路指導を通して、再度「きこえにくさ」を小学校での教科学習や授業の場面について説明し、それぞれの子どもの発達や特性に応じて就学先を決定するようにアドバイスしている。

（5） 幼稚部での指導の実際

幼稚部では、子どもの豊かな心とことばを育てるために保育の充実を図ってきた。特に、聾学校として「話し合い活動」をテーマに研究と研修を重ねてきた。

話し合い活動では、「主体的に物事に働きかけ、自ら分かろうとしたり、問題を解決しようとする子ども」「友だちの気持ちや意見を受け止め、自分の考えを広げようとする子ども」を育てたいと願っている。

これまで述べたように、本校では重度難聴児のほとんどが人工内耳を装用するようになってきているが、人工内耳装用後の聴覚活用の状況には個人差が大きく、「分かる」「伝わる」ためのコミュニケーション手段は個によって異なっている。

また、中等度難聴児は音声言語をコミュニケーション手段の中心としているが、その言語発達の状況にも個人差がある。



話し合い活動の様子

そこで、本校では子どもの言語発達の状況に応じて、各学年を複数のグループに分けて話し合い活動を行ってきた。

例として、平成 22 年度 3 歳児、平成 23 年度 4 歳児学級のグループ編成を取り上げる。平成 22 年度は在籍児 15 名に担任 4 名、平成 23 年度は在籍児 12 名に担任 3 名で 3 グループを編成した（表 4-1-4）。

表 4-1-4 話し合い活動における言語発達別グループ

（研究紀要こぼと第 16 号 H22 年度に上げた表を改変）

	平成 22 年度段階の言語発達状況	子どもの聴力（H22）	平成 23 年度
A 6 名	6 名とも比較的良好に聴覚を活用しており、音声言語を中心に獲得している。教師や友だちに自分の経験や思いを伝えようとしており、話者を自然に見ていることもある。文での表出はまだ不完全なことが多い。子どもの理解に合わせて視覚教材とともに手話も使用している。	軽度難聴児 0 名 中等度難聴児 2 名 高度・重度難聴児 1 名 人工内耳装用児 3 名	人工内耳装用児 2 名転出
B 6 名	6 名中 1 名は手話、5 名は音声言語を中心的なコミュニケーション手段としている。友だちに伝えたいという気持ちを強くもっており、単語のみ、あるいは単語を連ねて表出することが多い。	軽度難聴児 0 名 中等度難聴児 3 名 高度・重度難聴児 1 名 人工内耳装用児 2 名	中等度難聴児 1 名転出
C 3 名	2 名は手話や視覚的な手がかりを用いながらやりとりをしている。手話や指文字にあわせて音声が出るようになってきた。1 名は言語での理解が不十分のため、状況判断で行動している。	軽度難聴児 0 名 中等度難聴児 0 名 高度・重度難聴児 1 名 人工内耳装用児 2 名	H22 と同じ

話し合い活動は、原則として週に 2 回（1 回 30 分程度）を設定した。話題は学校行事や年中行事にかかわること、クラスのなかのあそびに関することを多く取り上げた。今年度（平成 23 年度）は担任が変わり、子どもの人数も 12 名となったが、ほぼ毎日、話し合い活動の時間を設定している。

本校幼稚部では、これまでも話し合い活動を行ってきたが、中等度難聴児や人工内耳装用児が多く在籍する現在の話し合い活動では、子どもたちが次々にことばを繰り出し、自分の経験や思ったことを表出することで、話題の展開が早くなった。具体的には、手話の使用が減り、音声言語だけで話が進んでいく場面が見られるようになってきたり、単語での表出ではなく、文での表出が増えていることが挙げられる。発言している子どもを自発的に注目したり、教師の発言を介さずに子どもたち同士で話が進んだりする様子も見られるようになった。一方で、話し合いの場における情報量が増え

たことで、話の内容が理解できないまま、あるいは、話題についてじっくり考えないまま発言していると思われる場面も見られるようになった。

指導する教師としては、次の３点に留意することが必要である。

① ことばの選び方

話題のキーワードとなることば以外にも、会話の中で出てくることばや文としての表現を広げることと、子どもにこの場で使えるように模倣させることば、きかせることばを判断して投げかけていくことが必要である。

② 話題を展開する速さと広がり

話題の展開が早くなり、以前よりも広がっていくようになったと感じる。子どもたちの興味・関心を把握し、どのような方向に話題を広げていくのか判断することが必要である。

③ 子どもの話題の理解についての確認

いろいろなことばや表現が使われ、話題も次々に展開していくようになると、その場にいる子どもたち全員が話の内容を十分理解したり、自分なりの考えをまとめたりする時間が少なくなってくる。そこで、曖昧な理解になっていたり、友だちや先生の言ったことは分かっても自分なりに考えられなかったということが起こってくる。必要なときには口声模倣や、板書を見せる、読ませるなどの確認が必要である。

５歳児になると、自分の「きこえ」について理解できる子どもも見られる。５歳児学級での話し合い活動のときに、自分の意見を複数の子どもが同時に発話したところ、「みんなが言ったら分からへん。」と発言した子どもがいた。話し合い活動では、子どもたちに話し手を意識して「きく」ことを求めている。このことが、話し合い活動の中ではあるが、自分の「きこえにくさ」への気づきにつながっていると考えられる。

4. まとめ

これまでも本校では軽度・中等度難聴児や人工内耳装用児に対して、個に応じた指導内容をそれぞれの場面で設定することで、教育をすすめてきた。現在、軽度・中等度難聴児に関わる状況と課題になっていることは以下のようにまとめられる。

①在籍児への保育内容

人工内耳装用児の増加に伴って、音声言語でおしゃべりを楽しむ子どもたちが増えてきた。軽度・中等度難聴児も含め、子ども同士、音声言語でやりとりをする様子が見られる。子どもたちの状況に合わせて、保育の内容や進め方に変化が見られるが、それ以上に変化が求められていると考え、平成 21 年から幼児教育専門の大学教員に保育の参観とアドバイスを依頼している。子どもの発達と生活に即した教師のかかわりについて学ぶところが大きかった。平成 23 年度からは本校の学級担任全員が保育所か幼稚園における保育の様子を参観することにしている。

これらの研修を受けて、現在保育内容（『保育相談部教育課程』『幼稚部教育課程』平成 7 年 3 月）を再度見直しているところである。

②医療機関との連携

人工内耳装用児については、医療機関でのマッピングやハビリテーション（セラピー）を進めるために、学校としてはマッピングの状況を学校生活での指導に活かすた

めに、従来よりも綿密に医療機関と連絡調整することが必要になった。

そこで、普段の保育の中での子どものコミュニケーションやことばの様子を言語聴覚士に参観してもらい、その後に話し合いの場をもったり、教員がハビリテーションを見学して、学校での指導に取り入れたりするようになった。

また、新生児聴覚スクリーニングの普及に伴い、軽度・中等度難聴児が早い段階で発見、診断されるようになった。早期のスムーズな補聴と教育の開始、保護者支援のために、学校と医療機関が連携することの重要性が増している。本校では、担当者が医療機関を訪問したり、文書などで連絡をとったりしてきた。学校公開やカンファレンスなども通して、本校での教育内容について説明、理解を求めている。

③進路指導

以前より早期から教育を開始した軽度・中等度難聴児のなかで幼稚園などへ就園する子どもが各学年にいたが、人工内耳装用にとまってインテグレーション志向が高まった。現在小学生になっている子どもたちで本校在籍中に人工内耳を手術した子どもたちは装用後も 5 歳児学級卒業まで本校での教育を継続したが、現在 5 歳児、4 歳児の子どもたちの中の数人は、人工内耳を装用後、幼稚園、保育所へのインテグレーションを選択した。

言語を獲得する力や人とコミュニケーションをする力は、幼児期を通して、発達段階に応じて成長するものであることを保護者に伝えているが、十分に理解されない場合もあると感じる。それぞれの子どもの成長と課題に応じて、聴覚障害教育の重要性を理解してもらうための教師の指導力が求められる。

④将来を見据えた保護者支援

本校卒業後はそれぞれの親子が保育所・幼稚園や小学校、中学校などで支援を受ける必要がある。どのような支援が必要なのかを伝えるためには、自分の、あるいはわが子の「きこえにくさ」を理解し、受容したうえで、「きこえにくさ」からくる特性についても認めていなければ、支援は受けられてもその支援に過不足を感じることもある。本校では、幼児の学校であることから障害認識については保護者への指導や支援を大切にしてきた。保護者支援は今後も子どもの育ちを支える上でより重要になると考えられる。どのような保護者を対象に、どのような内容で支援を行うのか、議論する必要がある。

本校では各学年や各学部において、子どもたちにどのように指導するか考え、日々実践を重ね、研究活動を行ってきた。これまでは軽度・中等度難聴児をテーマとして取り上げての教育内容の設定や研究を行ってこなかったが、今回本校の課題をまとめたことで、今後取り組むべき点を明確にすることができた。教師一人ひとりが聴覚障害の理解と指導力を高めると同時に、学部として、学校として教育内容の見直しを進めていきたい。

(後藤 純子)

第2節 小学校難聴学級・通級指導教室の実践 一連携をととして一

通常学級に通う軽度・中等度難聴児の多くは、その学区に応じた難聴学級（または通級指導教室、以下きこえの教室）に週1～2回通っている。在籍する学校の中では、たった一人の難聴児も、きこえの教室に通級することで、同じ聞こえにくい友だちがいるという安心感や親近感をもち、通級を楽しみにしている子が多い。

1 千葉市のきこえの教室

千葉市にはきこえの教室が3校あり、市内6区の学区を以下のように決めている。

きこえの教室設置校	学級・通級別	担当区	開設年度
院内小学校	学級	中央区・若葉区・稲毛区	昭和46年
幸町第二小学校	学級	美浜区・花見川区・稲毛区	昭和54年
誉田東小学校	通級	緑区・若葉区一部	平成23年

○千葉市立誉田東小学校 難聴通級指導教室概要

本校では、ことばの教室、LD等指導教室について平成23年度に、きこえの教室が開設された。（表4.2.1,表4.2.2）

表4-2-1 学年別人数

学年	1	2	3	4	5	6	合計
男子			1	1		1	3人
女子			1	1			2人
合計			2	2		1	5人



・通級児童の在籍校

自校：1人 他校：4人

表4.2.2 聴力レベル別人数（両耳の平均聴力レベル）dBHL：WHOの分類による

26~40	41~55	56~70	71~90	91以上
		3人	1人	

一側性難聴 1人

・指導形態（個別指導を中心に、グループ指導等を行う）

個別指導：週1～2回の通級

グループ指導：本校きこえの教室に通級児童全員が集まり、月1回程度実施

合同学習：2～3人の少人数で、不定期に実施

交流学习：市内のきこえの教室との交流（年3回）

県内の聾学校、きこえの教室の子どもたちが集まる「なかまの集い」（年6回）

・卒業後の進路

地域の中学校に通いながら、千葉聾学校通級指導教室に通級する子が多いが、通級しないで中学校に通う子や、県内の聾学校に進学する場合もある。

2 通常学級との連携

きこえの教室での指導の他に、難聴児の学校生活を補償するために、聾学校や病院、療育センター、補聴器店やメーカーなどの様々な機関との連携が必要である。その中でも一番大切なのは、難聴児が普段生活している通常学級との連携である。難聴児がクラスの中で生き生きと自分らしく過ごせるようになるためには、友だちや担任等の周囲の理解や支援が必要である。そのために、きこえの教室担当者は、通常学級での難聴児の様子を把握し、その時々で必要な支援を行うための学級訪問を行い、校長先生をはじめ担任や養護教諭との連携を密にとる等の環境調整を行っている。

(1) 学級訪問

難聴児の生活する通常学級を訪問し、授業を参観したり、難聴児のクラスや学年で難聴理解授業を行ったりする。また、給食を一緒に食べたり昼休みに一緒に遊んだりして、難聴児とクラスの友だちの関係の把握に努めている。

< 難聴理解授業 >

きこえの教室のことや難聴について知ってもらうために、難聴児のクラスや学年の児童を対象に行う授業である。年1～3回程度行っている。

○指導計画

事前指導（きこえの教室）：理解授業の内容を難聴児と相談して決める。

難聴児が、クラスの友だちに伝えたいことを中心に、保護者や担任の意見をききながら、内容を考える。理解授業で使うものを作ることもある。

理解授業（通常学級）：1クラスまたは学年合同で行う。難聴児が自分で調べたことやみんなに伝えたいことを発表することもある。

* 難聴児の保護者や、校長、教頭、養護教諭等の先生方が参観することもある。

事後指導（きこえの教室）：理解授業を振り返り、自分の感想や友だちの感想も参考にして話し合う。友だちが知リたがっていることに回答することもある。

* クラスの子どもたちの感想は、コメントを入れて返却している。

表 4.2.3 6年間の指導計画

	教室紹介	理解	体験	コミュニケーション	耳のしくみ・音
I	・教室紹介（写真・紙芝居） ・教室クイズ	・補聴器って何 ・紙芝居	・補聴器体験	・難聴児との話し方 ・ジェスチャーゲーム ・手話、指文字の歌	
II	・教室紹介（ビデオ） ・学習内容紹介 ・教室クイズ	・補聴器ビデオ視聴 ・情報保障について	・聞こえにくい体験 ・補聴器体験	・声なし言葉クイズ ・いろいろなコミュニケーション方法 ・手話、指文字	・教室の中の音
III	・学習内容紹介	・理解本の紹介 ・他の障害について ・バリアフリー ・難聴者の活躍	・聞こえにくい体験 ・補聴器体験	・手話指文字で簡単な会話や歌 ・声なし会話	・耳のしくみ ・いろいろな音の大きさ・難聴児が聞こえない音

クラスの友だちにわたしの気持ちわかってもらいたいなあ



実践事例 1

＜ 2 年生の A さんのクラスでの理解授業 ＞

・ 紙芝居 「ハートはなにいろ」	読み聞かせの後、次の 2 点について質問し、クラスの子どもたちの考えを聞く。 ・ ももちゃんが困っていたことはなんだったでしょう。 C : 「口の形が同じでことばがわからない」 「じてん車や車がきてもわからない」 「プールのときわからない」 ・ 困っているときはどうしたらいいでしょう。 C : 「紙に書く」「大きい声で呼ぶ」「ひっぱる」 「プールのときみぶりをつかう」
・ A さんの困っていること発表	A さんがクラスのみんなの前で発表 「ないしょばなしは聞こえないので、こまっています」 「プールのときは聞こえないのでみぶりをつけて話してください」 「もういっかいとわたしがいったら、もういっかいゆっくり話してください」 「みんなにゆびもじをおぼえてほしいです」
・ 「指文字あいうえお」	歌に合わせて指文字を行う。A さんもはじめは恥ずかしがっていたが、2 回目には前に出て指文字をみんなに教える。 ♪ あ か ちゃん おしやぶり あばばのば い いたずら小指が いってきます・・あいうえお ♪

＊理解授業終了後、3，4 時間目は、A さんとプールと一緒に入り、情報保障を行う。

○きこえの教室での事後指導：

クラスでの理解授業を振り返り、自分が発表したときの気持ちや、友だちの反応（感想）などについて話し合う。

～授業の前は、みんなに自分の気持ちが伝わるか不安だった A さんも、みんなの前で発表したことや、クラスで指文字を覚えようとする友だちが多かったことで不安も薄れ、クラスの友だちに進んで指文字を教えるようになった。



クラスに指文字表をはってくれて、朝の会で指文字の歌を歌っています。
友だちが指文字を覚えてくれてうれしいな。

実践事例 2

＜クラスの女子とのつきあい方に悩む 4 年生の B さんのクラスでの理解授業＞

- ・事前学習：グループの女子の話が聞き取れなくて、「なんて言ったの」と聞いても
「B には関係ないから」と言われて悩んでいることを打ち明けた B さん
とクラスの友だちに理解授業で伝えたいことを話し合う。
- B「そんな時の自分の気持ちをわかってもらいたい」
- T「友だちに聞こえない体験をしてもらえば、B さんの気持ちをわかって
もらえるかな」
- B「それがいい。やってもらいたい」

前回の理解授業の復習 いろいろな手話	手話の意味や、でき方について学んだことや、名前や教科の手話を覚えたことを思い出させる。
聞こえない体験	①クラスの数人に、ヘッドフォンから流れる雑音を聞いてもらい聞こえにくい状態にしておき、クラス全体に指示を与え、指示通り動くようにする。 (例) 教室の後ろに並びましょう。 5 時間目はドッジボール大会です。等 ②ヘッドフォンをつけた子に感想を聞く。 C「自分だけ仲間はずれみたいで、さみしい。」 C「とても不安で、どうしようと思う。」 聞こえにくい友だちも同じような気持ちになると話す。
名前手話クイズ	B さんが、クラスの友だちの名前を手話で表し、名前を言われた子は、挙手する。(B さんが考えた手話クイズ)～よく見ていないとわからないことや、声が聞こえないと友だちがどこにいるかわからないことを確認する。

友だちの感想

「B さんは、いつもこういう状態（聞こえにくい）を感じているんだな～と思いました。こういう学習をして、ちょっと B さんの気持ちがわかりました。」

「B さんは いつも聞こえないからさみしいと思う。」

「声が聞こえるということは、とっても幸せなことだと感じました。手話を使えばいろんなことが声を使わなくてもいい。それに B さんや耳の聞こえにくい人の気持ちがわかったような気がする。」

「いつもは聞こえているから、声が聞こえないととっても不便で、手話は耳が聞こえない人も理解できるから、手話はすごくいいと思った。」



みんなが私の気持ちをわかって
くれてよかったな。

◎難聴理解授業で使う教材

理解授業で使う教材は、担当が用意する資料の他に、事前学習で子どもが担当者と一緒に作るものも多い。

◇教室紹介用◇

- ・児童の手作り紙芝居：「くわがたガタくんのきこえの教室たんけん」（一部掲載）

子どもが描いた絵や写真で教室紹介。台詞も子どもたちが考えた。

くわがたのがたくんは、院内小の木の皮の下にすんでいます。「今日はきこえの教室を探検してみよう」	きこえの教室って、二重窓になってるんだ。窓を閉めると、外の音が聞こえにくくて静かだな	きこえの教室では、どんな学習をしているんだろう。がたくんが、発音の先生になり、みんなに教えました	うわー、なんだこれ。これを耳に付けると音が大きく聞こえるんだ。（補聴器をつけたところ）	ここは、聴力検査室だ。へんな機械だなあ。これで、耳がどれくらい聞こえるか検査をするんだ。

- ・ビデオや写真での紹介では、子どもが撮ったものを使うことが多い。
- ・教室紹介クイズ 例）
 - ・きこえの教室の友だちは何人でしょう。
 - ・きこえの友だちはみんな手話を知っている。○か×か。
 - ・きこえの教室がある学校は何校でしょう。
- ・パネルシアター：他の学校からきこえの教室に通ってことや、きこえの友だちの聞こえ方を、パネルシアターで紹介。

◇補聴器学習用◇

- ・いろいろな色や種類の補聴器（写真・絵・実物）
- ・補聴器体験時の注意
- ・DVD「補聴器って知ってる」：全難言、神奈川県ろうあセンター

◇その他の資料◇

- ・情報保障の写真（教室内のノートテイク、OHPを使った要約筆記、パソコン要約筆記、テレビの字幕、手話通訳付きの映像写真）
- ・指文字表
- ・CD「指文字あいうえお」：新沢としひこ
- ・耳のしくみ図（子どもたちの描いた図）
- ・難聴理解本：「たつくんといっしょに」



「ハートはなにいろ」「耳の不自由な子ども達」他 カスタネットがうるさい

- ・難聴児が聞こえにくい場面の絵（脇中起余子先生画）／子どもの状態に合わせた絵
- ・難聴児との話し方プリント
- ・聞こえのシミュレーション

(2) 情報保障

軽度・中等度難聴児は、補聴器を装用して授業を受けているが、教室には雑音が多く聞きとりにくい状況に置かれている。教室の騒音を測定すると、100dB 近くになるような場合もある。そのような中で、集中して先生の声を聞いていることで、疲れやストレスを感じてしまうこともある。

そこで、FM補聴器を使用したり、授業の要約筆記をしてもらったりするなどの、情報保障を受ける子が徐々に増えてきた。

自校の子の場合は、きこえの教室担当者が、1日1時間程度教室に入って、難聴児の隣について筆記する。他校の場合は、理解授業で学級訪問した時には、きこえの教室担当が情報保障を行うが、それ以外は「情報保障ボランティア」が、難聴児の脇について筆記する。（ボランティア希望者についてのみ）

保護者は、主要教科に情報保障をつけたいと思うことが多いようだが、子どもは、普段より聞きとりにくくなる、グラウンドや体育館での体育や、楽器音の響く音楽、また、作業中には顔を見て話を聞けなくなる図工などの時間に、情報保障の必要性を感じている。

◎情報保障に使うボード

① プールで使う、濡れても大丈夫なボード



B5、A4 サイズのホワイトボード。いろいろな種類があり、②教室での授業用、③体育用、④校外学習用は首かけをつけた。

②③④は、「筆談ボード」といい、中途失聴難聴者協会で作っている。ボード以外にも、普通の用紙や、広告用紙の裏等にサインペンで書くこともある

< 千葉市の難聴児支援制度 >

千葉市養護教育センターで集約

○学校生活サポート事業

情報保障を希望する難聴児に、一人につき3人の情報保障ボランティアをつけられる制度。

ボランティアには、一日上限600円までの交通費が支払われる。

ボランティアは、センター及びきこえの教室担当者が親の会の協力もえて、探している。

○FM補聴器貸与

千葉市で購入したFM補聴器を、希望する市内の難聴小・中学生に貸与する制度。（ただし、FMチューンについては、個人負担）

現在は、合計5台の送・受信機を貸し出している。

(3) 学校全体への啓発

①総合・学活・道徳の授業で、難聴理解授業

難聴児がいないクラスでも、総合的な学習や道徳の時間、特に「福祉」の学習で、難聴理解授業を行い、学校全体が難聴児にとって生活しやすい環境になるようにしている。

実践例 3年生のクラスでの理解授業（22年度）

流れ	内 容
○きこえの教室を知っていますか？ ○きこえの友だちを知っていますか？	きこえの教室〇×クイズ ① きこえの教室は2学級ある。・・・○ ② きこえの教室は、千葉市内で2校しかない。・・・○ ③きこえの教室には、院内小の友だちが10人きている。・・・× 院内小には、きこえの友だちが2人いる。
○聞こえない体験をしよう ○聞こえないとどうなるか考えよう。（発表）	・耳を塞いで話を聞く経験をする。 ・上記の体験や、聞こえにくいと困ることを考える。 発表後提示 ○聞こえなくて困ること＜状況図＞ ・放送が聞こえない ・テレビの音が聞こえない ・全校集会の時 聞こえない ・水泳は補聴器をはずすからもっと聞こえない。 等 ＊不安な気持ちになる等の気持ちも考えられるか・・・
○聞こえない、聞こえにくい人について知ろう。 ＊補聴器体験をしよう ・体験（2人に1つ） ・体験の感想（用紙に書く。発表） ＊コミュニケーション方法	○補聴器をつける。＜補聴器の図＞ ・補聴器の説明 ・諸注意 補聴器をつけても、健聴の人と同じには聞こえない。 ○コミュニケーション方法：読話・口話・手話・筆談 等 聞こえにくい友だちと話すためには・・・ ・前から顔を見て話す。 ・少しゆっくり、大きめの声で話す。 ・話す合図を送る 等

②学校のお祭りできこえのお店出店

総合的な学習や、生活科の発表の場である学校祭では、きこえの教室のお店も出店している。きこえの教室の子どもたちが通常学級の友だちのお客さんに、補聴器を体験してもらったり、手話の歌を教えたりする。毎年大盛況で、子どもたちはてんてこ舞いで自分の係分担の仕事を行い、交流を楽しんでいる。

補聴器って
音がこんな
風にきこえ
るんだ



補聴器体験



手話の歌コーナー

院内小では、平成18年度からきこえのお店を始め、グループ学習の時間を使って準備したクイズやゲームをはじめ、補聴器体験・手話の歌の3コーナーや、きこえの学習の成果がわかるような掲示を行ってきた。

年度	クイズ・ゲーム	手話の歌	補聴器体験	掲示
18	きこえクイズ	「世界中のこどもたちが」	↓	耳パズル
19	音あてクイズ	「友だちになるために」		耳のしくみ図
20	指文字クイズ	「ビリーブ」		
21	手話スタンプラリー	「まあるいいのち」		補聴器調べ
22	ドラ当て早書き*	「ハナミズキ」		みんなの補聴器カタログ／夢の補聴器

*ドラえもんのもと当てを行い、当たったキャラクターの名前を、1分間でできるだけ多く書く（筆談ボードを使った筆記体験）

これらのような、日常的な取組から、学校全体にきこえの教室についての理解が深まり、難聴児とクラスの友だちとがつながっていく。



③その他の啓発活動

年1回行われる学習発表会では、難聴児のいるクラスの担任や友だち（自校の場合。他校は担任や校長）が見に来てくれる。

また、校内の職員全員を対象に、千葉市のきこえ・ことばの教室担当者が作った「きこえとことばの教室紹介ビデオ」を見てもらったり、教室便りを配布したりして教室への理解を求めている。

3 県内難聴学級、聾学校との連携

軽度・中等度難聴の子どもたちには、毎日一緒に生活する学級の健聴の友だちの他に、補聴器をつけた他の難聴学級や、聾学校の友だちを作って交流することが、難聴児が自己肯定感を持って生活するためには必要なことである。

補聴器をつけた聞こえにくい友だちが集まる場として、県内の難聴学級と聾学校の教員がボランティアで始めた活動が「なかまの集い」である。

「なかまの集い」は、都立大塚聾学校の「土曜クラブ」（現在は NPO 法人「聴覚障害教育支援 大塚クラブ」）を参考に、平成 17 年度から活動を開始し、初年度は年 4 回、次年度からは年 6 回の活動を行い、現在も続けている。

＜主な活動内容＞

○ワークショップ

各界で活躍されている、聾者、コーダ（聴覚障害の両親を持つ健聴者）の方、聴者の方々を招いて、演技を披露してもらい、子どもたちと一緒にできる、ワークショップを行っている。以下は、今まで来て頂いた方のお名前や、所属団体である。

- ・中川美幸さん（スマイルフリースクール） ・那須善子さん（たま手ばこ）
- ・早瀬憲太郎さん ・庄崎隆志さん ・お笑い党（お笑い芸人） ・きいろぐみ
- ・元 隆の鶴関（相撲） ・B・Bモフランさん（パーカッションニスト）
- ・水と油：オノデラン・ももこさん（パフォーマー）
- ・ひまわり太鼓（難聴児が所属している地元の太鼓集団）

○スポーツ

子どもたちやボランティアだけで行う、ドッジボールやバスケットボール以外にも、デフラグビー日本代表チームや J E F サッカーお届け隊などの方々に教えてもらっている。スポーツを通して食育を学ぶ、スポーツ食育プログラムも 22 年度に行った。

○障害認識

なかまの集いの活動では、自分の障害について友だちと一緒に学ぶ時間も作っている。

高学年は、通常活動の一部で話し合いの時間をとったり、キャンプの夜に、ロールモデルになる大人の難聴者の話を聞いて話し合ったりしている。



難聴の先生の話聞く子どもたち

○サマーキャンプ

毎年 1 回は、千葉市少年自然の家という施設でキャンプを行っている。キャンプでは、数班のグループに分かれ、協力してゲームをしたり、野外炊飯をしたりする。きこえの友だちと過ごす一泊二日は、普段の活動では得られないものをたくさん経験することができる。

キャンプを通して「聾学校の友だちと仲良くなった」というきこえの教室の子どもも多い。

なかまの集い U R L <http://nakama-tudoi.cocolog-nifty.com/blog/>



おわりに

軽度・中等度難聴の子どもたちの多くは、健聴の親に育てられ、健聴の集団の学級で生活している。きこえの教室で、グループ学習や交流学习の時だけ、同じ聞こえにくい友だちと会って、本当の自分を出す子どももいる。

難聴の大人が、「聞こえる世界と、聞こえない世界のどちらで生きたらよいのか」と悩んだことがあると聞いた。きこえの教室の子どもたちが大人になったとき、「聞こえる世界も聞こえない世界もどちらも自分の世界だ」と言えるように、健聴の友だちも、聾学校の友だちもたくさん作って、コミュニケーションできるようになってほしいと願う。

きこえの教室での学習は、そんな自己肯定感を持ったたくましい子どもたちの育成につながるものである。そのためには教師サイドでの連携を深めていくことも大事である。幸い、千葉県にはきこえの教室と聾学校の教員が一緒に研修できる場がいくつかある。千葉県特別支援教育研究連盟聴覚部会は、年4回の研修会を行っており情報交換できる場となっている。それ以外にも、任意団体で千葉聴覚障害研究会も年4回の研修会を行っている。そして、「なかまの集い」を年6回運営しているのも、県内のきこえの教室と聾学校の教員の有志である。このような場にきこえの教室担当者全員が積極的に参加できるとよい。

また、保護者同士のつながりも強く、県内には「千葉県聴覚障がい児を持つ親の会」があり親同士の情報交換や学習会を行ったり、バス旅行やクリスマス会など子どもたちの活動も行ったりしている。千葉市には、設立52年を迎えた「千葉市ことばを育てる会」が、きこえことばの教室の子どもたちの活動の支援をしている。今年度は、これらの親の会や医療機関、教育機関が協力して、軽度・中等度難聴で、身体障害者手帳を持ってない子への、補聴器購入の際の助成を求めて、県や市に要望書を提出することができた。

千葉市では、難聴児の支援のために、前述のようにFM補聴器の貸し出しや、情報保障ボランティアをつけられる制度もできている。

このように、軽度・中等度難聴児に対して行政面での制度も整いつつあり、きこえの教室の子どもたちが、生活しやすい環境になってきていると思われる。しかし、市内にはきこえの教室が3校あるものの、千葉県全体をみると、きこえの教室がない市町村も多い。また、教室がある学校でも、難聴児についてきこえの教室の学習等についてなど、まだまだ通常学級の先生方に理解されていないことが多い。

きこえの教室担当者は、各機関との連携をとりながら、難聴児の周辺環境調整や理解啓発に努め、難聴児が生活しやすい場を作る支援と、難聴児自身の言語力、コミュニケーション力や障害理解の指導をしていかななくてはならないと思う。

第3節 川崎市北部地域療育センターにおける 軽度・中等度難聴児への指導と支援

1. はじめに

川崎市は人口 143 万人の政令指定都市で、地域療育センターは 4 ヶ所設置されている。北部と南部は市が運営し、中部は指定管理、西部は民間が運営している。

いずれも 0～18 歳までの障害および障害の疑いのある子供と、その家族に対して相談・検査・評価・療育・指導を行うこと。また、子どものライフステージに沿った処遇が、継続的・一貫的になされるように、関係機関と緊密な連携を取りながら療育サービスを展開していくことを目的としている。

軽度・中等度難聴児はどのようにして発見されて、指導につながっていくのか、軽度・中等度難聴ならではの問題、今後の課題などを考えていきたい。

2. 当センターにおける軽度・中等度難聴児への指導と支援

(1) 川崎市北部地域療育センターの概要

職員構成は常勤 29 名、非常勤 6 名、臨時職員 4 名であり、所長・事務職・ケースワーカー・心理職・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・保育士・指導員・看護師・栄養士等がいる。診療所部門は常勤派遣 2 名、非常勤 7 名の医師で構成されている。言語聴覚士は常勤 1 名、非常勤 2 名であり、聴覚障害児の検査・指導は常勤の言語聴覚士が主に担当している。

業務内容は診療所業務、相談・療育（外来）業務、通園療育業務の 3 つである。各専門職のチームアプローチによる総合的・系統的な相談・療育支援。子どもの発達段階・障害レベルに応じた個別指導、経過観察。保育園・幼稚園・学校など子どもの在籍機関への訪問支援等を行っている。

当センター利用にかかる費用は原則無料であるが、通園療育については市で定められた基準で利用料を徴収している。

(2) 難聴児の相談開始からその後の支援

当センターの継続相談ケースは平成 22 年度末で 1,488 名であり、新規の来所児は年 240 名ほどである。来所経路は保健所・医療機関・保育園・幼稚園・学校等からの紹介と保護者からの直接の申し込みが主である。3 名の常勤ケースワーカーがおり、地区担当ケースワーカーが初回面接を行う。

聴こえに心配があるという事が事前にわかっている場合は、同じ日に言語聴覚士が聴力検査を行うことにしている。主訴がことばの遅れのケースの大半は、ケースワーカーの面接後、心理職が評価する事が多い。発達検査の結果、視覚認知面と言語面の能力に大きな差があるときは言語聴覚士が評価することになり、そこで難聴が発見されることもある。

聴力検査の結果、聴覚障害が疑われるときは当センターの耳鼻科（月 1 回）を受診してもらう。非常勤の耳鼻科医師は聴覚の研究・臨床を長年大学等でおこなってきており、新生児から高齢者の聴覚障害、さらに難聴重複障害についても最先端の研究をされている臨床

経験豊かな医師である。開所以来20年間様々な難聴児を18歳まで継続して診てもらっている。ABR・CT等の医学的検査が必要な場合はそのつど医師が紹介した医療機関に行ってもらい、その結果をみながら当センターで診断・診察を行っている。難聴重複児も多いので当センターの小児神経科・児童精神科・リハ科にも併せて診てもらうことがある。

聴覚障害の診断が確定した後は、補聴器装用指導・聴能言語学習を開始する。指導機関として、川崎市立聾学校と近くにある私立の難聴幼児通園施設ライシャワ・クレーマ学園・日本聾話学校と当センターの3ヶ所を紹介し、保護者に決めてもらっている。大半の方は当センターでの指導を希望され、就学まで週1回1～2時間の個別指導やグループ指導を行っている。他機関で指導が開始された場合でも、当センター耳鼻科医の診察や様々な相談で北部地域療育センターを利用されている。当センターを会場にして開催されている難聴児親の会に参加される方も多く、当センターの地域で生活されている聴覚障害児の多くは18歳まで相談を継続している。

(3) 軽度・中等度難聴児の指導と支援

18歳まで継続相談を行っている難聴児は現在36名である。内22名が軽度・中等度難聴児であり、難聴のみの児童は7名、他の障害を合わせ有する難聴重複児童は15名である。

① 発見から指導開始まで

両側中等度難聴を呈する疾患は様々あり、一人ひとり聴力やかかえている問題は異なっている。難聴が発見されるまでの経過と指導が開始されるまでの問題点、地域療育センターの役割などを考えていきたい。

[両側小耳症・外耳道閉鎖症]

両側小耳症・外耳道閉鎖症の児童は5名であるが、出生直後に発見されているにもかかわらず、骨導補聴器の装用開始時期が遅れた児童がいる。A児は里帰り出産で出産直後に気管カニューレ装着。病院では耳のことへのアドバイスは何も無かったそうである。8ヶ月時に川崎に戻り近くの大学病院受診。小児科では耳が無いので補聴器はまだ先、耳鼻科でも気管カニューレを装着していて声が出せないのので補聴器はまだと言われ、母親が不安になり看護師に相談。看護師から当センターを紹介されたケースである。1歳6ヶ月に来所。耳鼻科診察を経てすぐに骨導補聴器を装用した。まだ座位がとれず寝ている状態であった為、ベビー型のように耳掛け型補聴器を肩の前方につけ、骨導端子を鬘用のテープで貼った。本来、骨導端子はヘッドバンドで圧着し固定するのであるが、諸条件で出来ない場合はヘッドバンドでの装用が可能になるまでは上記のようにしている。充分圧着されないが周囲の音や人の声に対する反応は装用無しの状態と比較して格段に良くなる。このような方法であれば生後まもなくでも装用可能であり、本児のように装用開始が1歳8ヶ月とならずにすんだのではと思う。

B児は心疾患を合併している。通っていた他機関で補聴器は交付されていたが、まだ装

用できないといわれていた。1歳0ヶ月で来所。身体も小さく頭部の骨も薄く、横向きに寝ている状態だったため、すぐにA児のように片側に骨導端子を貼って装用。音に対する反応がよかった。3歳0ヶ月より独歩可能になり、身体もしっかりしてきたのでヘッドバンド型骨導補聴器にし3歳6ヶ月より骨導補聴器を両耳装用とした。

両側小耳症や外耳道閉鎖症の場合、耳が無いこと等で、保護者は生後すぐに聴こえの事を医師に相談している。しかし、難聴以外に合併症がある場合、医療機関では聴覚障害のことは二の次となってしまう補聴器装用が遅れてしまっていた。可能な限り早期に骨導補聴器を装用し、適切な聴能言語学習を開始できれば良好な言語発達を得られたのにと残念である。

なお、当センターでは骨導補聴器も基本的には両耳装用としており、1歳6ヶ月時に片耳装用から両耳装用に変更して効果を上げている児童もいる。

〔両側感音難聴 合併症なし〕

他の障害を合併していない両側軽度・中等度難聴児でも発見が遅れた児童がいる。いずれも新生児聴覚スクリーニングは受けていなく保護者もそのような検査があるということを全く知らなかった。助産院での出産やハイリスク児のみにしか新生児聴覚スクリーニングを実施しないという産院での出産である。

C児は保育園からの紹介で3歳0ヶ月に来所。ことばが遅い、かんしゃくを起こすが主訴であり保護者は聞こえにくいとは思っていなかった。そのためケースワーカーの初回面接後心理にまわり発達検査を実施。視覚認知面と言語面の発達指数に大きな差があり言語聴覚士が聴力検査をして中等度の難聴を発見した。当センターの耳鼻科を受診。ABR検査後に補聴器を装用して聴能・言語指導を開始することとなった。しかし、母親は難聴を認めることができず、3ヶ月間補聴器の装用がなかなかすすまなかった。園長と担任が母親と面談を行い他児とのトラブル等保育園での様子を詳しく伝える事を続けてくれた。難聴という事実を少しずつ受け入れることができ、補聴器の装用が可能となった。母親は「この子は難聴児なんだと腹をくくったとたん補聴器をつけてくれて、朝から補聴器を離さなくなりました。私の気持ちしだいなんですね。」と話された。

同じく発見が遅れたD児の場合は、幼稚園・保育園に在籍している4歳児を対象として川崎市が社会福祉法人新生会に委託して行っている「4歳児視聴覚検診」で見つかり、病院でABR検査実施後來所。聴力検査を実施し耳鼻科受診。耳鼻科医から補聴器装用を勧められたが、母親は耳鼻科医師に装用したくないと話され、補聴器装用まで時間がかかった。しかし、子どもの言葉のことはとても心配されていたので、難聴児の親の会を紹介し参加してもらった。当センターを会場に難聴児のお母さんたちが2ヶ月に1回開催している会であり、市内に5団体ある聴覚障害児の親の会の1つでもある。お茶をしながら和気あいあいと地域の情報交換をしたり、それぞれの悩みを話したり、先輩のお母さん達の話の聞いたりしている。D児の母親は集まりに参加し、先輩のお母さん達と話をすることで子どもの難聴を受け入れ、補聴器購入にいたった。すぐに終日装用ができ就学までの1年半、週1回の聴能・言語指導を行えた。今では、親の会で小さいお子さんを持つ保護者への

良きアドバイス役をされている。

当センター内で活動しているボランティアグループの1つに「もこもこ」というグループがある。難聴児の指導に大いに活用させてもらっている、手作りの布の絵本やおもちゃを約250品目作製し（写真参照）、センター内の和室で子どもとお母さん達がゆったりと遊べる場を提供してくれている。グループのメンバーには障害児の先輩のお母さんもあり、D児の母を含め、母親達のよき相談者となっている。

C・D児の保護者が特別ではなく、軽度・中等度難聴児の親は難聴を認めるまで時間が掛かり、補聴器をつけることに抵抗感をもつ方が多い。そのため、保護者を支えてくれる周囲の人達や先輩のお母さん達の助けが必要となってくる。母親が孤立しないよう、支えてくれる人達と繋がりがとれるようにコーディネートすることは地域療育センターの大きな役割の1つである。

新生児聴覚スクリーニングを受けていない軽度・中等度難聴児が早期に発見されるためには1ヶ月・3ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児健診等で難聴が発見されるよりよい体制作りが望まれる。当センターの地域には多摩区と麻生区2ヶ所の保健福祉センターがある。保健福祉センターとの連絡会にケースワーカーと一緒に参加し、保健師や心理職の方に難聴のことを伝え早期発見への協力をお願いしている。また 保育士、幼稚園教諭や乳幼児に関わる人への更なる啓蒙活動も療育センターの大事な役割と考える。しかし、まだ十分な体制がとれていないというのが現状である。

[両側感音性難聴 合併症あり]

何らかの症候群を疑われた児童の場合、早い時期に病院で聴覚障害の有無を検査されることが増えてきた。しかし最近でもダウン症、軟骨異形成症、ムコ多糖症、コルネリア・ド・ランゲ症候群等の児童で、難聴の発見が遅れた児童がいる。難聴ハイリスク児であっても当センターに来所するまで聴力検査を受けていなかった。医療関係者も保護者も、言葉の発達が遅いのは全体発達が遅れている事によるものだと思い、難聴の発見が遅れてしまっている。

糖尿病や腎臓病などの内部疾患を合併している子どもの場合も、それらの治療に目が行き、難聴があると気付くまで時間が掛かってしまった例がみられている。

当センターでは難聴ハイリスク児が来所した場合、できるだけ早く聴力検査を実施するようにしている。また通園療育児全員の聴力検査も行っており、難聴を見過ごさないよう留意している。

いずれにしても医療機関、保健福祉センター、療育センター等で乳幼児の相談にあたっている職員は難聴の存在が言語発達や情緒面にどのような影響を及ぼすのかについて充分に理解しておく必要がある。難聴ハイリスク児についての知識も持っていることが、早期発見・早期指導につながるうえには欠かせないことと考える。

② 補聴器の申請

軽度・中等度の難聴があっても早期から補聴器を装用し、適切な聴能・言語学習を行えば

言語発達や情緒面の発達に好影響を及ぼすことは周知の事実である。

一人ひとりに最適な補聴器を装用させたいが、軽度・中等度難聴は聴覚障害の身体障害認定基準に該当せず、障害者自立支援法にもとづいて補聴器の交付を受ける事ができない。そのため全額自己負担となってしまう。幼小児の保護者はまだ若く両耳に補聴器となると経済的にも厳しい家庭は少なくない。

川崎市では平成 17 年 4 月より「難聴児用補聴器の給付」事業を実施している。「対象者は地域療育センターにて訓練等を受けている 18 歳までの難聴児で、教育的及び言語獲得において地域療育センターの評価により補聴器の装用が必要とみとめられる方。補助金額は補聴器 1 台につき、50,000 円を限度額とし、両耳に必要と判断された場合は 2 台、計 100,000 円を限度額として補助します。」というものである。申請には申請書（保護者記入）・評価書（地域療育センターの言語聴覚士記入）・市民税額証明書・オーディオグラムが必要となっている（平成 24 年 3 月現在）。この制度を利用して補聴器を購入している家庭も多く、このような制度が全国的にも広まっていくことが切に望まれる。

③ 就園 就学

当センターの地域には多くの保育園・幼稚園があり、保護者は言語聴覚士だけでなく、ケースワーカーや心理職、時には理学療法士や作業療法士、重複の難聴児では通園療育の保育士や看護師とも話しをしながら就園先を決めている。

軽度・中等度難聴児の場合、名前を呼ぶとすぐ振り向き、簡単な問いかけには答えることができ、発音も比較的きれいなことなどから、園では心配ないですよと言われることがある。しかし補聴器をつけていても、集団の中では先生や友達の言葉は聴き取りにくく、園庭やホールなどではかなり聴こえにくいということを理解してもらう必要がある。聴こえの程度、補聴器の取り扱いなど、先生方の疑問にきちんと応え、連携して聴覚補償・情報保障がなされるよう、できるだけ園に出向くようにしている。

さらに発見が遅れた軽度・中等度難聴児の場合、語彙がとても少なかったり、構文面で遅れがみられる場合も多く、就園時での言語発達段階についても詳しく先生方に伝えるようにしている。一人ひとりの子どもにあった話しかけ方や質問の仕方も伝え、担任と難聴児とのコミュニケーションが上手くとれ、集団生活の第一歩が楽しく踏み出せるよう支援している。

就学に関しては、川崎市の流れを理解して就学にのぞめるよう、2 回の就学説明会に参加してもらっている。1 回目は年中児を対象に、年度後期に当センター主催で開催する説明会である。主にケースワーカーが、当センターを利用されている保護者を対象に就学に向けてのガイダンスを行う。2 回目は年長児の保護者を対象に、5 月末頃に川崎市総合教育センター（教育委員会）が主催する就学説明会であり、その後、総合教育センターで個別の就学相談が実施される。保護者には就学校のコーディネーターや校長と入学前に相談をするようアドバイスをし、必要があれば言語聴覚士やケースワーカーが同席している。

就学後に情報保障や学習面への支援が充分なされるよう、コーディネーター、通常級や特別支援級の教師、特別支援学校の教師、ことばの教室の教師、川崎市立聾学校のコード

イナーターとも連携をとっている。

就学後の当センターでの支援は、聴覚管理、補聴器の調整、耳鼻科診察が主となり、聴力検査は4～6ヶ月に1回、18歳まで実施している。耳鼻科診察は、必要に応じてであるが、少なくとも年に1回は受診してもらい、聴覚管理を継続している。

中等度の難聴児で小学校の高学年ごろから聴力低下がみられ、人工内耳の装用となった児童が3名いる。人工内耳FMシステムを使用するにあたり、各人の小・中学校に出向き聴覚補償・情報保障が充分になされるよう、関係職員との連携を密にしている。

3、まとめと考察

川崎市北部地域療育センターにおける軽度・中等度難聴児への対応について述べてきた。良好な言語発達をもたらすには早期発見・早期支援が重要であると言われ続けているにもかかわらず、当所でもいまだに難聴の発見が遅れた児童の来所がみられる。さらに、難聴に気付かれていても補聴器の装用が遅れていた児童もいる。

医療機関・保健福祉センター・地域療育センター等で乳幼児にかかわる職員が、難聴の存在が言語発達や情緒の発達に及ぼす影響を理解し、難聴ハイリスク児についての知識を持ち、難聴を早期に発見できるようになることが急務と考える。

地域療育センターや通園施設等の乳幼児支援機関で、重度心身障害児も含め、全児童に聴力検査が実施されるようになれば、早期に支援が開始される難聴児が増えてくると思われる。

補聴器の購入にあたっては、川崎市のような公的補助制度ができることが切に望まれる。さらに、難聴児が地域で成長していくには、周囲の人達の理解と支えが重要になってくる。聴覚補償、情報保障、学習支援が充分になされるには、難聴児をとりまく人々に聴覚障害を理解してもらうことが必要であり、そのためには乳幼児の相談・支援機関職員による啓蒙活動をより一層行わなければならない。





ボランティアグループ もこもこ
作製の手作り教材

(伊原 素子)

第4節 神奈川県聴覚障害者福祉センターにおける 軽度・中等度難聴児（者）への支援

1 はじめに

当センターは、聴覚障害（児）者の社会的自立を促進するため、各種相談、社会適応訓練、日常生活に必要な情報の提供、聴覚障害児の早期訓練及び手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣等を行い、聴覚障害（児）者の福祉の増進を図ることを目的として神奈川県が設置し、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会が指定管理を受けて運営している。なお、平成3年には身体障害者福祉法第34条に基づく聴覚障害者情報提供施設として指定されている。平成23年6月の時点で39箇所の都府県及び政令指定都市に聴覚障害者情報提供施設が設置されている。

この項では、神奈川県聴覚障害者福祉センターにおける、事業内容及び相談の実際について紹介する。

（1）神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理事業内容

神奈川県聴覚障害者福祉センター（旧神奈川県ろうあセンター）は、昭和55年4月1日開設以来30年を経過した。平成18年度から指定管理制度が導入され、神奈川県との協定に基づき以下の事業を実施している。職員は事務職の他、手話通訳士、神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者、言語聴覚士、特別支援学校教諭免許状取得者などがいる。事業にかかる費用は全て無料となっている。

○相談

聴覚障害乳幼児・学齢児相談 中途失聴者・難聴者相談 成人ろうあ者相談
医療相談

○各種検査

補聴器適合 聴力検査 言語機能検査 発達検査等 補聴器適合

○指導

聴覚障害乳幼児指導 コミュニケーション教室（手話・読話・言語等）

○ビデオライブラリー

制作 貸出

○講座

教養講座 趣味の教室等

○手話通訳者・要約筆記者の養成、研修及び認定試験

手話通訳者養成講習会 手話通訳者認定試験 手話通訳者研修
要約筆記者養成講習会 要約筆記者研修

○手話通訳者・要約筆記者の派遣等

手話通訳者派遣 要約筆記者派遣 手話通訳者・要約筆記者頸肩腕健診

○聴覚障害者福祉の普及啓発

聴覚障害について知る講座等 福祉機器貸出 見学者等の受け入れ

○地域支援

域子育て支援事業（新生児聴覚スクリーニング検査の普及啓発及び訪問相談事業）

市町村聴覚障害者ピアカウンセラー研修会

市町村手話通訳者・要約筆記者派遣コーディネーター研修会

（２）神奈川県聴覚障害者総合福祉協会事業内容

神奈川県聴覚障害者福祉センターを運営している、社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会は、平成 13 年の設立以来、聴覚障害者の福祉の向上を目指して、指定管理事業以外にも以下の事業を展開している。神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者、神奈川県盲ろう者通訳介助員などが業務を担当している。

●本部自主事業

○手話通訳者等派遣事業

手話通訳者派遣・研修 要約筆記者派遣・研修 講師等派遣事業

○その他の事業

老人関係施設職員研修会

●神奈川県委託事業

○盲ろう通訳・介助員関係事業

盲ろう通訳・介助員養成 盲ろう通訳・介助員派遣

盲ろう通訳・介助員現任研修

２ 相談事業について

（１）乳幼児・学齢児相談

0 歳から 18 歳までの乳幼児・学齢児の聴覚に関する相談を受けている。言語聴覚士 1 名、特別支援学校教諭免許状取得者 1 名で担当している。相談日は週 1～2 日設けている。

① 乳幼児

新生児聴覚スクリーニング後の母子に対して、地域の保健師と一緒に家庭訪問を実施、または来所してもらい B0A（聴性行動反応聴力検査）などを行いながら精密検査までの間の不安や疑問に答え母子愛着形成の安定を支援している。その他、地域の保健センターにおける乳幼児健診などで、言葉の遅れや聞こえの反応の鈍さなどを訴える家族に対し、保健師などの紹介により来所してもらい聴力検査を行っている。聴力に問題がない場合は検査結果を保健センターに返し、地域で言語発達支援が受けられるよう連携を取っている。聴覚障害の疑いのある児に対しては、精密検査機関に紹介し聴覚障害の診断をおこなってもらう。また、聴覚障害と診断後、精密検査機関から補聴器の適合及び言語指導を目的に紹

介されることも多い。新生児聴覚スクリーニング検査導入後、生後 3、4 ヶ月からの補聴器機種選定及び補聴器装用指導も増えてきている。当センターの聴覚障害乳幼児指導の対象が主に軽度・中等度難聴児が中心のため、機種選定で紹介される児は軽度・中等度難聴児が多い。しかし、聴力の厳しい乳児や重複障害のある子どもの場合、聴力にかかわらず通いやすい等の理由から、補聴器機種選定まで当センターで行い、決定後ろう学校や療育施設に引き継ぐこともある。補聴器購入に際しては、身体障害者手帳を取得できない軽度・中等度難聴児が多いため、全額自己負担となっている。しかも乳幼児の場合は両耳装用を基本としているため、経済的な理由で機種の幅を狭めて選定するケースもある。成長に合わせたイヤモールドの再作や修理代など、補聴器装用を継続していく上で両親には経済的負担が大きくなっている。神奈川県では横浜市、川崎市は独自の助成制度が確立しているがその他の市町村では全く無い状態であるため、早急に制度化できるよう県や市町村に働きかけていきたい。

② 小学生

乳幼児からの継続例では定期検査と補聴器買い換えのための機種選定で来所するケースが多い。また、学校内でより良い補聴効果を得たいという訴えにより、FM補聴器の試聴を希望するケースもある。しかし保護者や教師の過大な期待と子ども自身の聞きたいという自覚とのギャップも大きく、機器を与えるだけでは活用が難しい例も少なくない。相談時に保護者への説明及び本人へ聞きたい、分かってほしいという自覚を促すような働きかけを行い、適切な時期にFM補聴器またはノートテイク等の情報保障に関する情報を提供している。小学生の新規ケースでは学校内での健診で聴力検査を行うよう指摘され来所するケースもある。新生児聴覚スクリーニングが普及されてきている現在においても、受けていないケース及び後天的な難聴により小学校入学後に難聴が発見される場合もある。小学校まで難聴を発見されずに過ごしてきた児童の多くが軽度・中等度難聴であり、それまで補聴器なしで過ごしてきたため、改めて補聴器を装用することへの抵抗感や必要性を感じないケースが多く、常时装用に結び付かない場合がある。補聴器機種選定を行いながら子どもの心理に寄り添い、時間をかけながら少しずつ必要性を感じられるよう助言している。

③ 中学生・高校生

中学生、高校生の相談もほぼ乳幼児からの継続例であり、年に 1 回の定期検査の他、補聴器買い換えに伴う機種選定のため来所するケースが多い。新規ケースの場合は、神奈川県域（横浜市、川崎市を除く）の中学校にことばの教室や難聴学級がほとんどないため、小学校終了と同時に補聴器や聴覚に関する相談場所がなくなるという理由から、当センターの新規ケースとして来所することがある。継続、新規ともに中高生の相談では、聴力検査や補聴器機種選定を主訴とするが、検査時に学校の様子等を聞き、学習面、友達関係、進学などの相談に結びつけている。英語のリスニングに関する相談は多く、定期試験でのリスニングに対する配慮の工夫や、大学入試センター試験での受験特別措置について情報提供を行っている。進学に関しては難聴児を受け入れた経験のある学校や難聴の在校生が

いるかなど保護者からの質問が多い。情報は提供するが、あくまでも本人主体で学校選びを行うこと、入学後に自分から学校や周りに理解を促すような働きかけが必要なことを説明している。保護者が子どものために情報を多く集め、より良い環境を提供しようと一生懸命になればなるほど、子どもは自分で考えることをしなくなり、与えられたレールに乗り進学していく例も少なくない。社会に出たときに自分で考え行動できることが大切なため、保護者及び本人に具体例や同じ難聴児の例を情報提供し、自覚を促すよう心掛けている。

（２）中途失聴者・難聴者相談

18 歳以上の中途失聴者・難聴者の聴覚に関する相談を行っている。乳幼児・学齢児相談担当とは別に、言語聴覚士 1 名、非常勤職員（教員免許所持）1 名で担当している。相談日は週 2 日設けている。

主に聴力検査と補聴器の試聴及び調整を行っている。高齢者の来所相談が一番多く、いわゆる老人性難聴による補聴器試聴希望が主訴である。本人には自覚があまりないが、家族に促され来所するケースも多く、実際に貸し出し生活の中で使用することで補聴器の必要性の有無を判断してもらっている。効果があまりない、期待したほど効果がないという場合は補聴器の貸し出しを中止し、定期的な聴力検査を促しながら、再び必要性を感じた時に来所してもらっている。効果がある場合は補聴器機種選定を行い、購入機種決定までの支援を行っている。多くの場合月 2 回程度の来所で 3～4 ヶ月程度継続して相談を行っている。相談の中で、本人の努力、または補聴器の装用効果だけではコミュニケーションに限界があることを理解してもらうため、家族に対しても家庭内でのコミュニケーションについて助言を行っている。また、福祉機器についても情報提供して貸し出しも行っている。

20 代～40 代の難聴者の相談も多く、乳幼児、学齢児期からの継続例で定期検査や補聴器買い換えのための機種選定に来所している。大学生の場合主訴は補聴器に関する相談だが、就職活動の情報を求めていることが多い。身体障害者手帳に該当する人に対しては障害者雇用について情報提供を行っているが、身体障害者手帳に該当しない軽・中等度難聴者にとっては就職は大きな壁となっている。聞こえにくさからくる苦手なことと（例えば電話の聞き間違えがあるなど）、自分の得意なところを自分の言葉でまとめておくことで、相手にわかりやすく伝えることができるなど助言している。また、同じような軽度・中等度難聴の学生がどのような就職活動を行ってきたかなど、相談ケースの事例を紹介することで、自信を持って活動できるようになったケースもある。社会人の場合は職場内のコミュニケーションについての相談もあり、補聴器装用環境には適さない騒音が多い部署から別の部署へ移動したいという内容や、上司や同僚とのコミュニケーションに行き違いがあるなどの相談を受けることもある。軽度・中等度難聴者の場合補聴器を装用していることを周りに隠している場合もあり、心理面にも寄り添いながらよりよい職場環境にするために助言を行っている。軽度・中等度難聴者の場合、今まで自分と同じ難聴者に会ったことがない

ケースがほとんどのため、具体的な事例を挙げて助言することで安心と自信につながっているようである。

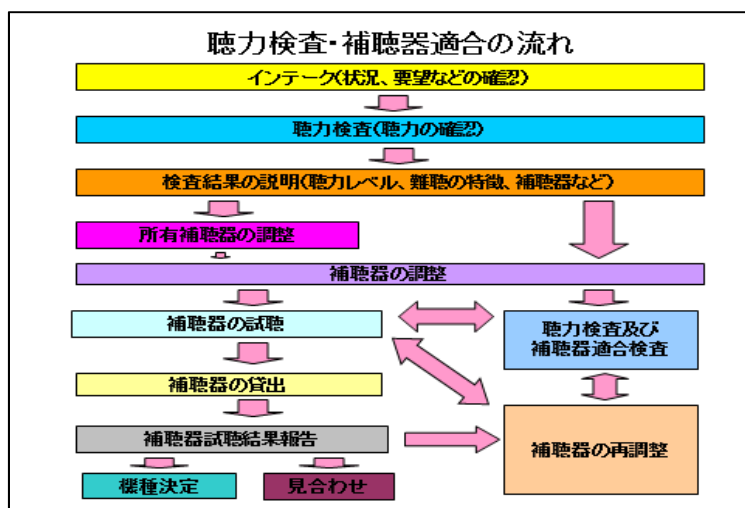
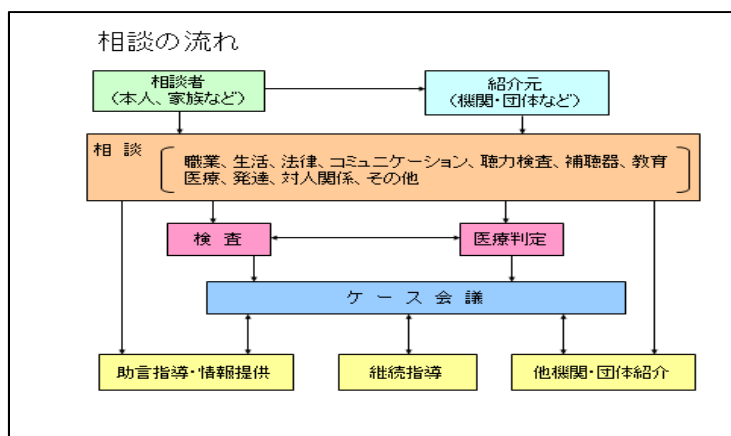
中途失聴者の相談の場合、すでに補聴器を購入済みのケースが多く、コミュニケーションに関することや福祉機器、手話、読話の学習を主訴に来所するケースがほとんどである。地域の難聴者協会を紹介するとともに、当センターで開催している中途失聴者・難聴者を主な対象としたコミュニケーション教室「手話」「読話」につなげている。

(3) 成人ろうあ者相談

主に手話をコミュニケーション方法としている方々を対象に専門の相談員が手話で相談に応じている。職場や家族、友人関係での悩みや金銭関係のトラブル、福祉制度の利用についてなど相談内容は幅広い。特に生活支援に関する相談は多く、地域の障害福祉担当課や支援センターとの連携も行っている。

(4) 医療相談

隔月に1回、医師による医療相談を行っている。主に身体障害者手帳及び補装具交付に関する書類作成及び相談を行っている。



3 指導について

(1) 聴覚障害乳幼児指導

主に軽度・中等度難聴の聴覚障害乳幼児とその家族を対象に聴能、言語及びコミュニケーションについての指導を行っている。0歳児から就学までの期間、週1回、同年齢でのグループ指導を行っている。母親が子どもとの共感関係の中で、子どもの生きた言葉やコミュニケーションの力を育てられるよう、子育てへの援助を行うことと、聴覚も最大限に活用しつつ、子どもの発達に沿いながら、その子その子に合ったコミュニケーションの方法を両親と一緒に考えていくことを基本方針にしている。指導終了は就学時とするが、その後は地域のことばの教室等へ引き継ぎ連携を行っていくとともに、学齢児相談として聴力検査及び補聴器相談として関係は続いていく。

軽度・中等度難聴児は補聴器を装用することで、ある程度音声言語の発達が進み、一見よく話せるように感じるが、実際は深いやり取りができず言語理解の乏しさを感じる人が多い。家族が表面上の言語表出に惑わされず、気持ちの通じ合いを基本としながら丁寧な言葉かけをし、やり取りを深めることができるように助言している。また、就園児の場合幼稚園、保育園訪問を行い、難聴児の集団での行動観察を行うとともに、担任への理解を促している。普段の指導では十分やり取りが成立できている軽度・中等度難聴児の園訪問を行うと、終始キョロキョロ周りを見渡し自分を出しきれない消極的な場面をよく見かける。困った時に誰かが支援してくれるのを待っているだけのことも多い。言語力が高くても、基本的な人とのやり取りができないのでは意味がないため、家庭の中からコミュニケーションすることに自信をつけさせるよう助言している。

その他、職員への助言も含めスーパーバイザーとして聴覚障害児教育の専門家に講師をお願いしている他、難聴児を育てた経験のある母親にも講師として定期的に指導に参加してもらい、母親の目線で助言をもらうことで母親たちは共感しながら助言を受け止めていくことができている。

当センターでは、乳幼児の他、学齢児、成人、高齢者など幅広い年齢の難聴者の相談及び成人ろうあ者相談を行っているため、社会に出た聴覚障害者がどのような悩みを持ち困難にぶつかっているかという情報を多く持っている。全ての基本は乳幼児期のコミュニケーション能力及び家族関係にあると感じることが多いため、軽度・中等度難聴児の乳幼児期を言語力の評価だけに拘らず、家族の聴覚障害のとらえ方や子ども自身の障害認識など広い視野を持って指導している。

(2) コミュニケーション教室

聴覚障害者を対象に、より良いコミュニケーション手段、方法を身に付けるため、手話、読話、言語、発音の指導を行っている。

手話教室は初めて手話を勉強する中途失聴・難聴者を対象に、入門、初級、中級、実践とコースを分け指導している。参加者の中には地域の市町村で開催している手話講習会に

参加した経験のある難聴者もいるが、健聴者を対象とした講習会ではペースが速すぎついでいけないので、難聴者を対象とした手話教室を求めて来所したケースもある。また、乳幼児期から難聴で大学や社会人になってから手話を勉強したいという若い難聴者も参加することがあり、同じ障害を持つ人との交流の場となっている。

読話教室は中途失聴・難聴者を対象に、基礎、実践とコースを分け、読話の方法や考え方などを読話の練習とともに指導している。参加者は初めは口の動きさえ分かればコミュニケーションができるようになると過度の期待をして参加するが、読話の限界を知ることによって読話だけではコミュニケーションができないこと、手話や読話、身振り、筆談などあらゆる手段を用いてコミュニケーションすることが大切と理解していく。読話教室も手話教室と同様に同じ中途失聴・難聴者との交流の場となり、実践に入ると多くの先輩難聴者との交流ができるため、技術の学習というよりも仲間との交流により心の癒しにつながっているようである。この教室の大きなねらいは対象者の精神的な安定やコミュニケーション意欲の向上にある。

4 事例

(1) 事例1 (小学生)

3歳児健診にて言葉の遅れを相談し難聴発見。補聴器装用開始。平均聴力右耳 40 dB、左耳 50 dB。5歳児まで県外の療育機関にて補聴器装用及び言語指導を受けていた。転居に伴い5歳から母親と一緒に週1回来所指導を行う。以前の療育機関では聴力の軽さ及び言語表出の多さなどから回数は少なく、STが子どもに対し指導をする形式であったため、母親は子どもの難聴に対する意識は低かった。表面上はやり取りができる状態であったが、深いやり取りはほとんどできず擬態語や指示語で親子で通じ合っている状態であった。母親は子どもが言いたいことをすぐに理解できてしまうため、子どもが第3者に話していることが伝わらないと、母親が代弁してしまうことが多々見られた。子どもも母親をたよりきり自分の言葉で伝えきることがほとんど見られなかった。子どもの気持ちを共感することがとても上手な母親であったため、子どもができたことをたくさん褒め、十分認めてあげingことを重点に置き、子どもが自分の力で言い切るまでは見守ることを助言してきた。就学までには母親が難聴児の母親としての自覚が育ち、話しかける内容や間の取り方、語彙の広げ方などとてもよくなっていた。子どもも自信を持って相手に自分の言葉でまとめて伝えられるようになった。

就学後はことばの教室に通いながら地域の小学校へ通っている。しばらくは順調であったが、子どもが教室内のうるさを訴えたことから母親の心配が大きくなり、補聴器の調整の要求、さらに教室内の音環境の整備(テーブルとイスにテニスボールを装着する運動)を学校に働きかけた。しかし学校側の対応がスムーズではなかったので、要求を通すために母親がいろいろと行動し、学校との関係が悪くなってしまった。母親の子どもを心配する気持ちが行動を起こさせたが、子ども自身はなぜうるさく感じたのか、どうしたら改善

できるかなどの意識はなく、誰かが助けてくれて当たり前という姿勢が身についてしまっていた。ことばの教室担当教諭と連携を取りながら、センターでも具体例を挙げながら相談を継続していくなかで、母親の意識も少しずつ変わり、行動を起こす前に本人の意識づけの大切さ、適切な時期に適切な支援が必要なこと、見守ることで本人の意識が変ることなどに気が付けた様子である。現在は、母子ともに安定し、本人も聞こえにくいことへの自覚が芽生え、自分の言葉で相手にどうして欲しいのか、伝えることができるようになっている。

難聴児の母親は子どものことを思い、子どもがより良い環境で生活できるようにするために先回りして環境を整えてしまうことが多々見られる。難聴児への特別支援は大切ではあるが、本人の障害認識とともにどんな支援が必要なのかを本人が考えられるように意識づけしていかなければ、せつかくの支援も活用しきれない。保護者の意識改革も支援の一つと考える事例であった。

（２）事例２（高校生）

滲出性中耳炎のため耳鼻科を受診し５歳で難聴発見。５歳２か月より補聴器装用開始。両耳とも低音域 20 dB高音域 95 dBの高音急墜型難聴。就学前まで当センター聴覚障害乳幼児指導に母子で通い、その後ことばの教室に通いながら地域の小学校、中学校へ進学。中学校からは聾学校の通級指導を受けていた。当センターでは定期検査や乳幼児指導 OB 会などで年に 1 回は顔を合わせている。小学校、中学校と友人関係も良好で特別支援の体制も整っており、楽しく学校生活を送っていたようである。特に、中学で聾学校通級指導教室に通うようになり、手話の学習や同じ難聴の子どもとの交流が本人の障害認識を育て、自信を持って生活していた。

しかし高校に入学し、中学校の友人とも離れてしまい新しい学校生活になじめていない様子であった。学校から無断欠席の連絡があり、母親が尋ねると友人と一日さぼったことを伝えてきた。母親はとてもおおらかで、子どものありのままを認め、見守る姿勢ができているので、なんでも話せる親子関係ではある。母親の「休みたいときは休んでいいよ」という言葉に笑顔になったらしいが、母としては心配でセンターに相談に来所した。小さい頃からの母子関係がしっかりしていること、母親の受け止める姿勢ができていることから現在の対応で大丈夫と伝え、母親とは別のなんでも話せる同じ難聴の人との交流を勧めた。

相談ケースの中で、教師になるための勉強をしている難聴の学生がおり、地域も近いため個人的に紹介した。頻繁ではないがお互いに会ったりメールのやり取りをする中で本人も将来のイメージをつかめてきた様である。前回の乳幼児指導 OB 会では、友人関係に悩む小学生の親に対し、自分の経験を語りとても説得力のある話を相手の親できるまでに成長していた。将来は保育士や幼稚園教諭を目指し頑張りたいと夢を語っていた。

思春期の難聴児にとって、友人関係は重要である。悩みを話せる友人が一人でもいれば

乗り越えられることが多い。さらに同じ障害を持つ仲間や先輩との交流で障害認識も育ち、将来のイメージを持って学校生活を送ることができるようになる。このケースを通し、思春期の難聴児に対する支援として、母子関係の安定を前提とした上で、同じ障害を持つ子ども同士の交流をコーディネートする役割を感じた。

（３）事例３（社会人）

幼い頃より聞こえの反応の鈍さを家族は感じていたが、学校健診でも指摘はされず、小学４年で外傷性鼓膜穿孔により耳鼻科を受診し難聴発見、補聴器を装用。右耳 60 dB、左耳 55 dB。地域の小学校、中学校、高校、大学と通い現在は社会人として働いている。当センターには難聴発見当時から補聴器の機種選定、調整、定期検査などで定期的に相談を継続している。

大学生になり、自分自身の障害認識に芽生え、手話を勉強したいと要望が出てきたので、当センターで行っている中途失聴・難聴者を対象としたコミュニケーション教室「手話」に参加。同じグループに難聴大学生がいたため、学校でのコミュニケーション等を手話学習が終わった後も情報交換している場面が見られた。その後就職活動が始まり、手話を日常会話レベルまでは習得できずに終了となっている。就職までに新しい補聴器を購入したいという希望により機種選定を行っていたが、相談中に他の難聴学生の就職活動について聞きたいと質問が出た。障害者手帳に該当する場合は障害者雇用枠での採用が可能だが、現在の聴力では該当しないことを伝え、手帳に該当しない人はどのようにしているのかとても知りたい様子であった。それぞれ個人で活動するしかないことや自分の障害について説明できるようにしておくことなどいくつか他の人の活動例を説明した。その後社会人になり、補聴器の定期検査で来所した際に、自分と同じ軽度・中等度難聴の学生や社会人と交流したいと自分の連絡先を書いた手紙を持ってきた。「今まで普通学校に通い聴覚障害を持つ人と関わることがなかった。自分と同じ手帳に該当しない聴力、手話を知らない口話でコミュニケーションする人と会ったことがない。仲間を求め聴覚障害者団体の見学をしたが手話がほとんど分からず苦労した。そこで聴力の違いによって仕事や学校等の悩みが違うことを感じた。同じように考えている人がいたら、連絡が欲しい。一緒に話をしたい」という内容の手紙であった。補聴器相談のケースで同じような学生や社会人が来所した場合は手紙を渡し紹介しているが、その後どのようにつながったかは確認は取れていない。

順調に学生生活を送り就職しているように思えたが、就職活動で改めて自分の聴力が障害者手帳に該当しないこと、しかし補聴器は必要で聞き取りにくいことも多いということなど自分の障害について深く考え悩んでいたようである。行動力があるので、自ら仲間を求めいろいろな活動を行うことができたが、同じように行動できる人ばかりではない。特に指導機関に通った経験のない聴覚障害学生は同じ障害を持つ人との交流が全くないため、情報を多く知りたがっている。今後同じような事例をまとめ、情報提供と交流の場を提供

していきたい。また、こういった軽度・中等度難聴の子どもが小さい頃より手話やろう者と触れ合うことで、自分の聞こえにくさを肯定的にとらえ、聞こえにくいことを隠すことなく周りに適切な支援を求められるようになることを期待したい。

5 まとめ

聴覚障害者情報提供施設として、難聴者相談を行っていると広報しても、軽度・中等度難聴者の利用はなかなか増えないのが現実である。多くの難聴者が補聴器を装用しており、補聴器に関する相談のついでに日常で困っていることなどを相談していることがほとんどである。幸い、当センターの事業内容には、補聴器相談や聴覚障害乳幼児指導があるため、軽・中等度難聴者の利用も多く、利用者の年齢も幅広くいる。そのため、いろいろな相談を受け情報を持っているため一人ひとりにあった情報提供や交流の場を作ることができている。

相談事例を通し、身体障害者手帳に該当しない聴力の人や、同じ聴覚障害者でも手話を知らない口話でコミュニケーションする人たちの相談できる場所として、補聴器相談をきっかけにして相談を受け、交流できる機会を作ることが必要と感じている。現在ではまだ個人レベルの交流であるため、定期的な活動を通して交流ができるよう今後の事業を展開していきたい。

また、社会人になった軽度・中等度難聴者の職場での悩みの多くがコミュニケーションについてである。自分は聞こえている、分かっていると主張し続けることで、周りとのコミュニケーションがますますずれていき、仕事の処理能力が高いにも関わらず離職していくケースもある。自分の聴覚障害についての障害認識をしっかりと持っていれば、何が苦手でどのような支援をして欲しいのかを周りに伝えることができる。幼児期から手話やろう者と触れ合うことで、家族や本人が聞こえにくいことを肯定的にとらえ、社会に出た後も自信をもって積極的にコミュニケーションが取れるようになるのではないかと期待している。そのためにも、聴覚障害者情報提供施設ならではのろう者との交流や乳幼児期から難聴児の家族が手話に触れ合う機会を提供していきたい。

全国に増えつつある聴覚障害者情報提供施設は、補聴器相談を行っている施設は少ないが、難聴者相談や福祉機器の貸し出し、手話や要約筆記、ノートテイクなどの情報保障に関する情報をたくさん持っている。聴力の程度や年齢等を問わず聴覚に関する専門機関として機能しているため、もっと多くの人に聴覚障害者情報提供施設を知ってもらい、利用してもらいたい。そして地域で暮らす軽度・中等度難聴(児)者を含めた聴覚障害者が孤立することなく生き生きと生活できることを望んでいる。



ロビーの様子



福祉機器展示



幼児聴力検査

第5節 まとめ

兵庫県立こばと聴覚特別支援学校では、人工内耳装用児の増加の影響もあり、保育内容の見直しを行っている。また、新生児聴覚スクリーニングの普及に伴い従来よりも綿密に医療機関と連絡調整することが必要になっている。更に、保護者にインテグレーション志向が高まっている反面、言語獲得やコミュニケーションの内容を十分に理解されない場合もある。このため、将来を見据えた保護者支援がより必要になっている。

千葉市立誉田東小学校きこえの教室では、教師サイドでの連携の必要性から、研修会を積極的に開催し情報交換を行っている。また、保護者との連携も重視し、軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入の助成活動も展開している。しかし、通常学級の先生方に軽度・中等度難聴児の教育について理解されていないことが多く、より一層、環境調整や理解啓発に努めている。

川崎市北部地域療育センターでは、難聴の発見が遅れた児童の来所がみられ、難聴に気付かれていても補聴器の装用が遅れている児童もいる。このため、乳幼児の相談・支援機関職員による啓発活動に努めている。また、センター職員として、重度心身障害児の対応を含めて、言語発達や情緒の発達、難聴ハイリスク児についての知識等の専門性をもつことも重要な課題だと捉えている。

神奈川県聴覚障害者福祉センターでは、難聴者相談の広報を行っているが、軽・中等度難聴者の利用はなかなか増えない状況がある。しかし、補聴器相談や聴覚障害乳幼児指導を実施していることもあり、徐々にではあるが、軽度・中等度難聴者の利用者が見られる。聴覚障害者情報提供施設は、難聴者相談や福祉機器の貸し出し、手話や要約筆記、ノートテイクなどの情報保障に関する情報をたくさん持っており、多くの人の利用を望んでいる。

第 5 章

総合考察

本研究は、聴覚特別支援学校及び難聴特別支援学級等に在籍する軽度・中等度難聴児（者）に対して、コミュニケーション力や学力・言語力等の生活上、学習上の現状と課題を明らかにし、適切な指導、必要な支援の在り方及び保護者、関係者等への支援について検討することを目的とした。

第1章 軽度・中等度難聴児に対する教育的対応の今日的課題では、聴力レベルにより、難聴の区分（軽度、中等度、高度、聾）がなされているが、聴力レベルの設定は様ではないことや各発達段階における軽度・中等度難聴児への指導上の課題について述べた。小寺（2000）が指摘するように、語音明瞭度を加味した聴力で分類するのが实际的であり、難聴児の生活の様子（自覚や困難性等）を踏まえて、教育的支援を検討する必要がある。

第3章では、聴覚特別支援学校、聴覚障害者情報提供施設、全国難聴言語障害学級及び通級による指導教室における実態調査の結果を報告した。

聴覚特別支援学校の調査では、軽度・中等度難聴児は、乳幼児教育相談で47%、幼稚園で29%、小学部で17%、中学部で18%、高等部で14%という結果であった。実際の指導において、軽度・中等度難聴児に特化した対応をしている学校が多いということは確認できなかった。

近年、地域によって差異があるが、聾学校全体で在籍数の減少化により、学級の少人数化現象が見られる。このことは集団保障の問題があるものの、個別の指導をよりきめ細かくできるという利点がある。今後は、これまで聾教育が培ってきた指導法を駆使し、軽度・中等度難聴児に対する教育的対応を学校体制（システム）として確立していくための検討が求められよう。

また、今回の調査では、聾学校における人工内耳装用児が1,000名以上に達していることが示された。このことは、新生児聴覚スクリーニング等の早期発見技術の進展や人工内耳装用後の成果等を背景として、今後の増加を予感させるものであった。現時点で、人工内耳装用児を一概に軽度・中等度難聴の枠に取り込む明確な根拠はないが、施術後の聴性反応や言語発達、障害認識等の側面からは、彼らに軽度・中等度難聴にも通じた課題があると捉え、具体的な教育的支援の在り方について検討すべき時期に来ていると考えられる。

次に、聴覚障害者情報提供施設ライブラリー及び地方ライブラリーの教育的利用に関する実態調査であるが、聴覚障害者情報提供施設（機関）においては、各機関の軽度・中等度難聴者（難聴者）の年間の平均利用者数は122名であった。学齢期の児童生徒の利用は平均51名と少なかった。渡邊氏が第4章第4節で述べているように、聴覚障害者情報提供施設において高い割合で展開されているライブラリー事業、相談事業、手話通訳派遣事業、要約筆記派遣事業、講座等の事業について、情報収集し、必要な支援を得ることが期待される。

本調査の自由記述からは、要約筆記や手話等の情報保障、難聴理解教育の推進等、教育機関への要望も挙げられた。本機関には、聴覚障害者が学校卒業後において利用すべき多くの情報がある。このため、教育機関はもとより行政も含めて、難聴者を支援するネットワーク作りが必要と考えられる。

全国難聴言語障害学級及び通級による指導教室における実態調査では、全体で 1,384 名の在籍を認めた。このうち、軽度・中等度難聴児（幼児、小学生、中学生）は 763 名であった。また、人工内耳（片耳・両耳）装用児は、161 名であった。

難聴言語障害学級においては、67%が軽度・中等度難聴児及び人工内耳装用児であった。今回の調査では、指導の実際について詳細な情報を得ることができなかったが、彼らの指導の実際（担当者や指導形態、指導内容等）について、指導体制全体から捉える必要がある。

また、今回の調査では、課題として保護者支援の必要性が示唆された。このことは聾学校にも共通した課題として捉えることができ、今後の具体的な協働体制の構築が必要である。

第 4 章では、軽度・中等度難聴児・者への指導と支援について、兵庫県立こばと聴覚特別支援学校、千葉市立誉田東小学校きこえの教室、川崎市北部地域療育センター、神奈川県聴覚障害者福祉センターの 4 機関が各機関での実践を報告した。

兵庫県立こばと聴覚特別支援学校は、0 歳から 5 歳児の早期教育を行っている。こばと校は聴覚障害のある幼児の教育に携わるにあたり、保護者に対する指導や支援を重点的に行っており、特に、在籍児の保護者への研修を年間通して、計画的に実施している。在籍児の 40%近くが中等度難聴児であること、重度難聴児のほとんどが人工内耳を装用していることから、中等度難聴を視野に入れた研修内容を設定している。今後は、軽度・中等度難聴児をテーマとして取り上げての教育内容の設定や研究を進める中で、具体的な指導・支援の充実が期待される。

千葉市立誉田東小学校きこえの教室では、難聴児が普段生活している通常学級との連携を重視している。具体的には担当教員が直接、学級訪問を行い、校長をはじめ学級担任や養護教諭と協議する場を設ける等の調整を行っている。特に学級訪問においては、年に数回、難聴理解授業を実践し、通常学級の児童へ理解啓発を行っている。この活動の詳細については、第 4 章第 2 節に紹介しているので、参考にされたい。

また、他の県内難聴学級、聾学校との連携として、難聴学級や聾学校の子どもと直接交流する場を設け、ワークショップ、スポーツ、サマーキャンプ等の活動を行っている。このような活動を通して、子どもに自己肯定感や自信をつけることの重要性が報告された。

川崎市北部地域療育センターでは、診療所業務、相談・療育（外来）業務、通園療育業務の 3 業務が行われている。相談を受けている軽度・中等度難聴児には、他の診断名も併せ持っている難聴重複児童もあり、総合的な支援をしている。しかし、難聴の発見が遅れたり、難聴に気付かれていても補聴器の装用が遅れている児童もいる。このため、他機関同様、軽度・中等度難聴について啓発活動を努めて行っている。

このことから、軽度・中等度難聴に関しては、聴覚障害のみならず、障害についての幅広い知識を有しておくことが重要である。また、軽度・中等度難聴児には関係機関連携を強化し、幼児期からの継続した切れ目のない支援を行うことで成果が期待できることが示唆された。

神奈川県聴覚障害者福祉センターは、相談、各種検査、ビデオライブラリー、講座、手話通訳者・要約筆記者の養成、研修及び認定試験、手話通訳者・要約筆記者の派遣、

聴覚障害者福祉の普及啓発等を幅広く展開している。特に、相談事業として0歳から18歳までの乳幼児・学齢児の聴覚に関する相談を受けている。

聴覚障害乳幼児指導として、保護者（家族）に対し、聴能、言語及びコミュニケーションについての指導を行っている。ここでの実践から、軽度・中等度難聴児に対しては、実際のコミュニケーションにおいて深いやり取りができず言語理解の乏しさを感じる人が多いことが報告された。また、3事例から、保護者の意識改革、同じ障害を持つ子ども同士の交流、個別の対応の重要性が指摘された。

以上の、調査や報告等から、今後の軽度・中等度難聴児（者）の教育的支援の在り方を検討する。

本研究における実践報告から、軽度・中等度難聴児の有する課題が、社会的に十分認知されていない状況が示された。つまり、「高度難聴と比較して障害が軽いので大きな心配はない。」あるいは「僅かの配慮があれば何とかなる。」というように捉えられ、軽度・中等度難聴がどのような障害であり、どのような問題を有しているのか等、指導上の課題が十分意識されてこなかったのではないかと振り返る必要がある。

近年、軽度・中等度難聴が注目されてきた背景としては、人工内耳装用や一側性難聴の障害についての社会的な理解の深まり、軽度・中等度難聴を有した重複障害児への注目と対応の効果等が考えられる。

本研究からは、軽度・中等度難聴の教育的支援にとって、当事者への教育内容の確立、保護者支援及び理解啓発が重要であることが確認された。

一般に、聴覚障害は外見ではわかりにくい障害だと言われる。特に、軽度・中等度難聴という障害は、「見過ごされやすい障害」であり、個別の教育的支援が必要である。このため、今後は、当事者にあっては、発達段階に応じた自己意識の適切な発達を支援する教育内容を検討すること。そのためには聴覚障害者情報提供施設からの情報を参考にしたり、卒業生等の成人軽度・中等度難聴者の抱える課題からのフィードバックを得ることが大切である。また、「障害認識・自己認識」といわれる支援プログラムに関する情報を収集し、実際の指導に活用することが重要である。

軽度・中等度難聴児は、通常の学校に在籍する場合が多いことから、彼らの能力を最大限伸長させるためにも、通常の小中学校への恒常的な理解啓発が必要である。このため聾学校においては、聴覚活用の多様性(きこえとニーズ)に対応した専門家を配し、難聴教育の要として、その役割を果たすことが求められる。

次に、保護者支援であるが、障害の軽重に係らず、障害の前に保護者は無力になる場合が多い傾向にある。このため、保護者に対しては、当事者同様に、切れ目のない継続した支援が求められる。保護者支援は家族も取り込み、医療、福祉、教育の関係者の連携が欠かせない。

さらに、聴覚障害教育関係者は、聴覚障害という障害の多様性や教育の可能性について、理解啓発を含む教育活動全体を通して、社会に広く理解されるように努めることが重要である。

(原田 公人)

引用文献・資料

小寺一興 補聴器の適応と適合検査、日本医師会雑誌 2000/3/15 (第123巻・第6号)

研究体制

(1) 研究協力機関

兵庫県立こばと聴覚特別支援学校 後藤純子

(2) 研究協力者

川崎市北部地域療育センター 伊原素子

神奈川県聴覚障害者福祉センター 渡邊 恵

東京都世田谷区立駒沢小学校 桜澤浩人

千葉県立誉田東小学校 小高裕子

(平成 22 年度研究パートナー校 千葉県立院内小学校)

国立特別支援教育総合研究所

原田公人 (研究代表者)、小田 侯朗 (副代表者)

坪田良一 (平成 23 年度特別支援教育研究研修員: 兵庫県立姫路聴覚特別支援学校)

資 料

**「軽度・中等度難聴児に対する指導と支援のあり方に関する研究」
にかかるアンケート調査**

《調査票ご記入にあたってのお願い》

以下の事項についてご留意いただき、ご記入をお願いいたします。

●アンケートの対象者について

調査用紙 1 の回答にあたっては、貴校の教務関係または聴能担当者

調査用紙 2 ～ 6 の回答にあたっては、学部（乳幼児相談室、幼稚部、小学部、中学部、高等部・専攻科）主事または主幹、主任等これに代わる者もしくは聴能関係担当者にご記入をお願いいたします。

●記入方法について

在籍幼児児童生徒数については、平成 22 年 12 月 1 日現在のものをご記入ください。
もし、必要と思われる資料等がございましたら、ご面倒でも 1 部コピーし、ご同封ください。

なお、本調査では、軽度・中等度難聴（30～70 dB）に人工内耳装用児、一側性難聴児を含めてご回答をお願いいたします。

●ご回答いただいた情報の取扱と結果の公表について

結果の公表にあたっては、学校名や個人が特定できないように統計的な処理を行います。
また、調査結果につきましては、集計終了次第、全国聾学校長会および各学校長宛にご送付いたします。詳細な分析結果につきましては、別途、あらためましてご報告いたします。

●締め切り

同封の封筒にて、平成 23 年 1 月 29 日（土）までにご返送いただきますようお願いいたします。

以上、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比 5-1-1

教育支援部 原田 公人（研究代表）

TEL:046-839-6876（直通）

E-mail:harada@nise.go.jp

教育研修情報部 小田 侯朗（研究副代表）

TEL:046-839-6859（直通）

E-mail:oda@nise.go.jp

「軽度・中等度難聴児に対する指導と支援のあり方に関する研究」調査票

調査用紙 1（教務関係・聴能担当者用）

I. 貴校の学校名と調査票に回答された方のお名前と職名をご記入ください。

学校名	(都道府県立 ・ 市立 ・ 私立)
記入者名	
職 名	

II. 貴校の幼児児童生徒数についてお尋ねします。

2-1. 幼児児童生徒数（※聴力別）を下記の表にご記入ください。なお、本表は、各学部の担当者に同様の質問をしております。各部の数字と齟齬がないようにご確認ください。

	40dB 未 満	40～ 59dB	60～ 79dB	80～ 99dB	100dB～	不明
乳幼児教育相談	名	名	名	名	名	名
幼稚部	名	名	名	名	名	名
小学部	名	名	名	名	名	名
中学部	名	名	名	名	名	名
高等部・専攻科	名	名	名	名	名	名
通級による指導	名	名	名	名	名	名

2-1. 上記の表の内、人工内耳装用児数〔両耳装用児数〕をご記入ください。

	人工内耳装用児数〔両耳装用児数〕 回答例： 1年生（4 〔1〕）名
乳幼児教育相談	0歳（ 〔 〕 ）名、1歳（ 〔 〕 ）名、2歳（ 〔 〕 ）名、 その他（ 〔 〕 ）名
幼稚部	年少（ 〔 〕 ）名、年中（ 〔 〕 ）名、年長（ 〔 〕 ）名
小学部	1年生（ 〔 〕 ）名、2年生（ 〔 〕 ）名、 3年生（ 〔 〕 ）名、4年生（ 〔 〕 ）名、 5年生（ 〔 〕 ）名、6年生（ 〔 〕 ）名
中学部	1年生（ 〔 〕 ）名、2年生（ 〔 〕 ）名、 3年生（ 〔 〕 ）名
高等部 専攻科	1年生（ 〔 〕 ）名、2年生（ 〔 〕 ）名、 3年生（ 〔 〕 ）名 1年生（ 〔 〕 ）名、2年生（ 〔 〕 ）名
通級による指導	小学生（ 〔 〕 ）名、中学生（ 〔 〕 ）名、 その他（ 〔 〕 ）名

2-2. 各部の人工内耳装用児以外の一側性難聴の幼児児童生徒数をご記入ください。

乳幼児教育相談	名	中学部	名
幼稚部	名	高等部・専攻科	名
小学部	名	通級による指導	名

2-3. 貴校では「通級による指導」を行っていますか。該当するものに○をつけてください。

() 行っている ・ () 行っていない

2-3-1. 2-3で「通級による指導を行っている」と回答された場合、そのうち軽度・中等度難聴児数をご記入ください。

() 名

2-3-2. 通級による指導における聴覚管理はどなたがやっていますか(複数回答可)。

- () 1. 通級担当者 () 2. 児童の在籍校内の聴覚管理担当者
 () 3. 児童の在籍校内の学級担任 () 4. 補聴器業者
 () 5. 耳鼻科医(学校医) () 6. かかりつけの耳鼻科医
 () 6. ST () 7. その他()

Ⅲ. 貴校の聴覚管理(聴覚補償)についてお尋ねします。

3-1. 貴校ではどなたが聴覚管理を担当していますか。該当する番号に○をつけてください(複数回答可)。

- () 1 学級担任 () 2 聴能担当者
 () 3 特別支援教育コーディネータ () 4 養護教諭
 () 5 耳鼻科医(学校医) () 6. かかりつけの耳鼻科医
 () 7 臨床心理士 () 8 学校心理士
 () 9. その他()

3-2. 補聴器の調整や点検など、補聴器管理はどなたが行っていますか。該当するものに○をつけてください(複数回答可)。

- () 1. 学級担任 () 2. 専任者(聴能担当者、ST、オーディオロジスト)、
 () 3. 外部関係者(補聴器業者) () 4. 本人 () 5. 保護者、
 () 6. その他()

3-3. 学校での補聴器の点検はどのような頻度で行っていますか。

- () 1. 定期的に行っている
 () 2. 不定期に行っている
 () 3. 学校としては特に行っていない。

3-3-1. 3-3で「定期的に行っている」と回答した場合、どのくらいの頻度で行っていますか。該当するものに○をつけてください

- () 1. 毎日 () 2. 週()回 () 3. その都度
 () 4. その他(※以下の欄にご記入ください。例：学部によって異なる)

--

3－4. 貴校ではどのような補聴システムを使用していますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- ☐ 1. 集団補聴器 ☐ 2. FM 補聴器
☐ 3. 磁気式フラットループ ☐ 4. 赤外線補聴システム
☐ 5. 特に使用していない
☐ 6. その他（例：学部によって異なる）

--

3－5. 学校での補聴器管理や聴覚管理を担当されている業務内容について該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- ☐ 1. 聴力測定 ☐ 2. 補聴器の選択 ☐ 3. 補聴器調整
☐ 4. 保護者への説明 ☐ 5. 補聴器調整データの管理
☐ 6. 聴覚活用等に関する資料収集、配布
☐ 7. その他（※以下の欄にご記入ください。例：子ども（中学部以上）に対して、自己選択するための助言）

--

3－6. 補聴器の調整で工夫していることがありましたら、ご記述ください。

--

3－7. 教室の遮音・防音、反響、雑音対策として行っていることをご記述ください。
（例：テニスボール、シールド）

--

3－8. 校内放送に関する補聴設備として行っていることがありましたらご記述ください。
（例：始業終業、緊急時のお知らせランプ）

--

(例：携帶用拡声器)

--

--

() 1. 研修がある () 2. 特に行っていない

- () 1. 軽度・中等度難聴のきこえ
- () 2. 一側性難聴の理解、配慮
- () 3. 補聴器の器機
- () 4. 人工内耳の器機
- () 5. 言語指導における配慮
- () 6. コミュニケーションにおける配慮
- () 7. きこえの疑似体験
- () 8. 補聴システム
- () 9. 保護者支援
- () 10. 関係機関との連携
- () 11. 障害の認識
- () 12. その他 (

--

- 103 -

「軽度・中等度難聴児に対する指導と支援のあり方に関する研究」調査票

調査用紙 2（教育相談・乳幼児相談室担当者用）

※本調査票は教育相談（乳幼児教育相談）を担当されている方にご回答をお願いいたします。

本調査票に回答された方のお名前と職名をご記入ください。

記入者名	
職 名	

I. 相談に来られている（乳）幼児数（※聴力別）についてお尋ねします。

1－1 在籍する（乳）幼児数の内訳（人数）をご記入ください。

40dB 未満	40～59dB	60～79dB	80～99dB	100dB～	不明
名	名	名	名	名	名

1－2. 人工内耳を装用する（乳）幼児の人工内耳装用閾値及び補聴器との併用の状態をご記入ください。

装用児番号	(例)	1	2	3	4
人工内耳 装用閾値	(3 5 dB)	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (5 5 dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし
装用児番号	5	6	7	8	9
人工内耳 装用閾値	dB	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし
装用児番号	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4
人工内耳 装用閾値	dB	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし

1－3. 伝音性難聴のお子さんは何人在籍していますか。

() 人在籍している ・ () 在籍していない

1－4. 骨導補聴器を装用しているお子さんは何人いますか。

() 人装用している ・ () 装用児はいない

1－4－1. 1－4で「骨導補聴器を装用している」と回答された場合、骨導補聴器の装用上の課題をご記述ください。

--

1－5. 一側性難聴のお子さんは何人在籍していますか。

() 人在籍している ・ () 在籍していない

1－5－1. 1－5で「一側性難聴児がいる」と回答された場合、補聴器は装用していますか。

() 人、補聴器を装用している ・ () 補聴器は装用していない

Ⅱ. 学習活動についてお尋ねします。

2－1. グループ分けの視点として、軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）を考慮していますか。

() 1. 考慮している () 2. 特に考慮していない
() 3. 在籍数が少ないので、回答できない

2－1－1. 2－1で「考慮している」と回答された場合、その具体的内容をご記述ください。

--

2－4. 指導上、軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）に対して、配慮していることはどのようなことですか。※例：声の大きさ、スピード、話す量、内容)

--

2－5. 軽度・中等度難聴児（人工内耳児・一側性難聴を含む）に対して、発音指導を行っていますか。

() 1. 行っている () 2. 行っていない

2-5-1. 発音指導でよく使用（所有）している教材がありましたら、具体的にご記述ください。

--

2-6. 聴覚学習を行うに際して、よく使用（所有）している音教材がありましたら、具体的にご記述ください。

--

Ⅲ. 保護者支援についてお尋ねします。

3-1. 軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）をもつ家族(特に母親)に対して、何をどのような形で情報提供、説明をしていますか。具体的にご記述ください。（例：通信（お便り）、掲示、軽度・中等度難聴の理解・受容等）

() 特にしていない

3-2. 軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）をもつ家族(特に父親)に対して、何をどのような形で情報提供、説明をしていますか。具体的にご記述ください。（例：子どものきこえについて説明等）

() 特にしていない

3-3. 保護者がともにきこえない（両親聾）場合に、情報提供・説明で配慮していることがあればご記述ください。（例：きこえに対する関心度を高める、きこえに対する保護者それぞれの考えを尊重する等）

--

Ⅵ. 軽度・中等度難聴児（人工内耳児を含む）への対応についてお尋ねします。

以下の項目について、現在取り組んでいることやお考えになっているものがあれば、具体的にご記述ください。

4－1. 理解啓発について（例：保護者も含め、難聴理解教育が必要と思われる等）

4－2. コミュニケーションについて（例：手話をどのように取り入れるか等）

4－3. 軽度・中等度難聴と他の障害を併せ有する子どもへの対応について（例：コミュニケーションの円滑にするための教材開発等）

4－4. 軽度・中等度難聴に関する補聴器等の費用について（例：補聴器購入の費用の援助の必要性等）

4－5. その他、軽度・中等度難聴に対する指導全般について、ご意見がありましたら、ご記述ください。

以上で終わります。ご協力ありがとうございました。

「軽度・中等度難聴児に対する指導と支援のあり方に関する研究」調査票

調査用紙 3（幼稚部担当者用）

※本調査票は幼稚部を担当されている方にご回答をお願いいたします。

本調査票に回答された方のお名前と職名をご記入ください。

記入者名	
職 名	

I. 在籍している幼児数（※聴力別）についてお尋ねします。

1－1 在籍する幼児の内訳（人数）をご記入ください。

40dB 未満	40～59dB	60～79dB	80～99dB	100dB～	不明
名	名	名	名	名	名

1－2. 人工内耳を装用する幼児の人工内耳装用閾値及び補聴器との併用の状態をご記入ください。

装用児番号	(例)	1	2	3	4
人工内耳 装用閾値	(3 5 dB)	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (5 5 dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし
装用児番号	5	6	7	8	9
人工内耳 装用閾値	dB	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし
装用児番号	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4
人工内耳 装用閾値	dB	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし

1－3. 伝音性難聴の幼児は何人在籍していますか。

() 人在籍している ・ () 在籍していない

1－4. 骨導補聴器を装用している幼児は何人いますか。

() 人装用している ・ () 装用児はいない

1－4－1. 1－4で「骨導補聴器を装用している」と回答された場合、骨導補聴器の装用上の課題をご記述ください。

--

1－5. 一側性難聴の幼児は何人在籍していますか。

() 人在籍している ・ () 在籍していない

1－5－1. 1－5で「一側性難聴児がいる」と回答された場合、補聴器は装用していますか。

() 人、補聴器を装用している ・ () 補聴器は装用していない

Ⅱ. 学習活動についてお尋ねします。

2－1. 各学年の学級数と学習グループ数をご記入ください。

学部	学級数		学習グループ数
幼稚園	年少		
	年中		
	年長		

2－2. 学級編制（クラス分け）の視点として、軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）を考慮していますか。

() 1. 考慮している () 2. 特に考慮していない
() 3. 在籍数が少ないので、回答できない

2－2－1. 2－2で「考慮している」と回答された場合、その具体的内容をご記述ください。

--

2－3. 指導上、軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）に対して、配慮していることはどのようなことですか。※例：声の大きさ、スピード、話す量、内容)

--

2－4．軽度・中等度難聴児（人工内耳児・一側性難聴を含む）に対して、発音指導を行っていますか。

（ ） 1．行っている （ ） 2．行っていない

2－4－1．発音指導でよく使用（所有）している教材がありましたら、具体的にご記述ください。

--

2－5．聴覚学習を行うに際して、よく使用（所有）している音教材がありましたら、具体的にご記述ください。

--

Ⅲ．保護者支援についてお尋ねします。

3－1．軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）をもつ家族(特に母親)に対して、何をどのような形で情報提供、説明をしていますか。具体的にご記述ください。（例：通信（お便り）、掲示、軽度・中等度難聴の理解・受容等）

（ ） 特にしていない

3－2．軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）をもつ家族(特に父親)に対して、何をどのような形で情報提供、説明をしていますか。具体的にご記述ください。（例：子どものきこえについて説明等）

（ ） 特にしていない

3－3．保護者がともにきこえない（両親聾）場合に、情報提供・説明で配慮していることがあればご記述ください。（例：きこえに対する関心度を高める、きこえに対する保護者それぞれの考えを尊重する等）

--

Ⅵ. 軽度・中等度難聴児（人工内耳児を含む）への対応についてお尋ねします。

以下の項目について、現在取り組んでいることやお考えになっているものがあれば、具体的にご記述ください。

4－1. 理解啓発について（例：本人や保護者、関係する人々に対して、難聴者のきこえや心理について説明することが必要と思われる等）

4－2. コミュニケーションについて（例：手話をどのように取り入れるか等）

4－3. 軽度・中等度難聴と他の障害を併せ有する子どもへの対応について（例：コミュニケーションの円滑にするための教材開発等）

4－4. 軽度・中等度難聴に関する補聴器等の費用について（例：補聴器購入の費用の援助の必要性等）

4－5. その他、軽度・中等度難聴に対する指導全般について、ご意見がありましたら、ご記述ください。

以上で終わります。ご協力ありがとうございました。

「軽度・中等度難聴児に対する指導と支援のあり方に関する研究」調査票

調査用紙 4（小学部担当者用）

※本調査票は小学部を担当されている方にご回答をお願いいたします。

本調査票に回答された方のお名前と職名をご記入ください。

記入者名	
職 名	

I. 在籍している児童数（※聴力別）についてお尋ねします。

1－1 在籍する児童の内訳（人数）をご記入ください。

40dB 未満	40～59dB	60～79dB	80～99dB	100dB～	不明
名	名	名	名	名	名

1－2. 人工内耳を装用する児童の人工内耳装用閾値及び補聴器との併用の状態をご記入ください。

装用児番号	(例)	1	2	3	4
人工内耳 装用閾値	(3 5 dB)	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (5 5 dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし
装用児番号	5	6	7	8	9
人工内耳 装用閾値	dB	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし
装用児番号	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4
人工内耳 装用閾値	dB	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし

1－3. 伝音性難聴の児童は何人在籍していますか。

() 人在籍している ・ () 在籍していない

1－4. 骨導補聴器を装用している児童は何人いますか。

() 人装用している ・ () 装用児はいない

1－4－1. 1－4で「骨導補聴器を装用している」と回答された場合、骨導補聴器の調整上の課題をご記述ください。

--

1－5. 一側性難聴の児童は何人在籍していますか。

() 人在籍している ・ () 在籍していない

1－5－1. 1－5で「一側性難聴児がいる」と回答された場合、補聴器は装用していますか。

() 人、補聴器を装用している ・ () 補聴器は装用していない

Ⅱ. 学習活動についてお尋ねします。

2－1. 各学年の学級数と学習グループ数をご記入ください。

学部	学級数		学習グループ数
小学部	1年		
	2年		
	3年		
	4年		
	5年		
	6年		

2－2. 学級編制（クラス分け）の視点として、軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）を考慮していますか。

() 1. 考慮している () 2. 特に考慮していない

() 3. 在籍数が少ないので、回答できない

2－2－1. 2－2で「考慮している」と回答された場合、その具体的内容をご記述ください。

--

2－3. 指導上、軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）に対して、配慮していることはどのようなことですか。※例：声の大きさ、スピード、話す量、内容）

--

2-4. 軽度・中等度難聴児（人工内耳児・一側性難聴を含む）に対して、発音指導を行っていますか。

() 1. 行っている () 2. 行っていない

2-4-1. 発音指導でよく使用（所有）している教材がありましたら、具体的にご記述ください。

--

2-5. 聴覚学習を行うに際して、よく使用（所有）している音教材がありましたら、具体的にご記述ください。

--

Ⅲ. 保護者支援についてお尋ねします。

3-1. 軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）をもつ家族(特に母親)に対して、何をどのような形で情報提供、説明をしていますか。具体的にご記述ください。（例：通信（お便り）、掲示、軽度・中等度難聴の理解・受容等）

() 特にしていない

3-2. 軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）をもつ家族(特に父親)に対して、何をどのような形で情報提供、説明をしていますか。具体的にご記述ください。（例：子どものきこえについて説明等）

() 特にしていない

3-3. 保護者がともにきこえない（両親聾）場合に、情報提供・説明で配慮していることがあればご記述ください。（例：きこえに対する関心度を高める、きこえに対する保護者それぞれの考えを尊重する等）

--

Ⅵ. 軽度・中等度難聴児（人工内耳児を含む）への対応についてお尋ねします。

以下の項目について、現在取り組んでいることやお考えになっているものがあれば、具体的にご記述ください。

4－1. 理解啓発について（例：本人や保護者、関係する人々に対して、難聴者のきこえや心理について説明することが必要と思われる等）

4－2. コミュニケーションについて（例：手話をどのように取り入れるか等）

4－3. 軽度・中等度難聴と他の障害を併せ有する子どもへの対応について（例：コミュニケーションの円滑にするための教材開発等）

4－4. 軽度・中等度難聴に関する補聴器等の費用について（例：補聴器購入の費用の援助の必要性等）

4－5. その他、軽度・中等度難聴に対する指導全般について、ご意見がありましたら、ご記述ください。

以上で終わります。ご協力ありがとうございました。

「軽度・中等度難聴児に対する指導と支援のあり方に関する研究」調査票

調査用紙 5（中学部担当者用）

※本調査票は中学部を担当されている方にご回答をお願いいたします。

本調査票に回答された方のお名前と職名をご記入ください。

記入者名	
職 名	

I. 在籍している生徒数（※聴力別）についてお尋ねします。

1－1 在籍する生徒の内訳（人数）をご記入ください。

40dB 未満	40～59dB	60～79dB	80～99dB	100dB～	不明
名	名	名	名	名	名

1－2. 人工内耳を装用する生徒の人工内耳装用閾値及び補聴器との併用の状態をご記入ください。

装用児番号	(例)	1	2	3	4
人工内耳 装用閾値	(3 5 dB)	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (5 5 dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし
装用児番号	5	6	7	8	9
人工内耳 装用閾値	dB	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし
装用児番号	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4
人工内耳 装用閾値	dB	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし

1－3. 伝音性難聴の生徒は何人在籍していますか。

() 人在籍している ・ () 在籍していない

1－4. 骨導補聴器を装用している生徒は何人いますか。

() 人装用している ・ () 装用児はいない

1－4－1. 1－4で「骨導補聴器を装用している」と回答された場合、骨導補聴器の調整上の課題をご記述ください。

--

1－5. 一側性難聴の生徒は何人在籍していますか。

() 人在籍している ・ () 在籍していない

1－5－1. 1－5で「一側性難聴児がいる」と回答された場合、補聴器は装用していますか。

() 人、補聴器を装用している ・ () 補聴器は装用していない

Ⅱ. 学習活動についてお尋ねします。

2－1. 各学年の学級数と学習グループ数をご記入ください。

学部	学級数		学習グループ数
中学部	1年		
	2年		
	3年		

2－1. 学級編制（クラス分け）の視点として、軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）を考慮していますか。

() 1. 考慮している () 2. 特に考慮していない

() 3. 在籍数が少ないので、回答できない

2－1－1. 2－1で「考慮している」と回答された場合、その具体的内容をご記述ください。

--

2－2. 指導上、軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）に対して、配慮していることはどのようなことですか。※例：声の大きさ、スピード、話す量、内容)

--

2－3．軽度・中等度難聴児（人工内耳児・一側性難聴を含む）に対して、発音指導を行っていますか。

（ ） 1．行っている （ ） 2．行っていない

2－3－1．発音指導でよく使用（所有）している教材がありましたら、具体的にご記述ください。

--

2－4．聴覚学習を行うに際して、よく使用（所有）している音教材がありましたら、具体的にご記述ください。

--

Ⅲ．保護者支援についてお尋ねします。

3－1．軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）をもつ家族(特に母親)に対して、何をどのような形で情報提供、説明をしていますか。具体的にご記述ください。（例：通信（お便り）、掲示、軽度・中等度難聴の理解・受容等）

（ ） 特にしていない

3－2．軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）をもつ家族(特に父親)に対して、何をどのような形で情報提供、説明をしていますか。具体的にご記述ください。（例：子どものきこえについて説明等）

（ ） 特にしていない

3－3．保護者がともにきこえない（両親聾）場合に、情報提供・説明で配慮していることがあればご記述ください。（例：きこえに対する関心度を高める、きこえに対する保護者それぞれの考えを尊重する等）

--

3－4. 軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）をもつ家族（特にきょうだい）に対して、配慮していることがありましたら具体的にご記述ください。

（例：きょうだい関係を育成し、言語モデルとなりうる説明等）

Ⅳ. 軽度・中等度難聴児（人工内耳児を含む）の自己のきこえに関する意識（自己概念、集団帰属意識等）についてお尋ねします。

4－1. 自分のきこえに関する意識について、どのような指導・支援の場面で取り扱っていますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- ☐ 1. 自立活動 ☐ 2. 特別活動 ☐ 3. 個別指導
☐ 4. 聴力測定後 ☐ 5. 特に取り扱っていない。
☐ 6. その他

4－2. 自分のきこえに関する意識について、指導する内容はどのようなものですか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- ☐ 1. きこえに曖昧さがあるということを自覚させる
☐ 2. 障害の受け止め（自己理解） ☐ 3. 友達と自分のきこえの違い
☐ 4. 手話の必要性 ☐ 5. 仲間（同障者）意識
☐ 6. 自信をもたせる ☐ 7. 聾の集団やきこえる集団との関わり
☐ 8. その他

Ⅴ. 軽度・中等度難聴児（人工内耳児を含む）への対応についてお尋ねします。

以下の項目について、現在取り組んでいることやお考えになっているものがあれば、具体的にご記述ください。

5－1. 理解啓発について（例：本人や保護者、関係する人々に対して、難聴者のきこえや心理について説明することが必要と思われる等）

5－2. コミュニケーションについて（例：手話をどのように取り入れるか等）

5－3. 軽度・中等度難聴と他の障害を併せ有する子どもへの対応について（例：コミュニケーションの円滑にするための教材開発等）

5－4. 軽度・中等度難聴に関する補聴器等の費用について（例：補聴器購入の費用の援助の必要性等）

5－5. その他、軽度・中等度難聴に対する指導全般について、ご意見がありましたら、ご記述ください。

以上で終わります。ご協力ありがとうございました。

「軽度・中等度難聴児に対する指導と支援のあり方に関する研究」調査票

調査用紙 5（高等部・専攻科担当者用）

※本調査票は高等部・専攻科学部を担当されている方にご回答をお願いいたします。

本調査票に回答された方のお名前と職名をご記入ください。

記入者名	
職 名	

I. 在籍している生徒数（※聴力別）についてお尋ねします。

1－1 在籍する生徒の内訳（人数）をご記入ください。

40dB 未満	40～59dB	60～79dB	80～99dB	100dB～	不明
名	名	名	名	名	名

1－2. 人工内耳を装用する生徒の人工内耳装用閾値及び補聴器との併用の状態をご記入ください。

装用児番号	(例)	1	2	3	4
人工内耳 装用閾値	(3 5 dB)	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (5 5 dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし
装用児番号	5	6	7	8	9
人工内耳 装用閾値	dB	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし
装用児番号	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4
人工内耳 装用閾値	dB	dB	dB	dB	dB
反対側 補聴閾値	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし	補聴器・ 人工内耳 (dB) なし

1－3. 伝音性難聴の生徒は何人在籍していますか。

() 人在籍している ・ () 在籍していない

1－4. 骨導補聴器を装用している生徒は何人いますか。

() 人装用している ・ () 装用児はいない

1－4－1. 1－4で「骨導補聴器を装用している」と回答された場合、骨導補聴器の調整上の課題をご記述ください。

--

1－5. 一側性難聴の生徒は何人在籍していますか。

() 人在籍している ・ () 在籍していない

1－5－1. 1－5で「一側性難聴児がいる」と回答された場合、補聴器は装用していますか。

() 人、補聴器を装用している ・ () 補聴器は装用していない

Ⅱ. 学習活動についてお尋ねします。

2－1. 各学年の学級数と学習グループ数をご記入ください。

学部	学級数		学習グループ数
高等部	1年		
	2年		
	3年		
専攻科	1年		
	2年		

2－2. 学級編制（クラス分け）の視点として、軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）を考慮していますか。

() 1. 考慮している () 2. 特に考慮していない

() 3. 在籍数が少ないので、回答できない

2－2－1. 2－2で「考慮している」と回答された場合、その具体的内容をご記述ください。

--

2－3. 指導上、軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）に対して、配慮していることはどのようなことですか。※例：声の大きさ、スピード、話す量、内容）

--

2－4．軽度・中等度難聴児（人工内耳児・一側性難聴を含む）に対して、発音指導を行っていますか。

（ ） 1. 行っている （ ） 2. 行っていない

2－4－1．発音指導でよく使用（所有）している教材がありましたら、具体的にご記述ください。

--

2－5．聴覚学習を行うに際して、よく使用（所有）している音教材がありましたら、具体的にご記述ください。

--

Ⅲ．保護者支援についてお尋ねします。

3－1．軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）をもつ家族(特に母親)に対して、何をどのような形で情報提供、説明をしていますか。具体的にご記述ください。

（例：通信（お便り）、掲示、軽度・中等度難聴の理解・受容等）

（ ） 特にしていない

3－2．軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）をもつ家族(特に父親)に対して、何をどのような形で情報提供、説明をしていますか。具体的にご記述ください。

（例：子どものきこえについて説明等）

（ ） 特にしていない

3－3．保護者がともにきこえない（両親聾）場合に、情報提供・説明で配慮していることがあればご記述ください。（例：きこえに対する関心度を高める、きこえに対する保護者それぞれの考えを尊重する等）

--

3－4. 軽度・中等度難聴児（人工内耳・一側性難聴を含む）をもつ家族（特にきょうだい）に対して、配慮していることがありましたら具体的にご記述ください。

（例：きょうだい関係を育成し、言語モデルとなりうる説明等）

Ⅳ. 軽度・中等度難聴児（人工内耳児を含む）の自己のきこえに関する意識（自

己概念、集団帰属意識等）についてお尋ねします。

4－1. 自分のきこえに関する意識について、どのような指導・支援の場面で取り扱っていますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- ☐ 1. 自立活動 ☐ 2. 特別活動 ☐ 3. 個別指導
☐ 4. 聴力測定後 ☐ 5. 特に取り扱っていない。
☐ 6. その他

4－2. 自分のきこえに関する意識について、指導する内容はどのようなものですか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- ☐ 1. きこえに曖昧さがあるということを自覚させる
☐ 2. 障害の受け止め（自己理解） ☐ 3. 友達と自分のきこえの違い
☐ 4. 手話の必要性 ☐ 5. 仲間（同障者）意識
☐ 6. 自信をもたせる ☐ 7. 聾の集団やきこえる集団との関わり
☐ 8. その他

Ⅴ. 軽度・中等度難聴児（人工内耳児を含む）への対応についてお尋ねします。

以下の項目について、現在取り組んでいることやお考えになっているものがあれば、具体的にご記述ください。

5－1. 理解啓発について（例：本人や保護者、関係する人々に対して、難聴者のきこえや心理について説明することが必要と思われる等）

5－2. コミュニケーションについて（例：手話をどのように取り入れるか等）

5－3. 軽度・中等度難聴と他の障害を併せ有する子どもへの対応について（例：コミュニケーションの円滑にするための教材開発等）

5－4. 軽度・中等度難聴に関する補聴器等の費用について（例：補聴器購入の費用の援助の必要性等）

5－5. その他、軽度・中等度難聴に対する指導全般について、ご意見がありましたら、ご記述ください。

以上で終わります。ご協力ありがとうございました。

全国難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

この調査は、本研究所調査研究「特別支援教育にかかる国の政策的課題や教育現場の課題への対応に資する基本的データの収集及び分析のための調査」の一部として実施するものです。

(担当者：小林倫代、松村勘由、小田侯朗、原田公人、牧野泰美、久保山茂樹)

担当の先生（難聴・言語障害教育担当者等）にご回答いただくにあたってのお願い

1. この調査は全国の傾向をみるためにのみ使用され、個々の学級や学校の事例として使用されることはありませんので、実態をそのまま記入してください。

2. この調査では便宜的に下記の名称を用いています。回答において下記の分類と名称にご留意ください。

学級・・・難聴特別支援学級、言語障害特別支援学級

教室・・・通級指導教室（難聴）、通級指導教室（言語障害）

※東京都の通級指導学級は 教室 として回答してください。

3. 調査用紙は難聴・言語障害学級・通級指導教室設置校（園）1校（園）につき1部を送付しています。「同一校に複数の学級や教室が設置されている」「同一校内に他校（園）の学級が設置されている」「センター等にまとめて設置されている」などの場合でも、複数の学級・教室を合わせてご回答いただくことを原則とさせていただきます。

ただし、学級・教室運営の実態や回答のしやすさから、学級・教室ごとに別の用紙に回答していただいてもかまいません。その場合恐縮ですがこの用紙をコピーして回答下さるようお願いします。

4. 記入は、平成23年9月1日現在で、お願いします。

返送は、平成23年9月末日を目安に、同封の返信用封筒にてお願いします。

ご不明の点は、下記までお問い合わせください（なるべく電子メールかファックスでお願いします）。

国立特別支援教育総合研究所 企画部 久保山茂樹

電話：046-839-6855 Fax：046-839-6909 電子メール：kuboyama@nise.go.jp

調査項目A 基本的統計資料

A-1 所在地

学校所在地を都道府県または政令指定都市でお書きください。

都・道・府・県・市

A-2 学級・教室の設置状況や担任者数

下の表のうち、校内に（またはセンター等内に）設置されている学級・教室について○印をしてください。学級・教室担当者のうち、小中学校等の教員（常勤及び非常勤）の人数を「教員」の欄に、それ以外の職員（言語障害専門職・介助員等）の数を「教員以外」に記入してください。

小学校

学級・教室の種類	設置	教員	教員以外
難聴特別支援学級		名	名
通級指導教室（難聴）		名	名
言語障害特別支援学級		名	名
通級指導教室（言語障害）		名	名

中学校

学級・教室の種類	設置	教員	教員以外
難聴特別支援学級		名	名
通級指導教室（難聴）		名	名
言語障害特別支援学級		名	名
通級指導教室（言語障害）		名	名

幼児の教室

学級・教室の種類	設置	教員	教員以外
幼児のきこえの教室		名	名
幼児のこたばの教室		名	名
上記以外の幼児の教室		名	名

A-3 指導対象幼児・児童・生徒数

(1) 指導対象幼児・児童・生徒の障害等について

平成23年9月1日現在、指導している全ての幼児・児童・生徒について、下の表の該当する欄に人数を記入してください。

- ・同一の学校に複数の学級や教室が設置されている場合は、それぞれの学級、教室が該当する表にすべて記入してください。
- ・幼児・児童・生徒1人について1障害に該当するものとして記入してください。
- ・難聴は、良耳の平均聴力レベルで記入してください。
- ・一側性難聴の幼児・児童・生徒及び人工内耳を装用している幼児・児童・生徒については、聴力レベルの欄に記入せず、それぞれの欄に人数を記入してください。
- ・人工内耳については、片耳装用か、両耳装用かを区別して記入してください。

① 特別支援学級用

「正式な指導対象」（難聴・言語障害学級在籍児、または、難聴・言語障害学級における通級による指導の対象児）か「それ以外」（教育相談等）かを分類して人数を記入してください。

区 分		正式な指導対象である子ども						それ以外の子ども					
		幼 児	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	高卒 以上	幼 児	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	高卒 以上
難 聴	40dB未満												
	40dB～59dB												
	60dB～79dB												
	80dB～99dB												
	100dB以上												
	聴力レベル不明												
	一側性難聴												
	人工内耳片耳装用												
	人工内耳両耳装用												
言 語 障 害	構 音 障 害												
	口 蓋 裂												
	吃 音												
	言語発達の遅れ												
	そ の 他												

② 通級指導教室、幼児の教室用

「指導対象として計数している」か「それ以外」かを分類して人数を記入してください。

区 分		指導対象として計数している子ども						それ以外の子ども					
		幼 児	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	高卒 以上	幼 児	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	高卒 以上
難 聴	40dB未満												
	40dB～59dB												
	60dB～79dB												
	80dB～99dB												
	100dB以上												
	聴力レベル不明												
	一側性難聴												
	人工内耳片耳装用												
	人工内耳両耳装用												
言 語 障 害	構 音 障 害												
	口 蓋 裂												
	吃 音												
	言語発達の遅れ												
	そ の 他												

③前ページの①と②の表で「その他」として記入した幼児・児童・生徒とはどのような子どもですか。

(2) 巡回による指導について

平成 23 年 9 月 1 日現在、巡回による指導をしている幼児・児童・生徒がいれば、あてはまる欄に人数を記入してください。

- ・ 担当者が指導対象児の在籍校に出向く形態で指導をしている・・・・・・・・人
- ・ 担当者も指導対象児も在籍校以外の場所に出向く形態で指導をしている・・・・人
- ・ 上記以外（具体的に）人

(3) 発達障害等について

平成 23 年 9 月 1 日現在、指導している全ての幼児・児童・生徒についてあてはまる欄に人数を記入してください。

	医師の診断や 専門機関の判定等がある						診断や判定等はないが 担当者の判断としてあてはまる					
	幼 児	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	高 卒 以 上	幼 児	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	高 卒 以 上
LD(学習障害)												
ADHD(注意欠陥多動性障害)												
自閉症												
高機能自閉症												
アスペルガー症候群												
広汎性発達障害												

(4) 卒業後の支援について

平成 23 年 3 月に卒業した幼児・児童は、卒業後どこで支援をうけていますか。あてはまる欄に人数を記入してください。

① 幼児期から小学校段階への移行にあたって

特別な支援なし	人
これまでの学級・教室で継続	人
言語障害学級	人
通級指導教室(言語障害)	人
難聴学級	人
通級指導教室(難聴)	人
知的障害学級	人
自閉症・情緒障害学級	人
通級指導教室(情緒障害)	人
通級指導教室(自閉症)	人
通級指導教室(学習障害)	人
通級指導教室(注意欠陥多動性障害)	人
特別支援学校(聴覚)小学部	人
特別支援学校(知的)小学部	人
医療機関等学校以外	人
その他 ()	人
その他 ()	

② 小学校段階から中学校段階への移行にあたって

特別な支援なし	人
これまで学級・教室で継続	人
中学校言語障害学級	人
中学校通級指導教室(言語障害)	人
中学校難聴学級	人
中学校通級指導教室(難聴)	人
中学校知的障害学級	人
中学校自閉症・情緒障害学級	人
中学校通級指導教室(情緒障害)	人
中学校通級指導教室(自閉症)	人
中学校通級指導教室(学習障害)	人
中学校通級指導教室(注意欠陥多動性障害)	人
特別支援学校(聴覚)中学部	人
特別支援学校(知的)中学部	人
医療機関等学校以外	
その他 ()	人
その他 ()	人

調査項目B 指導内容・方法

B-1 指導形態など

(1) 指導形態について、学級・教室の全体的な傾向として該当するもの1つに○印をしてください。

1. ほとんど1対1の指導である
2. 1対1の指導を中心とし、小グループによる指導を併用している
3. ほとんど小グループによる指導である
4. 小グループによる指導を中心とし、1対1の指導を併用している
5. その他_____

(2) 指導時間について、それぞれに該当する人数を記入してください。

指導している子ども全員について、この学級・教室での指導時間が

1. 主に、通常の学級等の授業終了後である子ども・・・・・・人
2. 主に、通常の学級等の授業時間中のいずれかである子ども・・・・人
3. その他_____人

(3) 現有する設備・備品に○印をし、()に具体名を記入してください。

- | | | |
|------------------|-----------|-------------|
| 1. オーディオメータ | 2. 騒音計 | 3. 音場聴力検査装置 |
| 4. 補聴器特性検査装置 | 5. 鼻息鏡 | 6. 発音発語訓練装置 |
| 7. 発音直視装置 | 8. 構音検査用具 | |
| 9. 発達検査・知能検査 () | | |

B-2 指導について

(1) 難聴児の指導について、課題になっていることを記入してください。

(2) 軽度・中等度難聴（人工内耳・一側性難聴を含む）の指導について、特に課題になっていることや行っている配慮について記入してください。

(3) 言語障害児の指導について、課題になっていることを記入してください。

(4) 指導において、デジタル教材やパソコン等を活用されていまして、その活用例を記入してください。

調査項目 C 学級・教室の経営等

C-1 学級・教室の経営について

学級・教室の経営上課題になっていることがらを3点まで記入してください。

- ・
- ・
- ・

C-2 通常の学級との連携について

(1) 難言学級や教室における指導に関する連携のうち行っているものすべてに○印をつけてください。

- | | | |
|------------------------------|-------|----------------|
| 1. 連絡帳 | 2. 電話 | 3. 学級・教室だよりの発行 |
| 4. 通常の学級の授業や行事等を参観する | | |
| 5. 指導報告書等を通常の学級に渡している | | |
| 6. 通常の学級の担任に授業参観してもらう | | |
| 7. 通常の学級の担任に学級や教室の行事を参観してもらう | | |
| 8. その他 () | | |

(2) 通常の学級における学習や生活に関する連携について、行っているものすべてに○印をつけ、具体例を記入してください。

1. 通常の学級の授業に参加し、指導対象児への個別的な支援を行う
具体例：
2. 通常の学級の授業に参加し、指導対象児以外の児童・生徒への個別的な支援を行う
具体例：
3. 通常の学級で、障害に関する授業を行う
具体例：
4. 通常の学級の担任から、指導対象児について相談を受ける
具体例：
5. 通常の学級の担任から、指導対象児以外の児童・生徒について相談をうける
具体例：
6. その他
具体例：

C-3 設置校内や地域での役割等について

(1) 校内の特別支援教育体制における役割

学級・教室の設置校の特別支援教育体制で指名されている役割について、該当するものに○印をつけてください(担当者が複数いる場合は、担当者全員についてあてはまるもの全てに○印をつけてください)。

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 特別支援教育コーディネーター | 2. 校内委員会等の委員 |
| 3. 校内就学指導委員会等の委員 | 4. その他 () |

(2) 地域の特別支援教育の体制での役割

地域の特別支援教育の体制で果たしている役割について、該当するものに○印をつけてください(担当者が複数いる場合は、担当者全員についてあてはまるもの全てに○印をつけてください)。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 地域特別支援教育コーディネーター | 2. 地域の就学指導委員会等の委員 |
| 3. 地域の専門家(巡回相談)チームの委員 | 4. 乳幼児健診の相談員 |
| 5. 就学時健診における言語スクリーニング | 6. その他 () |

(3) 地域・他機関との連携について

指導している子どもに対する検査等について、どの機関が実施しているか該当する欄に○印をつけてください。

	学級・教室 で実施	他機関等に依頼					
		医療 機関	療育 機関	聾学校 等	教育セン ター等	大学・ 研究所等	補聴器 業者等
聴力検査							
音場における聴力検査							
補聴器の特性検査							
補聴器フィッティング							
知能検査・発達検査							
構音検査							

(4) 学校以外の機関（医療機関・福祉機関等）との連携において課題があればお書きください。

C-4 幼児の指導について（幼児の指導や相談をしている場合のみお答えください）

(1) 指導や相談の開始について

①何歳ぐらいから相談や指導をしていますか。

相談は____歳ぐらいから 指導は____歳ぐらいから

②教室への紹介者はどの機関（健診等）でしょうか、あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 一歳半健診 2. 一歳半健診後の教室 3. 三歳児健診 4. 三歳児健診後の教室
5. その他の健診（ ） 6. 医療機関の医師 7. 医療機関の言語聴覚士
8. 幼稚園 9. 保育所 10. 障害児療育機関 11. 教育委員会
12. 保護者から直接 13. その他（ ）

(2) 地域の乳幼児健診に参加している場合、参加しているものに○印をつけてください。

1. 一歳六か月児健診の相談員 2. 一歳六か月児健診の事後指導スタッフ
3. 三歳児健診の相談員 4. 三歳児健診の事後指導スタッフ
5. その他の乳幼児健診（ ）の相談員 6. その他の乳幼児健診（ ）の事後指導スタッフ

(3) 幼児期の指導の後、小学校の学級・教室に就学する際の引き継ぎはどのようにしていますか。

①難言学級・教室への引き継ぎ

②通常の学級（在籍学級）への引き継ぎ

(4) 幼児担当者について

①幼児担当者（幼児の担当として配属された職員）はいますか。

☐ いる（ 名） ☐ いない（小学校教員等が担当）

②幼児担当者の所属はどこですか。（例：○○幼稚園、△△町役場××課、□□村教育委員会）

③幼児担当者の職種について、あてはまるものにレ印をし、人数等を記入してください。

- ☐ 幼稚園教諭 【☐ 常勤（ 名） ☐ 非常勤（ 名）（週に____回）】
☐ 保育士 【☐ 常勤（ 名） ☐ 非常勤（ 名）（週に____回）】
☐ 言語聴覚士 【☐ 常勤（ 名） ☐ 非常勤（ 名）（週に____回）】
☐ その他（ ） 【☐ 常勤（ 名） ☐ 非常勤（ 名）（週に____回）】

(5) 幼児の指導や教育相談をする場の名称を記入してください（例：○○小学校幼児部、△△町幼児ことばの教室）。

(6) 幼児の教育相談や指導をする利点や課題についてのお考えをお書きください。

・ 利点

・ 課題

C－5 小学校における中学生以上の指導や中学校における高校生以上の指導について

(小学校で中学生以上を指導している場合や中学校で高校生以上を指導している場合に記入してください)

(1) 中学生以上の対象児・者をどのような手続きで受け入れていますか。

(2) 中学生以上の対象児・者の指導方法や内容について課題があればお書きください。

C－6 保護者との連携について

(1) 保護者とのかかわりについて課題があればお書きください。

(2) 子どもの障害に対する保護者の理解に関して、課題や支援の具体例があればお書きください。

(3) 学級・教室で保護者と連携しながら実施している活動があればお書きください。

(4) 親の会活動について、該当する記号に○印をしてください。

①親の会の組織について

1. この学級・教室の対象児を中心とした親の会がある
2. 他校の学級・教室と合同の親の会がある
3. 上記の1, 2の両方にあてはまる
4. 現在、学級・教室としては親の会活動には関与していない

②親の会の運営について

5. 保護者が主に活動を計画・運営し、教師は補助的な役割を果たしている
6. 教師が主に活動を計画・運営し、保護者はこれに参加している
7. 活動内容によって、上記の5, 6の両方がある
8. その他 ()

③親の会の運営等について課題があればお書きください。

調査項目D 勤務・研修等について

D-1 勤務について

現在の勤務時間や勤務内容などについて課題があればお書きください。

D-2 研修について

(1) 学級・教室の担当者全員について、難言教育の経験年数、大学・研究所・センター等における難聴・言語障害教育に関する研修経験などについて下記に記入してください。

	難言教育の 経験年数	難言教育を初めて 担当する際の研修経験	難言教育を担当 する中での研修経験	難言教育以外の特別支援 教育に関する研修経験
担当者A	____年__月	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】
担当者B	____年__月	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】
担当者C	____年__月	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】
担当者D	____年__月	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】
担当者E	____年__月	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】
担当者F	____年__月	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】
担当者G	____年__月	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】
記入例1	3年__月	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】
記入例2	9年__月	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】	【 有 ・ 無 】

(2) 難聴・言語障害教育に関する研修の内容をお書きください

調査項目E 自由記述

難聴・言語障害教育の現在・将来などについて感じていることをお書きください。
また、その他にご意見がありましたらお書きください。

ご協力ありがとうございました。

下記に、学校名や記入された先生のお名前を記入いただければ幸いです。差しつかえない範囲でご協力お願い申し上げます。

学校名 _____

記入者 _____

資料3

聴覚障害者情報提供施設・聴覚障害者センター 軽度・中等度難聴者に関する実態調査

< 調 査 票 >

ご回答にあたってのお願い

1. ご回答いただく方

貴機関で聴覚障害者対象の業務を担当されている方。

2. 記入方法について

調査票は「聴覚障害者情報提供施設・聴覚障害者センター 軽度・中等度難聴者に関する実態調査票」1部です。その他として具体的にご記入いただく場合や自由記述をお願いする場合は設問の下にある余白にご記入ください。ご記入いただく代わりに資料を添付される場合には、その旨注記をお願いいたします。

本調査に関するご意見等ありましたら、最終頁の余白にお書きください。

3. ご回答の期限

ご回答は、平成23年12月9日（金）までにご投函くださいますようお願いいたします。

4. ご返送方法について

アンケートのご返送は同封の返信用封筒をお使いください。

貴機関の要覧、パンフレット、あるいは本調査の参考になる資料等がありましたら、差し支えない範囲で本アンケート用紙とともにご同封ください。

5. 回答いただいたアンケート内容について

ご記入いただいたアンケート結果の公表にあたっては、各施設・個人が特定できないように配慮し、集団での統計的な処理を行います。

また結果をまとめた報告書を、回答いただいた機関にお送りいたします。

※ 本調査の結果を基に、一部機関に対して、2次調査：聞き取り調査を計画しております。
その際にもご協力をお願いいたします。

※ 本調査票という軽度・中等度難聴者とは「ろう者」ではなく「難聴者」とお考えください。

※ 回答いただく内容は平成23年度の活動（事業）とし、選択肢については、該当するものに○をつけてください。

なお、数値等のうち、職員数については、平成23年10月1日現在のものをご回答ください。年間の利用実績については、平成22年度のものでお願いいたします。

機 関 名	
記入者名	
職 名	

1. 貴機関の組織

貴機関の組織についてお尋ねします。

- 1-1 職員数は全体で何人ですか () 人
- 1-2 うち専任職員は何人ですか () 人
- 1-3 軽度・中等度難聴者（「**難聴者**」）に対応する専任の職員がいますか。
- () a. いる : () 人
- () b. いない

2. 貴機関の利用状況

貴機関の利用者の状況についてお尋ねします。該当する番号に○をつけてください。

- 2-1 貴機関の年間の利用者は延べ何人いますか。
- 年間 () 人程度
- 2-2 年間の利用者のうち、軽度・中等度難聴者（「**難聴者**」）の利用者がいますか。
- () a. いる : 年間 () 人程度
- () b. いない
- 2-3 軽度・中等度難聴者（「**難聴者**」）で人工内耳装用者・一側性難聴者難聴者の利用はありますか。
わかる範囲でご回答ください。
- () a. 人工内耳装用者 : 年間 () 人程度
- () b. 一側性難聴者難聴者 : 年間 () 人程度
- () c. その他 ()
- 2-4 聴力の程度にかかわらず学齢期（小学1年生から中学3年生まで）の方の利用がありますか。
わかる範囲でご回答ください。
- 年間 () 人程度

3. 部門別事業

貴機関にはどのような部門の事業を行っていますか。（複数回答可）

- () a. ライブラリー事業 →4へ
- () b. 相談事業（生活相談、コミュニケーション相談・補聴相談等を含む） →5へ
- () c. 手話通訳派遣事業 →6へ
- () d. 要約筆記派遣事業 →7へ
- () e. 講座 →8へ
- () f. その他 →9へ

4. 「3. 部門別事業」で「a. ライブラリー事業」に○をつけた方にお尋ねします。

4-1 軽度・中等度難聴者（**難聴者**）によく用いられるコンテンツがあればご記入ください。

--

4-2 学齢期（小学1年生から中学3年生まで）の軽度・中等度難聴者（**難聴者**）が用いるのに
適当なコンテンツがあればご記入ください。

--

5. 「3. 部門別事業」で「b. 相談事業」に○をつけた方にお尋ねします。

5-1 軽度・中等度難聴者（**難聴者**）に特化した事業を行っていますか。

例：補聴器交付相談、補聴相談など

() a. 行っている

() b. 行っていない

5-2 「5-1」で「a. 行っている」と回答された場合、どのような事業ですか。
具体的にご記述ください。

--

6. 「3. 部門別事業」で「c. 手話通訳派遣事業」に○をつけた方にお尋ねします。

6-1 軽度・中等度難聴者（**難聴者**）に特化した派遣事業を行っていますか。

例：日本語に対応した手話通訳など

() a. 行っている

() b. 行っていない

- 6-2 「6-1」で「a. 行っている」と回答された場合、どのような内容ですか。
具体的にご記述ください。

7. 「3. 部門別事業」で「d. 要約筆記派遣事業」に○をつけた方にお尋ねします。

- 7-1 軽度・中等度難聴者（「**難聴者**」）に特化した派遣事業を行っていますか。
例：情報をまとめるのではなく、できるだけ詳細に伝えるなど

- () a. 行っている
() b. 行っていない

- 7-2 「7-1」で「a. 行っている」と回答された場合、どのような内容ですか。
具体的にご記述ください。

8. 「3. 部門別事業」で「e. 講座」に○をつけた方にお尋ねします。

- 8-1 軽度・中等度難聴者（「**難聴者**」）に特化した講座を行っていますか。
例：読話教室、難聴者手話教室など

- () a. 行っている
() b. 行っていない

- 8-2 「8-1」で「a. 行っている」と回答された場合、どのような内容ですか。
具体的にご記述ください。

9. 「3. 部門別事業」で「f. その他」に○をつけた方にお尋ねします。

軽度・中等度難聴者（「難聴者」）に特化した事業を行っている場合、どのような内容ですか。
具体的にご記述ください。

例：難聴者同士の交流会

10. 軽度・中等度難聴者への支援

軽度・中等度難聴者（「難聴者」）への支援についてお尋ねします。
該当する記号に○をつけてください。

10-1 軽度・中等度難聴者（「難聴者」）の方に対し、障害の受け止め（自己理解）に関する支援の必要性を感じていますか。

- () a. 大いに必要 () b. ある程度必要
() c. それほど必要性はない () d. 全く必要性がない

10-2 自分のきこえについて理解するための支援の必要性を感じていますか。

- () a. 大いに必要 () b. ある程度必要
() c. それほど必要性はない () d. 全く必要性がない

10-3 コミュニケーション上、手話力向上のための支援の必要性を感じていますか。

- () a. 大いに必要 () b. ある程度必要
() c. それほど必要性はない () d. 全く必要性がない

10-4 人工内耳や補聴器装用に関する支援の必要性を感じていますか。

- () a. 大いに必要 () b. ある程度必要
() c. それほど必要性はない () d. 全く必要性がない

10-5 仲間集団の形成や集団帰属についておいて軽度・中等度難聴者同士の会話の際に、何らかの支援の必要性を感じていますか。

- () a. 大いに必要 () b. ある程度必要
() c. それほど必要性はない () d. 全く必要性がない

1 1. 今後の課題

1 1－1 成人の軽度・中等度難聴者（「**難聴者**」）に関して、取り組むべき課題があると思いますか。

（ ） a. ある

（ ） b. ない

1 1－2 「1 1－1」で「a. ある」と回答された場合、それはどのようなものですか。具体的にご記入ください。

--

1 1－3 軽度・中等度難聴者（「**難聴者**」）に関して、教育機関が取り組むべき課題があると思いますか。

（ ） a. ある

（ ） b. ない

1 1－4 「1 1－3」で「a. ある」と回答された場合、それはどのようなものですか。具体的にご記入ください。

--

以上で終わります。 ご協力いただきありがとうございました。

研究分担者・協力者一覧

(1) 研究協力機関

兵庫県立こぼと聴覚特別支援学校 後藤純子

(2) 研究協力者

川崎市北部地域療育センター 伊原素子

神奈川県聴覚障害者福祉センター 渡邊 恵

東京都世田谷区立駒沢小学校 桜澤浩人

千葉県立誉田東小学校 小高裕子

(平成 22 年度研究パートナー校 千葉県立院内小学校)

国立特別支援教育総合研究所

原田公人 (研究代表者)、小田 侯朗 (副代表者)

坪田良一 (平成 23 年度特別支援教育研究研修員：兵庫県立姫路聴覚特別支援学校)

おわりに

本研究所の聴覚障害教育研究班では、これまで聴覚障害児童生徒の障害やコミュニケーション手段の多様化が課題と捉え、特別支援学校（聴覚障害）における手話活用や授業とその評価について研究を進めてきました。

この度、軽度・中等度難聴に焦点を当てた研究に着手したのは、聴覚障害児（者）は、特別支援学校（聴覚障害）だけでなく、様々な場で教育を受けていること、また、聴力レベルの程度にかかわらず、難聴が呈する状態像は多様であることにより、もったときめ細かな指導・支援が必要ではないかと考えたことが契機でした。

このため、本研究に当たっては、他機関の実践者、専門家の支援を受け、実地調査を行い、基礎情報を収集することから始めました。限られた研究スタッフで、研究期間2年で3つの調査を実施しましたが、十分な分析ができなかったと反省があります。

本報告書が、各機関の軽度・中等度難聴児の指導・支援を進めるうえで参考になることを願っています。

最後に、本研究を通して、全国調査の回答にご協力いただきました各特別支援学校、聴覚障害情報提供施設、研究協力機関として情報提供くださいました特別支援学校、研究協力者の皆様に感謝申し上げます。

なお、本報告書に併せて理解啓発リーフレットを刊行いたしました。各機関でご利用いただければ幸いです。

（研究代表者 原田 公人）

執筆者一覧

第 1 章 原田 公人（国立特別支援教育総合研究所）

第 2 章

第 3 章 第 1 節 原田 公人・小田 侯朗（国立特別支援教育総合研究所）

坪田 良一（平成 23 年度特別支援教育研究研修員）

後藤 純子（兵庫県立こばと聴覚特別支援学校）

第 2 節 原田 公人（国立特別支援教育総合研究所）

第 3 節 小田 侯朗（国立特別支援教育総合研究所）

第 4 章 第 1 節 後藤 純子（兵庫県立こばと聴覚特別支援学校）

第 2 節 小高 裕子（千葉市立誉田東小学校）

第 3 節 伊原 素子（川崎市北部地域療育センター）

第 4 節 渡邊 恵（神奈川県聴覚障害者福祉センター）

第 5 節 原田 公人（国立特別支援教育総合研究所）

第 5 章 原田 公人（国立特別支援教育総合研究所）

専門研究 A

軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の在り方に関する研究

平成 22 年度～23 年度

研究成果報告書

研究代表者 原田公人

平成 24 年 3 月

著作 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

発行 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585

神奈川県横須賀市野比 5 丁目 1 番 1 号

TEL : 046-839-6803

FAX : 046-839-6918

<http://www.nise.go.jp>